

滑川町告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項及び第102条第2項の規定に基づき、次のとおり第232回滑川町議会定例会を招集する。

令和4年5月27日

滑川町長 吉 田 昇

記

- 1 招 集 日 令和4年6月7日
- 2 招集場所 滑川町議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（13名）

1 番	宮	島	一	夫	議員	2 番	高	坂	清	二	議員
3 番	松	本	幾	雄	議員	5 番	上	野	葉	月	議員
6 番	井	上	奈	保	子	議員	7 番	紫	藤	明	議員
9 番	北	堀	一	廣	議員	10 番	上	野	廣	議員	
11 番	菅	間	孝	夫	議員	12 番	内	田	敏	雄	議員
13 番	吉	野	正	浩	議員	14 番	阿	部	弘	明	議員
15 番	瀬	上	邦	久	議員						

不応招議員（なし）

令和4年第232回滑川町議会定例会

令和4年6月7日（火曜日）

議事日程（第1号）

開会及び開議の宣告

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
- 町長提出議案の一括上程、説明
- 5 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(滑川町税条例等の一部を改正する条例)
 - 6 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - 7 議案第32号 滑川町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について
 - 8 議案第33号 滑川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 9 議案第34号 滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 10 議案第35号 滑川町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 11 議案第36号 滑川町ひとり親家庭等の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 12 議案第37号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 13 議案第38号 滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
 - 14 議案第39号 令和4年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定について
 - 15 議案第40号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議定について
 - 16 議案第41号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議定について
 - 17 議案第42号 令和4年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定について

- 18 議案第43号 町道路線の廃止について
- 19 議案第44号 町道路線の認定について
- 20 一般質問

出席議員（12名）

1番	宮	島	一	夫	議員	2番	高	坂	清	二	議員	
5番	上	野	葉	月	議員	6番	井	上	奈	保	子	議員
7番	紫	藤		明	議員	9番	北	堀	一	廣	議員	
10番	上	野		廣	議員	11番	菅	間	孝	夫	議員	
12番	内	田	敏	雄	議員	13番	吉	野	正	浩	議員	
14番	阿	部	弘	明	議員	15番	瀬	上	邦	久	議員	

欠席議員（1名）

3番 松 本 幾 雄 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	吉	田	昇							
副町	長	柳	克	実							
教	育	長	馬	場	敏	男					
総	務	政	策	課	長	小	柳	博	司		
税	務	課	長	篠	崎	仁	志				
会	計	管	理	者	兼	高	坂	克	美		
会	計	課	長								
町	民	保	険	課	長	岩	附	利	昭		
福	祉	課	長	木	村	晴	彦				
高	齡	介	護	課	長	篠	崎	美	幸		
健	康	づ	く	り	課	長	武	井	宏	見	
環	境	課	長	関	口	正	幸				
産	業	振	興	課	長	兼	服	部	進	也	
農	業	委	員	会	事	務	局	長			
建	設	課	長	稻	村	茂	之				
教	育	委	員	会	事	務	局	長	澄	川	淳
上	下	水	道	課	長	會	澤	孝	之		

本会議に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	島	田	昌	徳
書				記		田	島	百	華
録				音		松	葉	良	次

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開会及び開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には大変ご多用のところ、第232回滑川町議会定例会にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、3番、松本幾雄議員より欠席届が提出されました。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第232回滑川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名します。

1番 宮 島 一 夫 議員

12番 内 田 敏 雄 議員

13番 吉 野 正 浩 議員

以上、3名の方、願います。

◎会期の決定

○議長（瀬上邦久議員） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会でご審議いただいておりますので、議会運営委員会委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会、北堀一廣委員長、願います。

〔議会運営委員長 北堀一廣議員登壇〕

○議会運営委員長（北堀一廣議員） 皆さん、おはようございます。9番、北堀です。議長のお許しをいただきましたので、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会の運営に関わる議会運営委員会は、去る5月31日午前10時から開催をいたしました。

なお、出席者は、議長をはじめ議会運営委員6名、執行部より柳副町長、小柳総務政策課長に出席をいただいたところでございます。

なお、付議されます案件等について説明を受け、慎重に審議をしたところでございます。

その結果、会期は本日から6月13日までの7日間とし、そして本日は諸般の報告、行政報告、町長提出議案の一括上程、説明、一般質問を行います。

2日目は、一般質問を行います。

3日目は休会とし、午前10時から全員協議会を開催をいたします。

4日目は、議案審議とします。

5日目、6日目は、休日休会となります。

7日目は、議案審議といたします。そして、全議案審議、全日程終了次第、閉会することと決定をいたしました。

なお、会期日程につきましては、お手元に配付した会期予定表のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月13日までの7日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月13日までの7日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（瀬上邦久議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の会期予定、議事日程及び議案等につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から令和3年度滑川町一般会計繰越明許費繰越計算書の提出がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和4年3月、4月、5月実施の例月出納検査の結果報告及び令和4年2月実施の定期監査の結果報告がありました。報告書は事務局に保管してありますので、随時閲覧願います。

次に、本職宛てに提出のありました陳情書、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情書、国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、閉会中に議長が出席をしました会議等につきましては、報告書を配付してございますが、この場において幾つかご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、5月19日の比企郡町村議会議長会の総会において役員の改選が行われ、同会の会長に川島町選出の小峯松治議長が就任をいたしました。

次に、5月30日、全国町村議会研修が東京国際フォーラムで開催されました。コロナ禍の影響で2年ぶりの開催でしたが、宮島副議長と参加をさせていただきました。

以上でございます。

次に、比企広域市町村圏組合議会臨時会の報告を吉野正浩議員、お願いします。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。議長のお許しをいただきましたので、報告させていただきます。

去る5月24日火曜日午前10時から東松山市役所の議会議場におきまして、令和4年第2回比企広域市町村圏組合議会臨時会が開催され、議会からは瀬上議長と私、吉野が行ってまいりました。

内容ですが、まず新しく議員になられたということで、ときがわ町の田中紀吉さん、ときがわ町の小島利枝さんが紹介されました。

議案としましては4本ございまして、議案第14号につきましては専決処分について、人事院規則の一部改正に伴う育児休業に関する条例の一部の改正についてです。

議案第15号につきましては、財産の取得についてです。これは、滑川分署、水槽付消防ポンプ自動車の取得の関係でございます。

議案第16号、やはり財産の取得ですが、小川消防団第1分団第4部、消防自動車の購入の関係です。

議案第17号につきましては、比企広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、質疑、討論もなく、全員賛成ということで終了しました。詳しくは、議会事務局に資料が用意してございますので、よろしくをお願いします。

これで私からの報告を終わらせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、小川地区衛生組合議会臨時会の報告を菅間孝夫議員、お願いします。

〔11番 菅間孝夫議員登壇〕

○11番（菅間孝夫議員） 11番、菅間孝夫です。それでは、議長の命により、令和4年小川地区衛生組合議会第1回臨時議会の報告を申し上げます。

臨時議会は、去る5月13日、小川町の議場において行われ、滑川町からは吉田町長、瀬上議長、それに私の3名が出席いたしました。

午前10時に開会され、新たに議員となったときがわ町の2名が自己紹介いたしました。

会期については本日のみと決定され、環境衛生常任委員会委員長の選任や管理者の挨拶が行われました。

議案審議は1件です。内容は、3月31日、小川町職員の異動に伴い退任となった前副町長の後任である藤井大司副町長を当組合の副管理者に選任するものです。質疑等はなく、全員の賛成により選任されました。

以上で、令和4年小川地区衛生組合第1回臨時議会の報告といたします。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（瀬上邦久議員） 日程第4、行政報告を行います。

吉田町長より一般行政報告をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 皆さん、おはようございます。町長の吉田でございます。議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして、挨拶と一般行政報告を申し上げます。

まず初めに、私も5月27日に新型コロナウイルスの濃厚接触者ということに指定をされまして、28日に保健所でPCRの検査を受けました。その結果、陽性ではございましたけれども、濃厚接触者は6日間の自宅待機ということに指定をされまして、6月2日までの間、自宅待機をしたわけでございます。その間、特に5月31日の議会運営委員会、そしてその後の全員協議会、これにも出席をできず、大変重要な会議を欠席をさせられました。代わりに副町長に務めていただいたわけでございますが、特に全協の中での下水道の賦課漏れの件につきましては、皆さんに深い説明を申し上げ、ご理解をいただきたいというふうに思っていたわけでございますが、かないませんでした。この件につきましては平成9年からということ、27年間にわたりまして賦課漏れがあったということで、本当にこんな長い間どうして発見されなかったのだろう、私も本当にどうしてこんなことがあったのだろうというふうに思っておるところでございますが、こうしたことは二度とあってはならないこととございまして、今後におきましても二度とこのようなことが起こらないよう十分注意をしまいたいというふうに思います。そして、再発防止、これにつきましてはしっかりとやってまいりたいというふうに思います。

私たち管理者、町長、副町長につきましては、町法の適用は受けませんが、しかしやっぱりこの問題の監督責任は、町長、副町長、十分あるということと深く反省をし、そしてその処置と申しましょうか、監督不十分ということから、今定例会に町長、副町長の給与を10%、3か月減額の条例を提案させていただきました。ご可決をぜひ賜りたいというふうに思うわけでございます。本当に監督責任行き届かず、誠に皆さんに申し訳ないと、心からおわびをする次第でございます。本当に申し訳なかったです。

次に、一般行政報告、挨拶を申し上げます。

本日は、第232回滑川町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれまし

ては、農繁期で何かとお忙しい中、ご出席を賜りまして開会できますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会は、令和4年度一般会計補正予算の議定をはじめ、全15議案の審議をお願いするものでございます。慎重審議を賜りまして、原案どおり可決いただきますようお願いを申し上げます。

ここで、一般行政報告を申し上げます。

町の新型コロナワクチン接種については、2回の接種を終えた方のうち、5月末日までに77%の方が3回のワクチン接種を終えました。現在4回目のワクチン接種に向けて関係機関との調整を図っております。今後も、適切な情報収集と情報発信に努め、町民の皆様が安心して生活できるよう対策を講じてまいりますので、町民の皆様と関係各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

次に、令和3年度の各会計でございますが、去る5月31日をもって出納閉鎖をいたしました。厳しい財政状況ではありますが、ほぼ順調に推移することができました。詳細につきましては、9月議会で決算として報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

2月から始まったロシアによるウクライナへの軍事侵攻による被害は拡大の一途をたどっております。町として、3月9日に、ロシアの行為は国連憲章及び国際法に違反し、国際社会における平和と秩序を脅かす暴挙であり断じて認めることはできず、町民の生命と財産を守る立場からロシアによるウクライナへの攻撃や主権侵害に厳重に抗議するとともに、人命を守ることを最優先として、一刻も早い平和的な解決を強く求めるとのメッセージをホームページで表明いたしました。

次に、住民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、機構改革を実施し、4月から新たに高齢介護課を設置しました。同時に福祉、保険、上下水道に関する事務の見直しを行い、部署の整理を行いました。

次に、健康長寿を目指す滑川町にとって誠に喜ばしいことに、3月14日に福田の宇田川芳子さんが、4月16日に福田の堀口ブンさんが100歳を迎えられました。町として一世紀長寿祝金支給条例に基づき、お祝いを申し上げたところでございます。

次に、滑川町へのふるさと納税について、ふるさと納税ポータルサイトを利用して寄附金の申込みができるように整備をいたしました。現在の返礼品は、谷津田米、国営武蔵丘陵森林公園の入園券・利用券、高根カントリー倶楽部の利用券となっております。今後も寄附の申込みが増えるよう取り組んでまいります。

次に、5月10日に福田小学校で開校150周年記念式典が行われました。9月には宮前小学校でも開校150周年記念式典が行われる予定です。ともに明治6年に創立された歴史と伝統のある学校です。長年、学校教育にご協力いただきました先生方をはじめ、保護者の皆様、地域の皆様に深く感謝を申し上げます。

次に、5月16日に子どもまつりを開催しました。昨年に引き続き、感染症対策として学校ごとの分散開催とし、人数制限を設けた中で実施をいたしました。約400人の子どもたちが参加し、たくさんの方々の笑顔を見せていました。

これら教育行政の詳細につきましては、後ほど教育長より報告があるものと思われま

す。最後に、表彰関係でございますが、4月の春秋叙勲におきまして、教育行政の発展に尽力された中村幸一さんが瑞宝双光章を受章されました。また、4月に逝去された井上裕壹さんが教育行政の発展に尽力された功績により、正六位瑞宝双光章を受章されました。

これから出水期を迎え水害等の危険が高まる時期となります。消防や自主防災組織など関係機関と協働し、住民とともに職員が一丸となって安心安全な町づくりに努めてまいります。

以上、主なものだけでございますが、開会に当たっての挨拶と一般行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 続いて、馬場教育長より教育行政報告をお願いします。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、教育長、教育関係の報告を申し上げます。

今年度もスタートいたしまして2か月あまりが経過いたしました。新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、おかげさまで幼稚園及び小中学校につきましては、教育活動を順調に進めておるところでございます。

議員の皆様には、入園式、入学式、さらには運動会、体育祭にご来賓としてご招待できず、成長した子どもたちの姿を見てもらうことができず、大変申し訳なく思っております。中学校は、体育祭を延期し6月1日に、福田小学校は運動会を6月4日に成功裏のうちに終了しております。

続きまして、本町では、昨年度、第3期滑川町教育振興基本計画を策定し、計画に基づき各施策を実施しております。本計画の基本理念である「人・まちをつなげ、未来へつながる滑川町の教育」は、町づくりの目標「住んでよかった 生まれてよかったまちへ 住まいるタウン滑川」を踏まえ、「学んでよかったまちへーチーム滑川での教育ー」を目指し、今年度も引き続き各学校、園での取組を進めています。本計画は、本町への誇りと愛情を持つ人の思いをつなぎ、受け継いできた古きよきものと新しい知恵、技術を町民の心にしみ込ませることにより、社会的、職業的に自立し、他者と共生することで社会に貢献する人材を育成することを目指しております。今後、町民の皆様はもとより、企業、関係機関等と相互に連携し、町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、計画の実行に全力で取り組んでまいります。

続きまして、学力向上についてでございますが、4月に行いました全国学力・学習状況調査、5月に行いました埼玉県の学力・学習状況調査の結果が出た時点で分析し、個々の課題を明らかにし、課題に応じた効果的な指導法の改善に努めてまいります。

また、平成29年度より家庭学習の取組を小学校全校で始めましたが、継続して取り組んでいる成果として、習慣化、また内容の充実が見られるようになってまいりました。

また、昨年度より開始となったGIGAスクール構想も1年が経過し、様々な成果と課題を得ることができました。昨年度は、利用開始の初年度であったため、まずは使用し、慣れていくことを大切にしておりましたが、今年度は使用を目的にするのではなく、教育的効果を考え、児童生徒の力を最大限に引き出し、授業改善に生かしていきたいと考えております。

さらに、今年度も学校や教育委員会が中心となり、家庭、地域とともに人権に関する知的理解及び人権感覚の育成など人権教育の推進に継続して取り組みます。今年度は、特にヤングケアラーに焦点を当て、教職員研修や中学校の生徒に対しての研修を予定しております。

また、町に配置されましたスクールソーシャルワーカーについて、町にもご協力いただき、県費と併せて町費での雇用を含め、本町のニーズに対応する体制をつくっていただいております。スクールソーシャルワーカーには、教育と福祉の両面に関する専門的な知識、技能を活用し、家庭訪問等を積極的に行っていただいております。学校、家庭、関係機関等をつなぐ大変重要な役割を担っていただいております。

また、今年度も引き続き町内生徒指導委員会、教育相談室会議等、校内だけではなく、学校関連や関係機関との連携を一層進め、いじめ防止対策、不登校対策にも引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、幼稚園、学校関係でございますが、今年度の園児及び児童生徒数につきましては、6月1日現在で、幼稚園は174名で昨年度より28名の減、宮前小学校は497名で13名の増、福田小学校は127名で7名の減、月の輪小学校は610名で28名の増、滑川中学校は583名で1名の増でございます。各学校、園の状況でございますが、幼稚園では笹木園長を中心に、保育活動とともに子育て支援事業びよびよ広場の充実に努めております。びよびよ広場は、本年度、日数を拡充し、ご利用いただきやすい場の提供を開始いたしました。また、個別の支援が必要な園児も増加傾向にあり、預かり保育を含めると学習生活支援員5名体制で園児の支援に当たっております。

続きまして、150年目を迎えました宮前小学校は、2年目の中島校長が示した「ほら、できた！」「やった！できた！みてみて！の声があふれる学校」を目指し、夢をもち未来を拓く子の育成に全職員で取り組んでおります。そして、ICT教育を活用した、主体的、対話的で深い学びの実践を推進し、学力の向上に努めております。

同じく150年目を迎えました福田小学校は、2年目の上野校長が示した、「志を立て失敗を恐れず挑戦する気概を育む学校～師弟敬愛の楽園～」を目指し、保護者、地域の信頼に応える活気のある学校づくり、地域や保護者、学校応援団と連携した地域とともにある学校づくりを推進しております。

月の輪小学校では、本年度より着任しました榎本校長が示した、「子どもが生き生きと活動し、

保護者や地域から信頼される学校」の実現に向け、教職員が一丸となって学校づくりに取り組んでおります。「チーム月の輪」というスローガンを掲げ、日々の教育活動に励んでおります。

滑川中学校では、4年目の八木原校長の下、「笑顔と幸せがあふれる滑川中学校」を実現すべく、地域との連携を深め、自信と誇りを持って行動できる生徒の育成に取り組んでおります。昨年度より学校運営協議会を設置し、地域の声を学校運営に生かしたり、積極的に地域の方々と協働しながら地域とともにある学校づくりを進めており、今年度もより一層の充実を図るため様々な取組を計画しております。

なお、幼稚園、小中学校とも安心安全を重要課題とし、教育環境整備に努めるとともに、地域の方々にも自主防犯活動、子ども110番の家、通学ボランティア活動等の活動を継続していただき、多くの方々の協力により成り立っております。子どものことを第一に考えた活動に大変感謝を申し上げているところでございます。

コロナ禍ではありますが、滑川町にとって大切な宝である「滑川町の子どもは、町で育てる！」ことを基本に据え、幼稚園、小中学校が連携して同一步調で子どもの指導に当たれるよう、各種委員会や地域の方々と連携協働して教育を進めてまいります。

続きまして、各校の施設整備の事業について報告をさせていただきます。

昨年度繰越明許いただきました中学校のエレベーター、月の輪小学校の自動ドアの修繕を予定しておりましたが、コロナの影響で交換部品の納品が遅れ、本年度への繰越しが決定いたしました。

次に、今回の補正予算ですが、歳入では理科教育設備整備等補助金、学校施設環境改善交付金の内定通知をいただきましたので、計上させていただいております。

歳出では、小中学校の水泳指導の在り方検討委員会の報償費を、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したのものとして、学校等感染症予防対策物品等購入費として消耗品を、デジタル教材を活用するためのプロジェクター設置委託料を計上しております。また、校内外の感染拡大防止対策として教育施設等ごみ収集運搬業務委託料、除菌機能付空調機設置工事、さらに3密を避けるためのバスの増車とキャンセル料等に対応するため、修学旅行等における新型コロナウイルス感染症予防対策費支援金を計上しております。補助金は、全て国の10分の10の補助を受ける予定でございます。

歳入として説明させていただきました学校施設環境改善交付金を活用いたしまして、小中学校施設のLED化事業を実施いたします。対象施設は、宮前小の校舎、月の輪小学校体育館、滑川中学校の校舎の一部及び体育館で施設のエコ化を進めてまいります。これからも安全安心な施設となるよう努めてまいります。

続きまして、生涯学習関係でございますが、今年度の高齢者のための寿学級でございますが、今年度も6月以降に各地区2回、13地区で実施する予定でございます。本年度も滑川中学校のひまわ

りの里づくり活動、町のコミュニティづくり推進とタイアップし、ヒマワリの種植えや花植えの協力をお願いしているところでございます。

また、中学生対象のボランティア育成講座は、社会福祉協議会と共催で実施いたします。

平和啓発事業といたしましては、埼玉県平和資料館より展示資料を借用し、「戦争と平和を考える2022」をコミュニティセンター1階ラウンジで8月5日から21日まで開催をする予定でございます。

さらに、福田小学校を対象に放課後子ども教室をスタートしました。今年度は、1、2年生を対象に、馬場の集会場で毎週火曜日に地域のボランティアの方々に協力いただきながら実施しております。

公民館事業につきましては、5月14日に第42回子どもまつりを学校ごとに開催させていただきました。内容は、ピエロのパフォーマンス、スノードーム・虹のトムボーイの工作などを実施させていただきました。先ほど町長からありましたとおりに、参加人数でございますが、388名の参加となりました。

続いて、前期の公民館教室につきましては、現在、美姿勢エクササイズ、美文字、笑いヨガ、スマートフォンの使い方を5月より順次開校しています。町民の生涯学習の推進に引き続き努めてまいります。

続いて、図書館関係でございますが、乳幼児、児童を対象に図書館ボランティアの方々のご協力の下、月に3回おはなし会を予約制で実施しております。おはなし会では、絵本や紙芝居の読み聞かせ及び手遊びなどを行っております。

今後の予定といたしましては、七夕おはなし会や小学校の4年生から6年生を対象とした夏休み図書館員などの行事を予定しております。また、新規事業といたしまして、本のポップコンテストを行う予定でございます。ポップとは、物品のよさをアピールする広告のことで、本のポップ製作を通して本への関心を高めるとともに、家族のコミュニケーションやきずなを深めるため、「私の！我が家の！いちおし本」をテーマとして作品募集をいたします。

最後に、現在、電子図書館の広域利用による導入に向けて準備を進めております。詳細につきましては、全員協議会で説明をさせていただきます。今後も本を媒介にいたしまして、潤いのある生活を送る手助けのため、図書館サービスの充実に努めてまいります。

続きまして、生涯スポーツ関係でございますが、4月16日に第31回のグラウンド・ゴルフ大会を開催し、182名の参加をいただきました。この大会は、比企のグラウンド・ゴルフ大会の予選会も兼ねておりましたが、本戦につきましては天候が不順のために中止となっております。

続きまして、今年度で56回を迎えました比企郡民体育大会につきましては、現在比企郡内の各会場で各種目を実施しております。主なものですが、現在までにソフトボールの40歳以上、それから無制限が優勝、バレーが優勝するなど、好成績を収めております。

体育施設関係につきましては、今年度におきましても新型コロナウイルスワクチン予防接種事業に伴い、町の総合体育館が接種会場施設として使用しておりますので、社会体育利用向けの貸出しを停止しております。施設利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。今後も施設整備の充実を目指し、利用者の声を大切にしながら、総合体育館、総合グラウンド、文化スポーツセンターも含め、利用しやすい環境を整えてまいります。

今後も情勢を踏まえ、町民の健康づくりの一環として、またスポーツを通じて地域の触れ合いや仲間との交流を深めるための事業を検討、展開していきます。

続きまして、文化財関係でございますが、3月から5月にかけて住宅建設や太陽光発電設置等による開発行為に伴う埋蔵文化財の試掘調査を実施しました。内訳といたしましては、福田地区寺前古墳群内で1件、羽尾地区の十三塚遺跡内とその隣接地で2件、月の輪地区の新道下の遺跡内、月の輪古墳群内で2件の合計5件となります。

続きまして、4月27日に宮前小学校が授業の一環で羽尾の五輪沼窯跡を見学しました。その際には、五輪沼自体の説明に加え、宮前小学校周辺の遺跡から発掘されました須恵器等を紹介し、埋蔵文化財への関心を持っていただきました。

また、月の輪古墳群の発掘調査時に出土した家形の埴輪がございます。こちらにつきましては、さきたま史跡の博物館にて10月より「家形埴輪展」にて展示資料の一つとして活用していただく予定であります。

さらに、5月17日、福田小学校におきまして、4年生から6年生を対象に、本年度町で作成いたしました郷土の紙芝居「比企氏物語」の上映を行いました。文化財保護担当の職員が比企一族と滑川町の歴史についての説明を行いました。また、大河ドラマの影響で、比企尼の館とされる和泉の三門館跡や国指定重要文化財阿弥陀如来坐像を有します泉福寺には多くの方々にお越しをいただいております。例年年間3回程度の拝観でございますが、本年度については11月から現在までに7件の予約をいただいております。

また、8月から開始されます比企の巡回文化財展では、「武蔵武士と比企」と三門の館と福正寺の勢至堂の紹介をする予定でございます。滑川町の展示は11月になる予定でございます。

また、「地域の自然環境保全 滑川町里山プロジェクト」の一環といたしまして、3月5日に福田小の3年生から6年生を対象に、柳谷沼シガラ組見学を開催いたしました。シガラ組自体は、沼の堤の部分の補修工事のことで、竹を利用し、上福田、山田、土塩の区長さんを中心に地域の方々、それから森林公園の職員の方、それから役場の職員で実施をしたものでございます。

また、5月15日は、福田小学校1年生から6年生を対象に「柳谷沼竹であそぼう！」というイベントを開催しまして、森林公園に群生する竹を使用しまして、竹御飯づくりと食器づくりを行いました。さらに、6月以降毎月、柳谷沼の環境調査、生き物調査を福田地区の人たちと行っていく予定でございます。

続きまして、ミヤコタナゴに関してでございますが、人工繁殖によりまして、生後50日を経過した稚魚が現在916匹となりました。順次ふ化している稚魚も順調に成長しており、総数が3,000匹を超える予定でございます。さらに、エコミュージアム内の中池の修繕工事を実施し、今後、水草や二枚貝を入れ、ミヤコタナゴの自然繁殖実験を行い、データを取っていく予定でございます。

なお、エコミュージアムセンターにも小学校からの見学が今のところ、宮前小、福田小の3年生の見学が予定しております。

さらに、本年度はザリガニ釣りも制限つきで8月に実施する予定です。

今後、町の文化継承と自然愛護の活動に努めてまいります。

以上、早口になりましたが、大変雑駁でございますが、教育関係の報告とさせていただきます。今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で行政報告を終わります。

◎町長提出議案の一括上程、説明

○議長（瀬上邦久議員） 日程第5、議案第30号から日程第19、議案第44号までの15議案の一括上程を行います。

事務局長に朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

吉田町長より提案理由の説明をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 町長、本定例会に提出させていただきます議案の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第30号 専決処分の承認を求めることについては、本年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が成立、同日公布をされたことに伴い、3月31日に滑川町税条例等の一部を改正する条例の専決処分をしたものでございます。

議案第31号 専決処分の承認を求めることについては、本年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が成立、同日公布されたことに伴い、3月31日に滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分をしたものでございます。

議案第32号 滑川町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定については、町長及び副町長の給料を減額することに関し、所要の規定の整備を図るため、条例を制定するものでございます。

議案第33号 滑川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、非常勤職員の公務災害補償基礎額の算定方法に関し、所要の規定の整

備を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第34号 滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第35号 滑川町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年10月1日診療分からの埼玉県内現物給付実施に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第36号 滑川町ひとり親家庭等の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和5年1月1日診療分からの埼玉県内現物給付実施及び課税者の自己負担金徴収の廃止に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第37号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和4年10月1日診療分からの埼玉県内現物給付実施に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第38号 滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、放課後児童健全育成事業運営の安定化を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

議案第39号 令和4年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,092万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ68億292万2,000円とするものです。歳出については、人事異動に伴う人件費の増減及び民間保育所施設整備費補助金交付事業の実施費用の増額が主なものでございます。

議案第40号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議定については、人件費の増額が主な内容でございますが、既定の歳入歳出の変更はございません。

議案第41号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議定については、人件費の増額が主な内容でございますが、既定の歳入歳出の変更はございません。

議案第42号 令和4年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定については、第3条の収益的収入に22万円を追加し、支出に89万5,000円を追加するものでございます。収入については、水道基本料金の減免を実施するための費用が主なもので、支出については、人事異動に伴う増額が主なものでございます。

議案第43号 町道路線の廃止については、開発による町道付け替え計画等に伴い、道路法の規定に基づき廃止をお願いするものでございます。

議案第44号 町道路線の認定については、開発による町道付け替え計画に伴い、道路法の規定に基づき認定をお願いするものでございます。

以上、議案15件を提出し、提案理由の説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、議案ごとに、その都度担当課長より説明を申し上げます。十分なるご審議を賜りまして、原案どおり議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 暫時休憩とします。

再開は午前11時5分とします。11時5分です。よろしくお願いいたします。

休 憩 （午前10時55分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◎一般質問

○議長（瀬上邦久議員） 日程第20、一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。答弁を含み50分とします。質問形式は、対面一問一答方式とします。議長より指名を受けた質問者は、最初から質問席につき、1回目の質問は通告した質問事項全てを一括質問します。そして、一括答弁を受けます。2回目の質問からは、1回目の質問順位に関係なく、一問一答方式とします。ただし、1回目に一括質問をしないものは再質問できないものとします。

◇ 吉 野 正 浩 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 通告順位1番、議席番号13番、吉野正浩議員、ご質問願います。

〔13番 吉野正浩議員登壇〕

○13番（吉野正浩議員） 13番、吉野正浩です。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順序に従い、質問させていただきます。

大きな1、町の交通安全対策について。全国の交通事故死者数及び重傷者数は年々減少傾向にあるようですが、町は交通安全体制を整備し、町民の安心、安全を実現していくことが重要と考えます。

そこで、1、本町における交通事故の発生状況について。

①、県内及び比企郡内の自治体と比較して交通事故発生状況は。

②、直近3年間の人身事故件数、死亡者数、負傷者数などの発生状況は。

2、町民への交通事故防止に対する取組はどのように行っているか。また、その成果は。

3、町内の学校における交通安全対策について。

①、昨年県内で実施した通学路の安全総点検における本町の点検結果と今後の取組は。

②、滑川中学校は公益財団法人日本交通管理技術協会から「自転車通学安全モデル校」に指定さ

れているが、その内容と成果は。

③、中学校通学時の自転車による事故件数とその状況は。

大きな2です。歴史・史跡と町の活性化について。1、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放送を契機とした魅力発信事業について。

①、本町及び比企市町村推進協議会の魅力発信事業の進捗状況と今後の計画等について。

②、魅力発信事業における成果・反響等の状況は。例としますと、報道取材、観光協会への各種問合せ、町ホームページへのアクセス数、谷津田米の販売などです。

2、第5次滑川町総合振興計画基本構想・土地利用構想では、五厘沼窯跡群、天神山横穴墓群、水房館跡、羽尾城周辺を本町における歴史・史跡保存エリアと位置づけ、史跡の保存や歴史資源の有効活用を図ることを基本に、町民の憩いや自然、歴史を楽しむ観光レクリエーションの場、広域的な交流活動エリアとして充実を図るとしているが、どのような計画をイメージしているのか。また、どのように進めていこうと考えているのか。

以上で1回目の質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、町の交通安全対策についてのうち、1、本町における交通事故の発生状況についてと、2、町民への交通事故防止に対する取組はどのように行っているか。また、その成果と、質問事項2、歴史・史跡と町の活性化についてのうち、1、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放送を契機とした魅力発信事業についてのうち、①、本町及び比企市町村推進協議会の魅力発信事業の進捗状況と今後の計画等についてと、②、魅力発信事業における成果・反響等の状況のうち、報道取材と町ホームページへのアクセス数を小柳総務政策課長に、質問事項1、町の交通安全対策についてのうち、3、町内の学校における交通安全対策についてと、質問事項2、歴史・史跡と町の活性化についてのうち、2、史跡の保存と歴史資源の有効活用についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、歴史・史跡と町の活性化についてのうち、1、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」放送を契機とした魅力発信事業についてのうち、②、魅力発信事業における成果・反響等の状況のうち、観光協会への各種問合せ、谷津田米の販売を服部産業振興課長に答弁願います。

初めに、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、大きなご質問の1、町の交通安全対策についてのうち、1の本町における交通事故の発生状況について答弁をさせていただきます。ご質問の①、県内及び比企郡内の自治体と比較しての交通事故発生状況及び②、直近3年間の人身事故件数、死亡者数、負傷者数などの発生状況につきましては、一括して答弁をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。なお、ご質問の回答に当たりましては、人身事故に関する回答をさせていただきますので、あらかじめご了承

をお願いいたします。

令和3年、埼玉県におけます人身事故の発生件数は1万6,707件で、1日当たりに換算しますと、毎日45件以上の人身事故が発生している状況でございます。死者数については118名、負傷者数は1万9,877名と交通年報に報告をされております。特に死者数につきましては、全国の都道府県では6番目に多い数でございます。死亡事故の状況、年齢の構成を見ますと、状態別では自転車及び歩行者が全体の67%を占め、年齢別では65歳以上の高齢者が61%を占めております。また、死亡事故の原因別では、前方不注意、歩行者妨害、交差点が上位を占めておりますので、こうした場面におけます自転車または徒歩の高齢者を巻き込んだ事故が多いものと推察できます。滑川町におけます直近3年間の推移でございますが、人身事故件数では、令和元年50件、令和2年35件、令和3年38件、死者数については、令和元年から令和3年まで全てゼロ名でございます。負傷者数につきましては、令和元年66名、令和2年41名、令和3年47名でございます。比企郡市の1市7町とこれらの発生状況を比較する場合については、人口による差異をなくすことが必要でございますので、人口1万人当たりの発生状況に換算いたしますと、令和3年の人口1万人当たりの人身事故件数は、滑川町では19.4件となり、比企郡市1市7町では、多い順に上から4番目ということになります。同様に令和3年の死亡者はゼロですので、最も少なく、令和3年の負傷者につきましては、人口1万人当たり24人で、多い順に上から5番目となり、死亡者を除きますと、事故件数、負傷者ともに、本町は比企郡市のほぼ中ほどに位置している状況でございます。

なお、埼玉県警察では、県内の交通死亡事故ゼロの継続日数を市町村ごとに発表しております。これによりますと、本年6月2日現在でございますが、滑川町では1,746日継続中で、県内63市町村中、継続日数の上位第8位となっております。換算しますと、4年半以上交通死亡事故ゼロが継続していることとなりますが、気を緩めることなく、今後もこれらの対策を引き続き講じてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、ご質問の2、町民への交通事故防止に対する取組とその成果について答弁をさせていただきます。滑川町では、町民皆様の交通事故防止の取組といたしまして、以下の3点を実施しております。

1つ目は、交通安全の啓発に関してでございます。町の広報紙でございます「広報なめがわ」に毎月あんぜんあんしん掲示板の記事を掲載しておりますが、防災、防犯の記事とともに、不定期ではございますが、ドライバー向けに早めのライト点灯や歩行者、自転車向けに反射材の着用などの啓発記事を掲載し、注意喚起を行っております。また、年4回行われます交通安全運動期間中には、役場庁舎や森林公園、駅北口広場に交通安全の懸垂幕を掲示しますとともに、啓発品の配布も行っております。また、各自治会の役員の皆様には、交通安全ののぼり旗の掲出をお願いし、家庭やお住まいの地域での交通安全の意識高揚に取り組んでおります。

2点目としては、各種交通安全団体への活動の支援でございます。活動団体の一つでございます

滑川町交通安全対策協議会は、顧問に東松山警察署長をお迎えし、吉田町長を会長に、各行政区長、幼稚園長、小中学校長及び交通指導員など総勢30名を超える委員で構成され、幼稚園、小学校での交通安全教室の開催や交通安全家庭新聞を年4回配布するなど、主に児童生徒に関わる交通安全の普及啓発に取り組んでおります。また、中学校入学児童にはヘルメットや自転車交通ルールブックの贈呈も行ってしております。交通安全母の会につきましては、各地区より選出いただきました110名を超える役員で構成され、交通安全運動期間中は広報車によります広報活動や街頭キャンペーンを実施するとともに、高齢者世帯への訪問活動や各地域に設置されておりますカーブミラーの清掃も無理のない範囲でご協力をいただいております。小学校入学児童のランドセルカバーの贈呈も母の会の重要な事業の一つでございます。このように町内では、各地区役員のご協力の下、交通安全に関する意識の高揚を図る様々な活動が継続して行われております。

3つ目といたしましては、交通指導員の委嘱、配置でございます。ご承知のとおり、小中学校通学時は会社員の出勤時間と時間帯が重なるため、事故の危険性が高い時間帯となっております。町では、通学路の要所要所に交通指導員を配置し、登校時の児童の安全確保に努めております。立哨場所としては、現在町内13か所を指定しており、1か所欠員が生じている状態でございますが、引き続き募集を行い、配置を充足する予定でございます。なお、交通指導員とは別に、学校の登下校に関しましては、教育委員会にて通学ボランティアを配置し、児童の安全確保に努めておりますことを申し述べさせていただきます。

交通事故は、いつ何どき誰の身に起こるか予測がつきません。したがって、日常生活におけるおのこの交通安全に関する意識の高まりが必要であると考えます。今後も引き続き町民の皆様と連携し、交通事故のない滑川町を目指し、日々努力を重ねてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、大きなご質問の2、大河ドラマの放送を契機とした魅力発信事業でございますが、①の事業の進捗状況及び今後の計画等について答弁をさせていただきます。令和3年度の事業につきましては、3月定例議会においてお答えをさせていただきましたが、改めて主要なものを簡単にご報告させていただきます。滑川町の事業に関しては、森林公園駅北口広場に比企尼を題材とした案内看板を設置いたしました。この看板につきましては高さ5メートルの非常に大きなもので、鉄道を利用して滑川町を訪れた方へのインパクトは非常に大きいものと感じております。

また、和泉でございます三門館周辺には、史跡の解説を記載しました案内看板を設置するとともに、お持ち帰り可能なリーフレットも置かせていただいております。「生きた 支えた たたかった 比企氏物語」と題しました紙芝居についても、町では600部制作し、町内の保育所、幼稚園、学校、福祉施設等へ配布をさせていただきました。また、併せて比企郡内の図書館や学校、全国の都道府県立図書館へも寄贈させていただいております。この紙芝居につきましては、職員の有志によりますユーチューブを制作し、町の公式ユーチューブで公開しております。現在、再生回数で

は1,200回を超えるというような再生回数でございます。今後もこの数字についてはカウントが上がっていくものというふうに確信しております。また、和泉の三門館を訪れる駐車場の関係でございますが、以前お話しいたしました泉福寺駐車場へのアクセス道路舗装工につきましては、建設課により5月に事業のほうは完了しております。

続いて、比企推進協議会の令和3年度事業に関してでございます。こちらについては、大河ドラマに関係した比企の史跡を紹介したリーフレットを8,000部、のぼり旗800本、ポスター800枚を作成し、構成市町村に配布し、誘客宣伝に努めてまいりました。また、吉野議員さんも御覧になられたと思いますが、9市町村の広報紙を利用しての広報リレーを令和3年9月から令和4年5月まで実施し、広く比企地域の魅力を内外に発信してまいりました。そのほか協議会の公式ロゴマークを滑川総合高校書道部のご協力を得て制作し、9市町村のゆるキャラを鎌倉時代に合わせて衣装替えしたデザインによるシールも4,000枚作成し、構成市町村にお配りしております。

続きまして、今後の予定に関してでございます。令和4年度の滑川町の事業につきましては、令和3年度に作成いたしました紙芝居が好評をいただいておりますことから、これを活用した事業展開を図りたいと考えております。この紙芝居につきましては、入手方法についてのお問合せもいただいておりますが、一般販売を行っていないことから、ふるさと納税の返礼品として取扱いを始めたところでございます。また、今年度は令和3年度にも増して誘客宣伝に力を注ぐ予定で、これにつきましては町観光協会と協働して事業を進める予定でございます。

続いて、比企市町村推進協議会の令和4年度事業でございます。こちらにつきましては、去る5月27日に全体会議を開催し、本年度の事業計画が承認されたところでございます。事業内容として大きなものは、大河ドラマ関係者、または歴史に詳しい方をお招きしての講演会開催でございます。詳細については、今後開催いたします行政部会、幹事部会を合わせた合同部会にて決定し、9月下旬を目標に開催する予定としております。また、令和3年度に作成いたしましたリーフレットが好評により残部がなくなっておりますので、この増刷をするとともに、昨年度作成いたしましたのぼり旗やポスターを活用し、誘客宣伝、地域振興事業を引き続き構成市町村と連携して実施する予定でございます。令和4年度に関しましては、埼玉県も産業労働部観光課を中心に大河ドラマに関連した事業を計画していると聞いておりますので、町、協議会ともにこれらの県の事業とも連携を図っていきたいというふうに考えております。

続いて、ご質問の2、成果・反響の状況でございます。報道取材、町ホームページアクセス数についてお答えをさせていただきます。報道取材に関しましては、本年1月から5月末日までの間、報道または放送、放映された件数でございますが、全部で19件でございます。内訳といたしましては、新聞10件、テレビ3件、ラジオ2件、その他4件で、新聞社については、読売新聞、埼玉新聞については複数回掲載をいただいております。また、テレビに関しましては、NHKの総合放送、テレビ埼玉、ラジオではNHKのラジオでございます。

ホームページのアクセス数でございますが、こちらも本年1月から5月末日までの集計でございます。大河ドラマに関するアクセス数は合計で6,972件、総合で町のホームページの閲覧数6位となっております。参考までにこの6位より上位のものについてのほとんどが新型コロナに関連したものでございました。

大河ドラマ、特に比企に関する放映は、これから佳境を迎えます。引き続き、この機会を逃すことなく、滑川町の、また比企地域の魅力を内外に向け発信していく所存でございますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、吉野議員のご質問に答弁させていただきます。

町の交通安全対策についてのうち、3、町内の学校における交通安全対策についてです。まず、質問の1、昨年県内で実施した通学路の安全総点検における本町の点検結果と今後の取組についてご答弁いたします。昨年6月、千葉県八街市の事故を受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携をし、通学路における合同点検等実施要領を作成、これに基づいた点検の実施の要請を受けました。この点検は、これまでも学校、道路管理者、地元警察と通学路の合同点検等を積み重ねていることから、一斉の再点検を改めて求めるものではなく、新たな観点を踏まえた補完的なものとして位置づけられています。埼玉県では、5年に1度策定する第5期通学路整備計画に係る令和3年度通学路安全総点検の実施時期と重複していたため、県警、県土整備部、県教育局と協議し、この点検に今回の通学路における合同点検等実施要領の観点を追加する方針を打ち出し、町もこの方針に基づいて昨年7月に通学路点検を実施いたしました。この安全総点検では、保護者、教職員とで実施をし、危険箇所ごとに写真、地図を添付し、問題となっている状況を具体的かつ詳細に記述しての報告で、町内で39か所の危険箇所の報告がございました。主な内容としては、木や雑草が生い茂っていて見通しが悪い、歩道が狭い、交差点に信号機がなく危険、横断歩道や停止線が消えかかっている、カーブミラーを設置してほしいなどがございます。この点検結果をまずは県へ報告し、危険箇所の管轄、改善内容により、県、警察、町とに振り分けを行っています。その後、県、警察、町で道路改善内容を協議、確認し、最終的に県へ集約、第5期通学路整備計画へ36件の案件が完了されております。なお、この計画につきましては、県ホームページにて公表をされています。この36件の案件のうち、町で対応すべきものが28件、県で対応すべきものが3件、警察で対応すべきものが5件となっております。町が対応する危険箇所について、改善内容、学校への確認事項、子どもたちへの指導など、それぞれの対応方法を確認し、すぐに対応できるものについては速やかに着手、既に改善を行っています。道路施設の整備など予算措置が必要なものにつきましては、建設課のほ

うで昨年中にほとんどの箇所が対応済みとなっています。また、学校においても各担任の先生方から児童生徒への危険箇所、こちらを伝えるとともに安全指導のほうを実施しています。

今後も教職員による指導巡回や通学路の安全点検を通して状況を確認し、道路管理者や地元警察署と協力し、さらには交通指導員、スクールガードリーダー、通学ボランティア等の見守り活動がされている方々のお力もお借りしながら、児童生徒の通学路の安全確保に努めてまいりたいと思います。

続いて、質問の2、滑川中学校の公益財団法人日本交通管理技術協会から「自転車通学安全モデル校」に指定されている、その内容と成果について答弁させていただきます。滑川中学校が公益財団法人日本交通管理技術協会の自転車通学安全モデル校の指定を受けたのは平成26年11月1日から、現在も継続して指定を受けています。令和4年2月現在で、全国で78校が指定を受けており、その内訳は大学が4校、高等学校が34校、中学校が40校となっています。なお、埼玉県の中学校は6校が指定を受けています。このモデル校の役割としては、自転車通学について学校が主体となって自転車の安全教室等を積極的に開催、参加するなど、継続して積極的かつ効果的な取組を行い、他の模範になることということが役割として挙げられています。滑川中学校での具体的な取組としては、アサヒロジスティックス株式会社さんと連携をし、自転車安全教室を毎年継続して開催をしたり、県を通して警察と連携した安全講習などを実施しています。

続いて、質問の③、中学校通学時の自転車による事故件数とその状況について答弁をさせていただきます。今年度4月から5月に発生した中学校通学時の自転車事故件数でございますが、救急搬送となった事故が1件、こちらは側溝に自転車の車輪がはまって転倒してしまった自爆事故でございます。病院にて検査した結果、3針縫合したということ報告を受けています。また、自動車との接触事故が2件ございました。こちらについては、事故後それぞれ通院を子どもはしていますが、どちらもけがは軽傷で、すぐに通常どおり登校できているような状況でございます。こういった事故が発生しています。また、軽度の事故については10件発生をしています。昨年度の同時期と比較しますと、骨折等の重度な事故が昨年は4件、軽度な事故が24件ございましたので、件数及び事故の程度につきましては縮小しているというような状況でございます。

昨年度自転車事故が非常に多発した状況を鑑み、今年度は全校集会や学年集会、また学級においては担任の先生から直接交通安全に関する指導を実施し、より充実させております。また、学年だよりや学級通信等による注意喚起等を行うとともに、先ほどお話ししましたアサヒロジスティックス株式会社さんと連携した自転車安全教室、これは自転車の乗り方、トラック等の死角、内輪差等を体感する安全指導、交通ルールについての理解などを行っています。これにつきましては、今年度も実施させていただきました。さらに、通学時の持ち帰り荷物について、より一層の減少を目指して指導をするとともに、自転車の操作性の向上を目的として登下校時のジャージ着用も許可しております。また、安全主任を中心に定期的な安全指導と適時の全体、個別指導も行っております。

このような対策が事故件数の縮小につながっている要因の一つではないかと考えております。これにより、おおよその生徒が通学路の安全マナーに配慮し、交通ルールを遵守して登下校ができていくかと思えます。しかし、保護者や近隣の住民から時差式信号での信号無視ですとか、歩道での追越し時に注意が不足しているのではないかといったご意見もいただいております。これらにつきましても、全体指導や個別指導により注意して対応してまいります。今後も生徒の交通安全意識の向上、自転車運転のスキルアップ等を図るとともに、定期的な安全指導、登下校指導、巡回指導を継続して実施し、通学時における事故ゼロを目指していきます。

続いて、大きな質問の2、歴史・史跡と町の活性化についてのうち、質問の2、第5次滑川町総合振興計画基本構想の土地利用構想における歴史・史跡保存エリアの今後の計画とその進め方について答弁をさせていただきます。第5次滑川町総合振興計画の基本構想では、五厘沼窯跡群、水房館跡、天神山横穴墓群、羽尾城跡周辺を歴史・史跡保存エリアと位置づけています。これは町を、一つは里づくりエリア、2つ目に産業振興エリア、3つ目に歴史・史跡保存エリア、4つ目に交流にぎわいエリア、5つ目に交流触れ合い拠点エリアの5つの特色のあるエリアを分類、設定し、各エリアに該当する地域や場所を指定し、土地利用の方向性を示したものであり、それが土地利用構想として基本構想の中に含まれております。各エリアにおける具体的な施策、計画については、その後の後期基本計画重点施策に示されておりますが、ご質問のエリアにつきましては、現段階では土地利用構想上でエリア指定した状況であり、観光レクリエーションの場、広域的な交流活動エリアの充実を図る具体的な施策は、まだ町として持っていないというのが現状でございます。

エリア内の史跡についての活用でございますが、五厘沼窯跡群などはなめがわ郷土かるたの句として詠まれ、かるたの旅のコースとなったり、滑川町ふるさと散歩道の散歩コースの中に組み込まれるなど、その活用が図られております。また、小学校などで校外学習、昨年度実施しました小学校と埋蔵文化財といったテーマの展示で、五厘沼窯跡群からの出土品の活用など、子どもたちに向けた学習教材としても活用を図っております。また、県指定史跡につきましては、平成29年度に県の補助を受け、解説看板の改修、設置等も行っております。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用して文化財マップの作成を予定しております。文化財マップでは、町内に点在する文化財と併せて周辺の史跡、文化財など、歴史資料を楽しむことができるモデルコースを設定し、住民等へ広く案内するマップでございます。小学校の施設等見学の受入れも随時行っており、今年度は先ほど教育長の行政報告の中にもございましたが、4月の27日、宮前小学校の3年生が五厘沼窯跡群で実施をいたしました。現地でも出土した須恵器を持っていき、本町の学芸員が解説をいたしました。史跡を含めた町内の文化財については、十分な周知がされていない部分があるため、先ほどお話しした文化財マップの作成やホームページ、教育委員会だより等により周知を行い、その活用を推進していきたいと考えています。また、学校の史跡見学の受入れやエコミュージアムでのテーマ別展示等も引き続き実施をしております。さらに、各施設、文化財の解説板

の整備も進め、現地で実際に見学いただけるような整備も図っていただければと考えております。

文化財保護の観点からは、史跡、文化財については現状保存が原則であり、また文化財によっては私物や私有地に存在するものであるため、大規模、小規模にかかわらず整備することが困難な場合もございます。町の貴重な文化財であり、史跡であることから、その保存と活用のバランスを保ちつつ周知していきたいと考えています。

観光資源としての活用については、まずは町として財政状況や全体事業の中の優先順位等を勘案しつつ、その方向性、整備方法、事業展開を検討する必要があると考えます。総合振興計画における重点施策、基本計画などに具体的な計画を策定、位置づけする中で、町として具体的な活用の方向性が定まったときには、教育委員会としても町文化財の有効活用が図れるよう、各担当部局と連携しながら施策の推進に尽力したいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、吉野議員さんのご質問に答弁させていただきます。

質問事項にある魅力発信事業における成果・反響のうち、観光協会への各種問合せと谷津田米の販売についてのご質問に対してですが、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放送開始以降、現在まで多くの問合せをいただいている状況と聞いております。前回3月の定例会でのご質問で行った回答では、直接的に滑川町観光協会に問合せを行ってきたという件数は複数件という状況でございました。その後、コロナの状況を加味しながらも、多くの問合せや観光パンフレットの請求を頂戴しています。以前は新型コロナの影響と思われそうですが、身近なところで観光を行いたいと埼玉県内の方からの問合せ、観光パンフレットの請求が多く来ておりました。しかしながら、現在は県外の方からも連絡があり、観光協会の資料請求を頂戴しております。最も遠方からの請求では、北海道からも資料請求があったと聞いております。3月から5月までの間にいただいた比企尼や三門館跡の各種問合せは、約1か月平均で10件程度というような状況でございます。今後も各種問合せがあると思われしますので、誘客への対応をしっかりとしていきたいと思っております。

次に、谷津田米についてですが、販売先であるJAの直売所では、個人向けの谷津田米の販売を好調のうちに終了と伺っております。また、谷津田米生産者組合にも問合せを行いました。そうしたところ、谷津田米を納めさせていただいているゴルフ場やホテルに向けて確保しているお米を除き、残り少ない状況であると伺っております。谷津田米生産者組合に直接問合せがあった場合には、組合員の方が持っている残り少ない谷津田米を販売している状況であると回答を得ております。このような状況から、現時点では令和3年産の谷津田米は好評を得て販売は終了状況という感じだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、再質問願います。

○13番（吉野正浩議員） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

まず第一に、中学校の登下校時の自転車運転安全教育の推進についてなのですが、局長のほうからも中学生が信号無視しているのを住民から見たということで通報ありましたとか、認識はされているようなのですが、私も水房地区の下り坂が長く続くところをいつも農作業をしながら見ているのですけれども、非常にスピードを出してくるのです。すごく危険だなと思っていたら、やっぱり事故があったのです。私もずっと見ていて、あまり野次馬みたいには申し訳ないかなと思ったら、ずっといろいろ先生から何から、救急車まで来て対応していたのを見ました。羽尾地区でも、個名を言っただけなのではあるのですが、小久保建設のところの下りですか、あそこでもやっぱりスピードを出してきて危ないという声を聞きます。こういったこともありまして、私もある交差点で信号待ちしていたら、目の前を五、六人の男女の集団というか、グループの方が赤信号で平気で渡って行ってしまいます。私は青で行こうかと思っただけでびっくりしてしまって、そういったことも見ました。やはり信号無視なんかをしますと非常に重大な事故に関わることでありますし、住民の方もびっくりしますよね、中学生平気で信号無視しているだなんて。だから、こういうこともありますので、いろいろ努力されているのは今聞きましたが、申し訳ないですが、さらなる学校現場での安全教育を推進してほしいと思います。これは要望ですので、引き続きさらなるご指導のほうをよろしくお願いいたします。

それとあと、歴史・史跡保存エリアの関係なのですが、この構想が始まったのが2016年から2020年までの基本計画の前期計画からずっと記載されているのです。どのようなことが始まるのかなってある種思っていたのですが、ほとんど推進はされていないと。私が近隣の町なんかを、私もちょっといろいろ歴史とか、そういう史跡を見るのが大好きなので、回るのですが、非常に城跡とか、そういうものを復元して歴史と文化による町の活性化につなげている施策を展開しているところも現実あります。最近気づいたところだと、ときがわ町でも小倉城の整備、発掘等はしなくて、ただ山まで行く歩道ルートを整備して、上のほうにのぼり旗を立てたりして、そういったことも一生懸命やっているわけなのですが、私の個人的には滑川町もやはりいろいろそういう歴史も、大小ありますけれどもあります。そういったものを発掘して町の活性化につなげていていただきたいと思うのですが、もう少し歴史とか文化とかの発掘に力を入れていただきたい。私が滑川村史、随分前に発行されたものなのですが、今後の発掘とか、そういった調査に期待するという形で終わってしまっていて、ほとんど手のついていないものも随分あるようですので、ちょっとその辺の歴史、文化、もう少し掘り起こしていただきたいと思うのですが、お考えをお聞かせいただければと思うのですが。

○議長（瀬上邦久議員） 澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、吉野議員のご質問に答弁させていただきます。

文化財の発掘につきましては、現在の教育委員会の中の文化財保護担当のほうで担当して実施をさせていただいております。冒頭、今議会の教育長の行政報告の中にもありましたとおり、現在、町内各所で開発ですとか個人住宅建築に伴い、その文化財の発掘、建築前の開発の調査等で追われているような状況でもございます。また、過去に発掘調査をいたしました文化財についての報告書の作成を今随時行っているところでございます。そういったことを同時に行いながら寺谷廃寺の文化財の調査ですとか、そういったことも今進めているところでございます。どうしてもその件数の部分、人手の部分というところで、なかなか全ての文化財について調査というのは行き渡らない部分ではございますが、こういった状況の中ではありますが、随時町の史跡については少しずつ調査を進めて住民に周知を図るとともに、先ほどお話ししたとおり、それを観光資源、文化財資源として皆さんに楽しんでいただけるような状況にしていきたいなというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、ご質問願います。

○13番（吉野正浩議員） やはり歴史とか文化というのは、その町の魅力にもつながることです。そういったことにもぜひ前向きに取り組んでいていただきたいと考えております。

それと、あと「鎌倉殿の13人」の関係です。総務政策課長から今佳境ですよということで、確かに佳境です。これから12月にもう終わってしまうわけですけども、そういう中で講演会とか、そういうものを今後企画していくということでもあります。私が思うにこのままで終わらせることではなくて、やはりNHKの大河ドラマの放送になったということで記念碑とか、ある程度そういった記念になる、今後後世にそういったものを伝えるようなものもぜひ検討していただけないかと、町でも協議会でも、どちらでもいいのですけれども、できれば町のほうでそういったものを検討していただければと要望いたします。

それと、あともう一点ですけども、交通安全の関係なのですけれども、町の努力で水房地区の水房集会所脇から町道7014号線、多分これは間違いのないと思うのですが、道路網図で見るとなかなか難しく、集会所から延びている道路なのですけれども、あそこに町のほうで幅員が狭小のため、通り抜け禁止の看板を立てていただいたわけなのです。というのは何でかということ、狭小だけではなくて、やはり子どもの通学路にもなっております、早く言えば生活道路みたいなものなのです。あそこの新市野川橋の信号のところの渋滞を避けるために入ってくるのです、通り抜け。あと近道なのです、熊谷のほうに行くのに。どんどん入ってきてしまって、交通指導員が随分朝注意して、駄目だよ駄目だよと言って朝はどうにかなったのですけれども、日中平然と通る人が随分多いのです。それも大きな車で通ってしまって、本当に全然3.5メートルぐらいしかないのです、困ってしま

っているのです。ですから、今後もうちょっと看板をもう何枚つけていただくとか、何かそういったことでやっていただきたいと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、吉野議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

貴重なお話をいただきましたので、町といたしましては関係課局と協議をし、また現地のほうも確認を行いながら、どういった対応が取れるのかということを検討してまいりたいというふうを考えますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 吉野議員、ご質問願います。

○13番（吉野正浩議員） いろいろ前向きな意見をいただきまして、ありがとうございました。また、要望もいただきましたが、よろしく願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で、吉野正浩議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午後1時、午後1時です。よろしく願います。

休 憩 （午前11時53分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◇ 内 田 敏 雄 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 引き続き一般質問を行います。

通告順位2番、議席番号12番、内田敏雄議員、ご質問願います。

〔12番 内田敏雄議員登壇〕

○12番（内田敏雄議員） 12番、内田敏雄です。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

初めに防災対策について。近年地球温暖化が進み、日本を襲った40度超えの酷暑をはじめ、世界でも気温が上がり続け、結果として台風や集中豪雨等の自然災害が激しさを増しています。大災害は、いつでもどこでも起こり得るという心構えを持って、自分たちの地域は自分たちで守るという共助が求められています。防災の基本は、人が人を助け合うことだそうです。大災害において多くの人が自力か家族、隣人らに救出され、消防や警察などによる救出は少ないそうです。阪神淡路大震災では、救助された人の8割が近隣住民によるものだったそうです。自分の命は自分で守る自助、自分たちの地域は自分たちで守る共助の意識を高めていく必要があります。そして、自治体による公

助によって地域の防災に備え、災害に備えたいと思います。そこで、次のことについてお伺いいたします。

1、地域防災について質問します。自主防災組織は全ての都道府県にあり、2018年の4月時点で約83%に達するそうです。しかし、高齢化や都市化による人間関係の希薄化から、組織の形骸化が指摘されています。ある新聞の調査によれば、機能するかどうか分からないと思っている人は40%に上るそうです。防災訓練を実施しても若者が全く参加しない、協力しない、構成員、住民の高齢化、住民がついてこない、非協力的などの不安な声が聞こえてきます。これらの問題を行政としてどう捉えていますか。

2、町ではハザードマップを公開して、地域主体による防災に供していますが、正常性バイアスと呼ばれる誰にでも起こり得る心理的な防衛反応により、直面している危機的状況から現実逃避して、正常な状態であると半ば自動的に認識しようとしてしまう心理現象があります。これが過度に働いた場合は、被害の拡大を招くおそれがあり、災害発生時に正常性バイアスの悪影響が問題となっています。判断に遅れが初動対応の開始の遅れにつながり被害が拡大しますし、警報の空振りは信頼性の低下に影響します。警報の発令についてどのように考えていますか。

3、新聞報道で国土交通省は、今年から河川の氾濫が予想される場合の氾濫危険情報の発出のタイミングを前倒しするとありました。滑川町における避難情報等の発令基準について説明していただきたい。

次に、観光振興施策について質問します。昨年の会議でも質問させていただきましたが、観光振興が地方創生の有力なツールとなると思っていますので、観光振興についてお尋ねします。一昨年より続いていたコロナ禍が収束したとはまだ言えませんが、アフターコロナの動きが始まっています。町内の森林公園やゴルフ場など来客が戻りつつあるそうです。今年は比企郡市1市6町1村から構成している大河ドラマ「鎌倉殿の13人」、比企市町村推進協議会の事業は観光振興施策の大きな目玉となっています。町内の閉鎖になっていた温泉施設が今年の夏にリニューアルして再オープンするようなので、これも有力な観光資源の一つになると期待しています。滑川町には国営武蔵丘陵森林公園という大きな観光資源があるにも関わらず、生かし切れていないのではないかと感じています。年間80万人以上の人々が来場するというのに、町への効果は限定的と思われる。そこで、行政として観光需要を取り込む稼げる町づくりにどのようにビジョンを持っているかお聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、防犯対策については小柳総務政策課長に、質問事項2、観光振興施策については服部産業振興課長に答弁願います。

初めに、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問のうち、1、防災対策について答弁をさせていただきます。

本定例議会の町長の冒頭のご挨拶にもありましたように、梅雨を迎えまして、これから本格的な出水期、秋にかけて台風やゲリラ豪雨などの風水害が起りやすい季節でもあります。記憶に新しい令和元年10月の台風19号では、関東地方を中心に大きな被害をもたらし、お隣の東松山市では堤防の決壊、欠損により多くの住民の方が被害に遭われ、貴い命、財産が奪われました。滑川町においても床下浸水や倒木、道路の通行止め等の被害が生じましたが、幸いにも人的な被害はございませんでした。災害は、いつ何どきやってくるか分かりませんが、その備えは日々の生活の中で行うことができます。改めていま一度災害用備蓄品も含め、点検、補充をしていきたいと考えております。

ご質問いただきました3点につきまして、順に答弁をさせていただきます。

初めに、防災訓練の形骸化について行政としてどう捉えているかについてでございます。内田議員さんのおっしゃるとおり、災害発生時には自助、共助、公助の3点は重要な役割を果たします。地震、風水害を含めます大きな災害では、役場職員の招集も困難が伴うと予想され、また被災場所での確認や救助にも時間を要します。こうした状況下での地域住民皆様による活動は、支援が必要な方にとって大きな力、確実性を持った頼みの綱となります。こうした共助の中心を担うのが自主防災組織であり、現在滑川町では町内全ての行政区において21の自主防災会が組織されております。各自主防災会には、それぞれ地域の実情に応じた訓練を実施いただいております。町といたしましても活動費の補助を毎年行っております。内田議員ご指摘にございましたように、こうした自主防災会の活動に関する参加者の減少や意識の低下は、滑川町のみならず、多くの自治体が抱えている課題でもございます。国内で大きな災害が発生した場合は、多くの皆様の防災意識が高まりますが、時間の経過とともに薄れてしまい、頭では理解できているが、行動が伴わないといったものが原因と思われる。こうした組織の形骸化に関して、町では広報紙やホームページで継続した啓発を図るとともに、昨年度からは滑川中学校での避難訓練に消防団が参加し、防災講演やポンプ車による放水体験などを実施、また家庭科の授業時間には町職員による防災教育を実施し、若い世代への普及啓発に取り組んでおります。今後もこうした取組を通じ、自主防災活動を支えてまいりたいと考えております。また、自主防災会の活動には、日頃からの地域住民のつながりが何よりも重要でございますので、防災活動に限らず防犯活動、子どもや高齢者の見守り、健康づくりなど地域活動を推進するため、様々な場面を活用してまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問の2、正常性バイアスと警報の空振りについてお答えさせていただきます。予測しない事態が生じたとき、これを正常の範囲内として捉え、心を平穏に保とうとする働きが正常性バイアスで、私たちは日常生活で起こる様々な変化や出来事に心が過剰反応し疲弊しないため、無意識のうちに働かせていると言われております。しかしながら、災害時においては、内田議員さ

んのご指摘のとおり、現実には起きている重大な危機を異常と判断せず、その結果、対応が遅れてしまい、被害を甚大化させる要因であるとも言われております。また、一人である場合と複数名とでは、複数名のほうが緊急時の行動が遅れることが多いとの実証実験もあり、これも正常性バイアスの一つであると報告されております。ご承知のとおり、気象情報に係る警報につきましては気象庁が発します。私たち地方自治体は、この警報を基に避難情報などを発令いたしますが、私たちが第一に考えなければならないのが住民の命を守ることです。過去の人命に係る大きな災害では、避難の発令が遅れたことによるものが数多く報告されております。度重なる発令の空振りは信頼性の低下にもつながり、避難行動を遅らせる要因であることは事実でございますが、先ほどの正常性バイアスのとおり、危機が迫っているにも関わらず、個人個人は正常な範囲内と判断しがちですので、自治体が発する情報は判断のための大きな指標になると考えております。したがって、滑川町としては避難情報等の空振りを恐れることなく、気象情報や現地確認等に基づき発出をしております。

続きまして、ご質問の3、避難情報等の発令基準について答弁をさせていただきます。避難情報の発令につきましては、滑川町では発令の基準となるタイムラインを作成しております。これには気象庁が発する警戒レベルに応じ、県、県土事務所との情報伝達や情報共有、これに伴う町の防災体制と避難情報発令に至るまでの対応が記載されておりますので、これに準じて発令してまいります。このタイムラインを避難情報について申し上げますと、現在高齢者等の要配慮者、通常の避難指示、緊急安全確保の3段階で各地区ごとに指定するとしております。また、河川近くにお住まいの方につきましては、急な避難行動が困難と思われるので、これを待たず、あらかじめ避難の呼びかけを行っておくことはご承知のとおりと存じます。国からは、防災気象情報の伝え方を6月、今月でございますが、から改善するとの通知が発出されており、線状降水帯による大雨予報の事前告知、大規模な浸水害を警告する大雨特別警報の指標の改善、河川の氾濫危険情報の予測の発表などが盛り込まれております。本年度、滑川町では防災計画の見直しをする予定でおります。町としましては、今後はこれらの新たな指標を取り入れながら、県、消防、警察との連携を密にし、一層の災害対策に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの観光振興施策についてをご答弁させていただきます。

昨年度の回答と同様な回答になってしまいますが、1番として谷津の里の事業の推進、2番として農産物3本柱である谷津田米、ぼろたん栗、ころ柿の推進、3番としてゆるキャラ、ターナちゃん関連事業、4番としまして観光協会の推進、5番としまして新たな滑川町の魅力発見といったもの

を主に事業推進を行っております。そして、観光資源である国営武蔵丘陵森林公園と既存施設である里づくり事業との連携を行い、各谷津の里事業を活用した観光客誘致を考えてございます。谷津の里事業や農泊推進協議会と連携した農業体験や市民農園の貸出し事業、谷津沼を利用したフィッシングパーク事業、地元野菜を使った農家レストランでの食事、みそ造りやピザ作りといった食育体験イベント、武州ころ柿原料の蜂屋柿の生産やころ柿作りの体験、焼き栗として販売するためにぼろたんの栽培を実施しております。今後は、周辺を散歩コースとするためのコース設定等、丘陵地特有の滑川町を体験するための体験施設の充実や市民公園との連携を図り、今後の構想である各里と連携したグリーンツーリズムの推進や農作業と宿泊を併せた農泊事業や農協と連携した体験農業、観光農業の推進を考えております。

また、観光振興の誘客事業として、以前から市民公園と協議してきた中で具体化した内容の一部の報告を行わせていただきます。午前中の町長のご報告の中でも触れさせていただきましたが、ふるさと納税返礼品の協力事業者としまして、森林公園にご協力をいただけることになりました。入園券と併せた施設利用券になっており、現在ホームページ等でも公表されております。様々な業務から発展して観光振興に結びつくものもあり、議員の皆様からのご提案等ありましたら、産業振興課までお話いただければ幸いです。既存の施設等を利用したイベント等の充実を行う中で、国営武蔵丘陵森林公園と連携、協働する中で、町内の観光客が滑川町町内を周遊できるような試みを町内の関係各所と協議しながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、再質問願います。

○12番（内田敏雄議員） まず、防災対策のほうなのですけれども、自主防災会の地域の組織なのですが、町の防災計画の中の位置づけというのですか、それはどんなふうになっているのか教えてくださいたいのと、その自主防災会の組織に具体的に何を期待するのか、できるだけ具体的に教えてくださいたいのですが。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、自主防災組織が町の防災関係のどの位置づけになるのかということでご質問でございました。ご承知のとおり、自主防災組織というのは、先ほど言いましたように町内全域のほうにわたっております。自主防災組織が活動する場面ということにつきましては、町として相当な被害が生じたときということになりますので、町の災害対策に関わる一翼を担っていただく必要があるというふうに考えております。また、そのために各自主防災組織においては、地域の実情に応じた訓練をしているものと存じております。

続いて、2点目として、自主防災組織に具体的に何を期待するのかといったところでございます。

これにつきましては、様々な防災の計画の中でも議論されているところでございますが、先ほど申し上げましたように、まず第一に考えていただきたいのは、お住まいの地域住民の命を守るための行動、これを自主防災組織にお願いしたいというふうに考えております。これについては、自らの命を守るということも含めての行動でございます。また、支援の必要な方等に関する情報の収集というのやはり大事な役割でございますので、そういったものを収集していただいた後に、滑川町の役場のほうに災害対策本部が設営されていると思いますので、そういったところにご連絡いただくということになるかと思えます。

全般的なお答えで大変恐縮でございますけれども、滑川町と自主防災組織につきましては、手を取り合って地域住民の安全のために活動していくという考えでございますので、ご理解をいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 自主防災会の組織なのですが、実際に大きな災害が今来ている中において、町との情報伝達の方法ですとか、実際に命を守るということが一番大切なことで、それを最優先にやっていただきたいというのはよく分かるのですが、何か一部にちょっと誤解があるようで、結構危険を顧みず見回りをしてくれたりとか、そういう話も聞いているのです。けれども、多分そこまでは要求していないと思うのですが、その辺のところはしっかり伝わっているのかどうか、それはいかがなのでしょう。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどのご回答にもありましたように、まず自分の命をしっかり守っていただく、自分の命を守らなければ助けることもできませんので、そのところをまず第一に考えていただきたいというふうに考えております。お話しになりました、自らの危険を冒して地域住民のためにということにつきましては、非常に心強いお気持ちではございます。しかしながら、それがゆえに事故に遭ってしまっは大変元も子もないと申し上げますか、町としても非常に悲しい出来事ということになってしまいますので、無理はせず、必要な部分については公の機関に情報伝達をしていただくというところを今後さらに徹底してまいりたいと考えておりますので、ご了承いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 災害発生時の対策で実質的に主体になるのは町の職員だと思うのです。町の職員だってやっぱり命を守るほうが第一なので、その辺の訓練とかというのはどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

町職員全体を通じての訓練につきましては、ご承知のとおり2年に1度総合防災訓練を行っておりますので、そういった中で各ところの部署部署の担当すべき内容等の確認も含めて訓練をしております。

また、日頃の部分でございますけれども、警報等の発令につきましては、やはり時間等を選ばず発せられるということがあります。滑川町につきましては、気象警報が発令された場合については、総務政策課担当職員と建設課担当職員については役場に参集し、情報収集等に当たるといったようなところからスタートし、各段階においてやはり招集に至るまでのタイムラインを設定しております。これに基づいて町としては対応を取っておりますので、ご了承いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 2019年の19号の台風のときに役場の職員の方が集まっていたいただいて、対策を一応いろいろやっていただいて、見回りとかやっていただいたようなのですけれども、その警戒警報が解除された後、職員がまた自宅に戻るときのことなので、ちょっと聞いた話なのであれなのですけれども、通れる道、通れない道というのが行ってみないと分からなかったからという。警戒警報が解除された後の職員の帰るところまでの安全性までしっかりやっぱり行政としては確保していかないといけないのかなと思いますけれども、その辺のところは訓練の中には多分入っていないのだらうと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

確かに台風19号の場合については、非常に降雨はたくさんのが降りまして、町内でもあちらこちらで道路の冠水等が発生しておりました。警報の発令が解除になって、職員が帰るときに段階ですけれども、申し訳ございませんが、そこまでの対応というものについては、町としてもやはりできていなかったといったところが率直なところでございます。

また、これは招集に関しても言えることでございまして、職員を招集する段、先ほど言いましたけれども、タイムラインに応じて職員を招集しておりますが、このタイムラインの設定で遅れて招集する職員については、やはり道路が冠水した中で役場に集まってきたという声が多数聞いております。

そういった意味も含めまして、今後の職員招集に関しては、ご指摘のところも含めて、職員の招集までの安全確保といったところについても、個々の職員のほうの意識に徹底してまいりたいと考

えておりますので、ご了承いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） あと、災害警報発令についてなのですけれども、滑川町は幸いにして台風19号のときも河川の被害はそんな大きなものはなかったと思うのですけれども、幸いにして滑川町は川の底が地表よりも低くなっている、そういう土地柄なので、比較的水害が起きにくいのかなと、これが正常性バイアスに働くのだと、逆に言えばそうなのでしょうけれども、滑川町の中で災害で一番怖いのは、私は土砂崩れかなというふうに思っています。土砂崩れは地震でも起こるのですけれども、雨が降った後、それが災害警報がなかなか出たのか、出ないのか、よく分からないような状態が続くと思うのです。そんな中で、居住している人にしてみれば、生まれてずっとそこに住んでいたりする、長く住んでいて問題がなかったわけで、まさかそこが崩れるなんてみんな思っていないと思うのです。だけれども、ハザードマップには確かに危険な地域とかあるわけです。その辺の警報を例えば出しても、多分住んでいらっしゃる方はあまり身近には思わないと思うのです。そのところの情報伝達というのですか、そういうのをどういうふうに考えていらっしゃるのか教えていただきたい。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

土砂災害の関係でございますけれども、具体的に先ほど申し上げた2019年の台風19号の段階でございますが、滑川町にも町内に幾つか土砂災害の警戒区域ということで、その区域に入っている住宅の方がいらっしゃいます。台風19号の際、滑川町が避難所を開設したときに、この土砂災害の警戒区域に入っている方については、その区域の全ての避難所、集会所でございますけれども、こちらを町職員で開設し、避難所の準備のほうはしてまいりました。また、担当職員が一軒一軒全て個別に回りまして、避難所を開設しましたと、ここは危険区域ですので、避難所に避難してくださいというお話もさせていただいております。しかしながら、実際には内田議員おっしゃるとおり、避難した方というのは、土砂災害の警戒区域の中の方はいませんでした。ということは、なかなか頭では分かっているが、ふだん日頃の生活の中で「まさかうちが」といったような意識が間違いなく働いているというふうに考えます。これらについては、今後なかなか意識を変えていくのは難しいという作業ではございますが、継続して危険区域にいるということを意識していただきながら、避難所にすべからく逃げて避難するといったような行動を取れるように、町としてもお話をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと存じます。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問を願います。

○12番（内田敏雄議員） 防災対策の最後の質問なのですけれども、土砂崩れの警戒情報の発令のタイミングというのですか、それはどんなふうにお考えなのかなという。多分土砂崩れに関しては、地形だとか地質によって変わってくると思うのです。だから、一概に全部を網羅した警報というのは、なかなか説得の材料にも欠けるといふふうに思うのです。その辺のところは、どう対応されるのかなというのが気になるのですが。

○議長（瀬上邦久議員） 小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、内田議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

土砂災害の関係で町が発する警報の基準というか、考え方でございますが、まず一つには気象庁が発表する土砂災害の警戒情報等がやはり大きな指針になります。続いて、消防、警察等との情報共有によりまして、近隣の市町村でどのような状態が起きているのかといったところの情報招集というのも必要だといふふうに考えております。また、先ほどお話ししましたように、土砂災害の警戒区域については、滑川町はここといったところで地域を指定し、これは町のホームページでも公開しておりますし、各行政区の区長さんのほうにもその資料はお渡ししてございます。こういった地域にお住まいの方を重点的にやっていくと言うしか言いようがないのですけれども、そういった形で取り組んでまいりたいといふふうに考えております。いずれにしても、一方的な発出ではなくて、様々な情報を鑑みながら、必要な部分についてはちゅうちょなく発する予定でございますので、ご理解いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 次に、観光施策のほうを再質問させていただきます。

基本的な質問で申し訳ないのですが、観光施策を考えるときに産業振興課だけで考えているのでしょうか。ほかの課は一緒には考えないのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの質問に答弁させていただきます。

基本的には産業振興課単体で考えさせていただきながら、総務政策課及び観光に係る課、例えば教育委員会であったりとか、道の関係であったりは建設課であったりとかという形で、網羅した形では考えていくのですけれども、基本的な施策としては産業振興課という形になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 観光振興については、先ほどの吉野議員の一般質問の中でもありましたけ

れども、史跡ですとか、そういうものは非常に観光資源の有力なものになると思うのです。その辺のところをやっぱり産業振興課だけでビジョンを考えても、あまり進んでいかないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 服部産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの質問に答弁させていただきます。

議員さんの言っているとおり、各課と今後は対応するような中で、基本的には先ほどお話ししたとおり、私どものほうが観光の一端を担っております。そうした中で、こうしたほうがいいだろうというお話もさせていただくのですけれども、今後そういった観光施策に関して、担当者レベルになってしまいますけれども、基本的にはそういうお声がけをしながら、この案件に関してはどうしたらいいのだろうというような、私どもから投げかける形で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 観光振興については、史跡もそうなのですが、史跡だけでなく、滑川の場合、やっぱり環境というのが大きな資源だと思うのです。森林公園があって、自然を求めていらっしゃる方は多いと思うのです。そうしたら、それをさらにもう一步広げて、森林公園の中だけの観光ではなく、滑川町全体をボトムアップするような観光に発展させていけたらいいのかなと思うのですけれども、その辺のところはどう考えていらっしゃいますか。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの質問に答弁させていただきます。

先ほど一番最初にご回答させていただいた中で、各里とのグリーンツーリズムという形で考えていきたいというお話をさせていただきました。森林公園は、基本的に一日遊べる場所という形で、皆さんそういう考えで来られるという形も聞いております。そうした中で、森林公園と今お話ししている、いろいろ協議をさせていただいております。そうした中で、いろいろな観光施策についてもいろいろ議題は上がってきております。ただ、具現化するのにまだ至っていないという状況もありますので、そうした中を一步一步検証しながら、さらにほかのところの滑川町にある観光施設、この辺あたりが有意義に活用できればというふうな考え方をしております。基本的にはそういうふうな考え方で進んでおりますので、よろしく願います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 観光振興について昨年も一般質問させていただいたのですけれども、そのときに産業振興課だけでなく、教育委員会の史跡であったり、河川の流れの環境、自然の環境であったり、あるいはあのとき、昨年はサイクリングロードという話をさせていただいて、サイクリングロードは難しいみたいな話を答弁で受けたのですけれども、例えばサイクリングロードにしても、通常ロードバイクと言われるような、ああいうサイクリングだけではなくてマウンテンバイク、あるいはマウンテンバイクとロードバイクの中間のクロスバイクみたいな、そういうようなもので山道をサイクリングするというようなこともあると思うのです、観光としては。そういうことを考えたときに、森林公園の中はサイクリングロード整備されていますけれども、森林公園以外のところはサイクリングロードというのは整備されていなくて、だけれども前回の質問でも言ったのですけれども、町には使われていない町道というのがいっぱいあるわけです、山の中を走っている。今もう獣道にすらなっていないような町道が、いっぱい図面上だけ道路が張っているけれども、活用されていない。そこが例えば通れるようになるだけで、サイクリングなりなんなりができるのではないか、サイクリングという普通言うサイクリングではなくてマウンテンバイクみたいな、ああいう山の中を走るサイクリングというのですか、そういうような新しいサイクリングも考えられるのかなと。そういうことを考えていくと、産業振興課だけで特産物を育成して農業振興をやって、農業振興をやっているから農泊の事業をやってとか、それで産業振興課だけで考えているのでは、何か全然広がりがない気がするのです。例えば史跡についても、今吉野議員のお話にもあったのですけれども、羽尾城だとか、ああいう山田城なんかでも、山田城跡という支柱が立っているだけなのです。山田城は、誰がどんなふうな目的で造って、誰と合戦をしたときに負けて亡くなったとか、そういうエピソードを書いたものを置いておいても、書いて立札を立てていただくだけで、全然観光のスポットとしては注目度が違うと思うのです。現に羽尾城や山田城だけではなくて、先ほど水房館跡だとか、そういう館跡なんかを比べると、5つか6つぐらいたしかあったような気が、私あまり詳しくないので、よく分からないのですけれども、あったような気がするのです。そういうものをサイクリングと組み合わせるなりして、ストーリー性を持った観光振興をもっと考えたいかがですかというのが今回の質問の趣旨なのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、内田議員さんの質問に答弁させていただきます。

議員さんのおっしゃるとおり、いろんなものが関係してきます。そうした中で、今後いろいろな各課等に関係するところがございますので、基本的には産業振興課でお話をしながら、そしてさらに関係各所と協議していききたいのを考えていきたいと思っております。今後協議していききたいとい

うことで、ご回答のほうをさせていただきますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 内田議員、質問願います。

○12番（内田敏雄議員） 「鎌倉殿の13人」の今年の観光振興ですか、非常にほかの周りの市も一緒になってやっていて、埼玉県ホームページにも載っているのです。すごく広域の活動をやって県にも取り上げてもらって、すごくこういうキャンペーンというのか、そういうものにしては成功したほうではないかなと、結果が伴ってきているかどうかはまた別の話として、取りあえず産業振興の事業としては、私は成功したほうだろうと思うのですけれども、せっかくのこういうものをさらに続けて、次も発展させていけたらなというふうに思っています。それで前回の質問でも、ほかの課と一緒に取り組んでいったらどうですかという話をさせていただいたのですけれども、さらにそれも広域でもっとできれば、この辺結構滑川以外にもそういう城跡ですとか何かがいっぱいあるのですけれども、みんなどこも城跡というだけの支柱が立っている程度なのです。そういうのを何かもっとストーリー的なものを展開できたら、観光するほうももっとイメージが膨らんでいく。結構マニアというか、怒られてしまうかもしれないのですけれども、そういう史跡を訪ね歩く人とか割と見かけたりするのです。この間も何か車で回っていて、山田城跡も行ってみたいけれども、支柱が立っているだけって、三門館も何か空堀があるだけでよく分からないとかって。そういうどんな館が昔あって、その歴史的なものの背景まで何か説明するものがあつたら、同じ空堀があるだけでも全然受け方が違ってくると思うのです。だから、そういう意味で史跡のもっと観光産業の資源として生かしてもらえたらなという、一番最初に来るのはやっぱり史跡なのです。

観光の資源というのは、ほかにも川だとか、河川だと河川敷だとかあって、市野川の高橋という羽尾のところにあるところで、キツネノカミソリという鑑賞会とかやっているところがあるのですけれども、あそこに又五郎という小さな川が流れて、あそこで合流するのです。又五郎の水質はすごくきれいで、あそこきれいなのですけれども、小さい小魚がいっぱいいるのです。市野川ほどの川幅がないので、ほんの多分1間か2間ないぐらいの川幅なので、川の中で子どもが遊んで、全然深さがないので、大人がついていないとあれでしょうけれども、事故は起こりにくいのかなと。今の若いお父さん、お母さんって、そういう川の中の自然の中で、造られた川ではない自然の川の中で遊ぶということを多分知らないで育った方々だと思うのです。そういうのをもうちょっと何かアピールして、こういうところで遊べますよみたいな、そういう自然を使ったものを観光資源に生かすとか、そういうことをもっと考えていっていただきたいというふうに私は思っております。ぜひそれを参考にしていただければなというふうに思っています。

私の質問は以上で終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で内田敏雄議員の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

◎次回日程の報告

○議長（瀬上邦久議員） 以上をもちまして、本日の会議を終了します。

明日8日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

◎延会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 本日はこれにて延会とします。大変ご苦労さまでございました。

（午後 1時45分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和4年第232回滑川町議会定例会

令和4年6月8日（水曜日）

議 事 日 程 （第2号）

開議の宣告

1 一般質問

出席議員（12名）

1番	宮 島 一 夫	議員	2番	高 坂 清 二	議員
5番	上 野 葉 月	議員	6番	井 上 奈 保 子	議員
7番	紫 藤 明	議員	9番	北 堀 一 廣	議員
10番	上 野 廣	議員	11番	菅 間 孝 夫	議員
12番	内 田 敏 雄	議員	13番	吉 野 正 浩	議員
14番	阿 部 弘 明	議員	15番	瀬 上 邦 久	議員

欠席議員（1名）

3番 松 本 幾 雄 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	吉 田 昇
副 町 長	柳 克 実
教 育 長	馬 場 敏 男
総 務 政 策 課 長	小 柳 博 司
税 務 課 長	篠 崎 仁 志
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	高 坂 克 美
町 民 保 険 課 長	岩 附 利 昭
福 祉 課 長	木 村 晴 彦
高 齢 介 護 課 長	篠 崎 美 幸
健 康 づ くり 課 長	武 井 宏 見
環 境 課 長	関 口 正 幸
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	服 部 進 也
建 設 課 長	稲 村 茂 之
教 育 委 員 会 事 務 局 長	澄 川 淳
上 下 水 道 課 長	會 澤 孝 之

本会議に出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	島 田 昌 德
書 記	田 島 百 華
録 音	西 浦 俊 行

○議会議務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には、第232回滑川町議会定例会第2日目にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、3番、松本幾雄議員より欠席届が提出されました。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

◇ 阿部弘明議員

○議長（瀬上邦久議員） 通告順位3番、議席番号14番、阿部弘明議員、ご質問願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） おはようございます。14番、阿部弘明です。質問させていただきます。よろしく願います。

まず、1番目の質問は、有機農産物の学校給食への普及をというテーマです。町は、今年度の新米より米飯給食のお米の全てを滑川産の谷津田米とすることとしました。ここまでに至る関係者の努力に感謝申し上げます。子育て政策を進め、特に給食費の無償化を続ける町がその給食の米飯に安全で地元で生産されたお米を提供できるのは食育や地域経済にとっても有効です。この間、世界的なコロナ禍やロシアによるウクライナ侵略により、世界的に食料問題が課題となっています。国は自給率目標を45%としてきましたが、毎年下がり続け、今やカロリーベースで37%、先進国では最低です。農水省は、ホームページで国内生産のみで2,200キロカロリーを供給する場合の1日のメニューを紹介しています。それによると、1日の食事ではご飯2杯、ジャガイモ3個、ぬか漬け、焼き芋2本、リンゴ4分の1、焼き魚1切れ、これに2日に1回1杯のうどんかみそ汁、3日に1回納豆2パック、6日に1回牛乳1杯、7日に1回卵1個、9日に1回肉類というメニューです。県別の自給率では100%を超えているのは北海道など5県です。埼玉県は10%、滑川町の食料自給率は18%です。国は、農業基盤の強化と地球環境問題など持続可能な食料供給システムの

構築として、2050年までに化学農薬50%、化学肥料30%を削減する有機農業を全農地の25%、100万ヘクタールにする目標を掲げています。国会で共産党の議員の「有機農業を広げるためには、学校給食での活用が欠かせない」との質問に対して、農水省は試行的にその学校給食への食材費も支援対象とするとなりました。お米に加えて地元産の野菜なども給食に活用するべきではないでしょうか。

2つ目が補聴器購入補助とパートナーシップ制度導入をという問題です。今年度、女性の課長が誕生いたしました。ご活躍を期待いたします。これからも多くの女性が町幹部に登用されるよう努力をお願いいたします。誰もが性差なく、また年齢によって生きづらくなることのない社会を求める声は様々な困難を乗り越え広がっています。町の3月議会で決議された、加齢性難聴者への補聴器購入補助について、町の今後の取組についてお聞きいたします。その際、せっかく補聴器を購入しても、合わないと装着をやめてしまう方も多いと聞きます。東京港区が導入した補聴器購入助成制度は、助成対象を60歳以上、所得制限なし、助成額の上限は13万7,000円と、実施自治体では最高額になっています。特に注目したいのは、使い続けるための支援も導入したということです。購入前に補聴器相談医を受診できるようにする、また認定補聴器技能者による購入時の調整や購入後のアフターケアを受けられるようにするを制度化しました。北海道根室市では、年間1万円の修理費もセットで助成しています。こういった先進例を参考に早期の制度導入を求めます。

昨年の東京オリンピック・パラリンピックで、性自認や性的指向を公表したLGBTQ+の選手は185人以上になるなど、国際的にはLGBTQに対する理解が進んでいます。しかし、日本ではLGBTQなど性的少数者に対する理解増進法案が自民党内の反対で棚上げになるなど進んでいません。そのような背景もあり、自治体パートナーシップ制度の導入は急速に拡大しています。導入自治体数は、2021年9月1日時点で118、全国人口カバー率は40%を超え、証明を受けたカップルは2,018組に達しています。自治体の取組ということもあり、様々な制約は否めませんが、他自治体との相互利用制度やカップルと同居する子も家族と認めるファミリーシップ制度は、入間市、飯能市、所沢市、川島町などでも広がっています。パートナーシップ制度の早期導入を求めます。

3点目が、これ以上の負担増に反対し住民の暮らしを守る施策とインボイス導入に伴う影響と対策をという問題です。この間、物価の高騰が住民生活を直撃しています。特に生活必需品、食料品、電気、ガス料金など、値上がりは低所得者ほど影響が大きく、もう限界という悲鳴が出ています。もはや災害とも呼べる事態なのではないでしょうか。町がこういうときこそ住民や事業者に手を差し伸べる必要があります。コロナ禍対策で行った事業者支援、住民への給付金や水道料金の減額など町の施策を求めます。さらに、今懸念されている負担増計画に来年の秋から導入予定のインボイス制度があります。町として町内の事業者、農業者、フリーランス、シルバー人材事業団等への影響を検討し、対策を打つことが必要と考えます。

4点目が国に平和のための外交政策を求めるという問題です。ロシアによるウクライナ侵略は今も続き、市民や子どもが犠牲になっていることに多くの方が心を痛めています。この戦争を機会に、

日本も軍備を増強すべきだ、核兵器を持つべきだなどの声が出されています。しかし、この方向は平和への道ではなく、逆に平和を危うくするのではないのでしょうか。今必要なのは、いかに戦争にしないか、対立や紛争、戦争にしないための努力ではないのでしょうか。改めて町が国に対し、戦争にしないための平和外交を求めることを意見として上げることを求めます。

以上、質問よろしくお願ひいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願ひます。

質問事項1、有機農産物の学校給食への普及を澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、補聴器購入補助についてを篠崎高齢介護課長に、質問事項2、パートナーシップ制度導入についてと質問事項3、これ以上の負担増に対し住民の暮らしを守る施策とインボイス導入に伴う影響と対策のうち、インボイス導入に伴う影響と対策と質問事項4、国に平和のための外交政策を求めるを小柳総務政策課長に、質問事項3、これ以上の負担増に対し住民の暮らしを守る施策とインボイス導入に伴う影響と対策をのうち、コロナ禍対策で行った住民への水道料金の減免についてを會澤上下水道課長に、質問事項3、これ以上の負担増に対し住民の暮らしを守る施策とインボイス導入に伴う影響と対策をのうち、コロナ対策で行った住民への給付金についてを木村福祉課長に答弁願ひます。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願ひます。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問の1、有機農産物の学校給食への普及をについてご答弁をさせていただきます。滑川町産の有機農業を使用した学校給食を提供することは、阿部議員のご質問にもあるとおり、安全な食材提供、子どもたちへ食育、地域経済の活性化等、大変有意義であると考えます。しかし、これを実現するためには多くの課題があり、これらを全て解消することが必要となります。

まずは、使用する農産物についての課題でございます。1つに、野菜の大きさにばらつきがなく同一なもの。2つ目に、泥等がたくさんついていないこと。これは衛生管理上、泥つき野菜は使用が不可となります。3番目に、野菜の単価が高過ぎないこと。4番目に、県のモニタリング調査により、放射能検査をクリアしている品目であること。5つ目に、必要量を確実に用意し、納品時間が厳守できること。これは調理が間に合わなくなるなどの弊害が出るため、こういったことが条件として上げられています。

次に、調理、提供上の課題です。本町の学校給食は、ご存知のとおり、完全委託方式であり、委託先の業者が東松山市の学校給食、また一部私立学校も提供しておりますが、こちらのほうを受託しております関係で、同一の献立により同じ調理器具、鍋、釜等を使って給食を同時に大量に調理して提供しているため、滑川町の学校、園に提供する学校給食に限定して滑川町産の食材、農産物を使用することができません。この点について東松山市とも協議をいたしました。市といたしま

しても地産地消を推奨しており、市として滑川町産の農産物を使用する理由がなく、また供給量の面からも滑川町産の農産物の使用は困難な状況でございます。

しかし、このような状況ではありますが、学校給食における地産地消については町でも推奨しています。昨年度、初の試みとして滑川町だけが給食を提供する令和4年1月12日に滑川町産の野菜を使用した滑川町野菜と豆腐のみそ汁を提供いたしました。使用した野菜は、長ネギ、ニンジン、大根、白菜の4種類でした。産業振興課の協力の下、JA埼玉中央農協滑川直売所、生産者の方々、委託先の埼玉県学校給食株式会社、また教育委員会等で連携を図り、献立の作成、食材の選定、供給納品から調理まで、各段階において細かく調整をしながら推し進め、途中で試作も行って実現をしたものでございます。なお、同日の唐揚げの香味ソースで長ネギを、枝豆とキャベツのサラダでキャベツも滑川町産のものを使用させていただきました。このことは、献立表のお知らせのコーナーにも明記するとともに、学校、園でも保護者や子どもたちに周知をいたしました。当日のお昼の校内放送でも、地元産野菜を使った献立であることを話していただいた学校もありました。子どもたちや保護者からも好評で、滑川町産の野菜について興味、関心を持ってもらったようです。また出してほしいというリクエストもいただき、地産地消にもつながる試みとなりました。

このように日常的に滑川町産の農産物を学校給食で使用するということは、課題が多く困難なことではありますが、今年度も昨年度と同様に機会をつくり、滑川町産の農産物の活用を図っていきたいと思っています。また、その際は、阿部議員のご質問にあるように、より安全な有機野菜の選定に留意し、検討していきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問に答弁をさせていただきます。

質問事項2、補聴器購入補助とパートナーシップ制度導入のうち、1つ目の補聴器購入補助について町の今後の取組について説明をいたします。初めに、この事業を開始します経緯につきまして説明をさせていただきます。令和4年2月、加齢性難聴者への補聴器助成の実施要望に関する件について議会に請願書の提出がありました。請願の趣旨としては、障害者手帳取得に至らない加齢性難聴者による補聴器購入のための助成の実施を強く求めますというものでした。その後、第231回滑川町議会定例会におきまして意見書の提出があり、可決されました。意見書の内容は、障害者手帳取得に至らない加齢性難聴者による補聴器購入のための助成の実施について、早期実施を求めるものでした。この意見書を受けまして、滑川町高齢者福祉事業検討委員会を令和4年4月22日に開催しまして、審議いただき、滑川町高齢者補聴器購入費助成事業を令和4年9月から開始することいたしました。

次に、この事業の内容につきまして説明をいたします。この事業の目的は、聴力機能の低下によ

り日常生活に支障を来している高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用を助成することにより、家族や地域社会とのコミュニケーションを確保し、社会参加の促進を図ることとします。対象者につきましては、次に上げる5つの要件に該当する方とします。1、満65歳以上である方、2、滑川町内に住所を有し、現に居住している方、3、住民税非課税世帯に属する方、4、聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方、5、医師により補聴器の必要性を認める意見書を徴することができる方となっております。ちなみに、住民税非課税世帯に属する65歳以上の方の人数は、令和4年5月の時点で1,124名、また65歳以上の方で聴覚障害による身体障害者手帳を所持している方は25名おります。この事業の申請には医師による意見書が必要となります。意見書は、補聴器の必要性を判断するためのものになります。耳鼻科の疾患によっては、補聴器の使用ができなくなることもありますので、初めて補聴器を購入する方は耳鼻科医の受診が勧められておりますが、この事業の意見書作成に関しては耳鼻科医に限定をせず、かかりつけの内科医等でも日常生活のために補聴器が必要であると認める場合は該当といたします。申請のためだけの耳鼻科医の受診の手間を省き、申請しやすいように考慮いたしました。ただし、申請に係る受診料、検査料、文書料などは自己負担となります。助成金額については、補聴器購入費の範囲内で2万円を限度とし、助成は1回限りといたします。

以上、事業の説明となります。町としては、今年3月の議会で意見書の提出がありましてから準備を進めてまいりました。県内の状況を把握しましたところ、難聴高齢者に対する補聴器助成制度を実施している市町村は1市のみでした。多くの市町村が障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度で対応しておりました。滑川町も同様の対応でした。今回は、既に埼玉県内で実施していました市の内容を参考とさせていただきました。

阿部議員さんのご質問にありましておおり、年齢によって生きづらくなることのない社会を目指すための一つの施策として新たに補聴器購入助成制度が始まります。高齢介護課としては、地域包括支援センターにおいて介護予防に取り組んでおります。中でも認知症施策におきましては、町内にあります埼玉森林病院の協力をいただきまして、早期発見、早期治療、家族支援、町民に対しての啓発活動などに努めております。認知症と難聴の関係については、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）においても難聴が認知症の危険因子の一つとして上げられています。難聴の対策の一つとして補聴器があります。私たちは、コミュニケーションの中で生きておりますので、補聴器を使用することによって会話がスムーズになった、積極的にコミュニケーションを取ることになった、外出するようになったというプラスの効果があり、その結果、認知機能の低下予防へとつながります。また、外出時に車のクラクションの音が聞こえにくいため、交通事故に至る危険性もあります。補聴器は、毎日の生活を守ってくれる重要な機器でもあります。

この事業は、令和4年9月から実施される事業であります。開始後も町民の意向や医療機関、介護関係者の意見、そして事業の実績などを基に、実情に合わせて常に検討を重ね、阿部議員の質

問にありました港区モデルとまではいきませんが、滑川モデルをみんなでつくっていただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、小柳総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、ご質問の大きな2のうち、パートナーシップ導入に関してお答えをさせていただきます。阿部議員さんには、昨年度6月の定例議会においてもパートナーシップ導入に関するご質問をいただいておりますが、この場では改めて町の現状と今後の方針について述べさせていただきます。

令和3年度、滑川町では、パートナーシッププランの改定を行いました。その際、町民皆様へのアンケート調査も実施をいたしました。このアンケート項目の一つにパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度についてのご意見を伺いましたところ、「必要」、「やや必要」が全体の6割を超える結果となっております。一方で、性的少数者の認知度につきましては、18歳以上の方は全体で5割を超えておりましたが、中学生に関しては4割に満たない結果となっております。こうした状況を鑑み、町では性的少数者の理解促進を図ること及びパートナーシップ、ファミリーシップの導入について検討を始めることを制度導入に向けた課題とし、今後具体的な内容について推進を図る予定でございます。埼玉県内の導入状況につきましては、令和4年5月1日現在、35の自治体で導入を進めております。町といたしましては、近隣自治体の導入例を参考に、導入に向け、関係する課、局との協議を始める予定でございます。

続きまして、ご質問の3、暮らしを守る施策とインボイス制度についてでございますが、私からは全体的な部分についてお答えをさせていただきます。初めに、暮らしを守る施策についてでございますが、本定例議会補正予算におきまして新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらを活用した事業のほうを新たに計上させていただいております。また、ご承知のとおり、国においては昨今のガソリン価格等の高騰による家計急変、生活困難に対応するためということで、各自治体に新たに補助金のほうを交付する予定でございます。これにつきましては、既に課、局に9月補正の予算化に向けて事業を検討するよう通知のほうを発出しておりますので、ご理解いただけたらと思います。

続きまして、インボイス制度の関係についてお答えをさせていただきます。インボイス制度は、複数税率制度の下で適正な課税を実現するため、消費税に係る税額計算の正確性や税の公平性を確保することを目的とし、国会審議を経て決定された制度でございます。制度開始後には、経過措置期間が適用される予定であり、一定期間の準備期間が設けられていることや、国において所管する関係団体等を通じ、本制度の周知や専用ダイヤル等の開設による相談業務を行っております。制度の開始に当たっては、特に個人事業主を中心とした免税事業者からの不安や懸念の声が寄せられて

いることは町としても承知しており、取引に係る業界団体からも同様の声が発せられております。町としましては、町内に多くの個人事業主の方がおられますので、本制度の導入に関しては、今後も注視を続ける必要を感じておりますが、一方で町は国が導入を進める制度を円滑に移行できるよう広く周知する必要もございます。町としましては、本制度の趣旨をご理解いただくとともに、引き続き税務署をはじめとする関係団体と連携し、本制度が円滑に実施できるよう対応を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問の4、国に平和のための外交政策を求めるについてに答弁をさせていただきます。ロシアによるウクライナ侵攻から100日以上が経過しております。この間、砲弾にさらされる人々や破壊され尽くした町の姿が連日報道されております。民間人の死者数は、国連機関が把握しているだけで4,000人に達するとも言われており、出口の見えない争いに、日本を含む国際社会も高い危機感を持って対応しておりますことはご承知のとおりと存じます。

滑川町では、吉田町長の就任以来、一貫して平和を町の重点施策としており、ウクライナ侵攻に関してもいち早くロシアによるウクライナ侵攻に関して町長メッセージを発出し、人命を守ることを最優先として、一刻も早い平和的な解決を強く求めると結んでおります。阿部議員ご指摘のロシアによるウクライナ侵攻に関連し、日本の防衛力強化のため、防衛費を増額する議論につきましては、各種世論調査の結果が新聞等で報道されておりますが、防衛費の増大に関しては、このことが世界平和にどのように寄与するのか、またアジア地域での安全保障にどのような影響を及ぼすのかを含めて慎重に判断すべきと考え、今後も注意を払い経過を見守ってまいりたいと考えております。滑川町としましては、先ほどの町長メッセージに込められました平和への願い、平和への尊さを今後も町民の皆様と継続して共有していく所存でございますので、引き続きご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、會澤上下水道課長、答弁願います。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、阿部議員のご質問のうち、質問事項3のコロナ禍対策で行った事業のうち、水道料金の減額について答弁させていただきたいと思っております。

水道料金については、これまで令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金について2度の減額を実施させていただきました。今回3度目の実施を行いたく、今議会へも予算の補正を計上させていただいております。減額の対象は、前回と同様で、水道料金を調定する月を基準に1回分、最大で2か月分の基本料金を減額して請求させていただきたいと考えています。

滑川町においては、今年に入り急速に新型コロナの陽性者が増加し、そのまま増加傾向が長く続きました。その後は、その他の社会情勢も相まって、生活用品の物価上昇といった影響も広範囲に

表れ、私たちの生活を脅かしており、再度町民皆様の生活に直接支援ができる手段として、今回の実施を行いたいと思っております。実施時期については、準備が整い次第、早ければ7月の地区から実施したいと考えております。さらに、今後についても補助金や町の他の事業とのバランスや優先順位などを考慮しながら、随時実施についての判断をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、木村福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問のうち、質問事項3、コロナ禍対策で行った住民への給付金につきまして答弁をさせていただきたいと思えます。

令和3年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、昨年12月の支給開始から本日まで支給を継続しております。非課税世帯と家計急変世帯を合わせまして、町が想定いたしました対象世帯数1,342世帯のうち、6月3日の振込時点で1,150世帯の給付が完了しております。さらに、今回国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策を受け、住民税非課税世帯等に対する給付金の未申請世帯への令和4年度課税情報を活用した1世帯当たり10万円の給付金の支給が4月の26日に閣議決定をされたところでございます。これによりまして対象世帯が追加され、新たに令和4年度分の住民税均等割が非課税になった世帯と、令和4年1月以降、家計急変世帯が給付の対象となります。6月1日時点での住民登録が要件となり、今後7月初旬までに新たな非課税世帯を抽出させていただき、確認書を送付し、その後申請を受け付ける予定となっております。予算につきましては、国の翌債承認を受けました繰越明許費により対応が可能と想定しておりますが、家計急変世帯からの申請が予想を上回るようでしたら、補正予算での対応を考えておるところでございます。

さらに、国の総合緊急対策において、地方創生臨時交付金のうち、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分により、地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の生活支援や子育て世帯の支援の取組をしっかりと後押しするよう示されていることから、先ほど総務政策課長からのお話のとおり、今後追加交付分を含めた臨時交付金活用事業として生活困窮者支援策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、再質問願います。

○14番（阿部弘明議員） ありがとうございます。篠崎課長には、早速新しく課長になられてこういった素晴らしい制度をまず一歩進めたというようなことで、本当に感謝申し上げたいというふうに思います。ぜひ滑川モデルとおっしゃいましたけれども、そういった実現のために、またさらに改良、改善を続けていただきたいというふうに思います。

まず、質問ですけれども、インボイス制度の問題では、今各自治体で非常に困っているのがシル

バー人材センターの問題なのです。センターそのものが今課税業者になっているわけですが、それぞれ仕事されている会員の方については、課税業者になっていないわけなのですけれども、そういったようなところで今大変な負担がかかってきてしまうのではないかというふうに言われているのですけれども、その辺の調査については、またシルバーセンターとの話などについては行っていませんでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 篠崎高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問に答弁いたします。

インボイス制度につきましては、シルバー人材センターと情報を共有しているところです。今のところ、インボイス制度導入により生じる新たな経費負担への対応については、事務費率の引上げによる料金値上げにより対応すると今のところは聞いております。会員が手にする僅かな配分金の額をさらに引き下げるとは、就業を通じて地域社会に貢献しようと努力している会員のやる気、生きがいを削ぎ、退会者の増加、ひいてはシルバー事業の衰退を引き起こすことが強く懸念されます。町としましても、シルバー人材センターが就労機会を提供することにより、高齢者の社会参加を促進するほか、高齢者の生きがいの充実や健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献していることは十分に理解しております。今後も滑川町の高齢者の雇用促進のため、シルバーの活動が低下しないように、シルバー人材センターと情報を共有しながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） なぜシルバー人材センターにまで課税というか、この制度そのものが非常におかしいというふうに思うのです。このインボイス、なぜやるのかというようなことについては、まさに税制の中で、法律で決まっていない制度が要するに制度として、これが消費税の増税と併せた形で行われるわけなのですけれども、課税業者にならざるを得ないというような、多くの今一人親方とか様々な個人事業主の方が非課税業者になっているにもかかわらず、課税業者にならなければならないというような問題になっていて、来年の秋からの実施ということで、どういうふうになるのかということをお聞きを皆さん心配なさっているのですけれども、この辺について本当に例えば町として、このシルバー人材センターへの課税についてはやめてほしいと、免除してほしいというような意見を、今様々な自治体からそういったような声が上がっているというふうに言われていますが、声を上げるということについては、センターとともにそういったことを、国に声を上げるということについては考えていないのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

この件につきまして、町の商工会のほうでもかなり個人事業主の方がいらっしゃいますので、商工会のほうに確認をさせていただきました。商工会のほうのお話ですと、具体的に事業主のほうから相談等というのは非常に少ない事例ということでお話を伺っております。また、商工会の今後のスケジュールといたしましては、このインボイス制度についての説明会等を開催していくというようなお話も聞いておりますので、お伝えをさせていただきます。

ご質問いただきましたシルバー人材センターへの課税免除の関係でございますけれども、こちらにつきましては、税の公平性等の問題もございます。近隣自治体等の動向ももちろん必要でございますが、基本的に考えるのは税をどのように公平に負担していくのかといったところの観点を中心に添えて、今後考えていきたいと考えておりますので、ご了承いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） シルバー人材センターへの影響額というのは計算をされていますでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

シルバー人材センターへの影響額については、現在のところ調査はしていません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、ご質問願います。

○14番（阿部弘明議員） 単純計算で、これは国会答弁なのですけれども、現在の負担の10倍の200億円になるというような、全体で、そういうふうな試算もされているところであります。その影響でセンターそのものを運営できるのかどうかということにもなろうかというふうに思います。それによって、町からさらなる補助をせざるを得ないというようなことになるのかなというふうな感じもするのです。そこをよく調べていただきたいというふうに思います。

もう一つ、次に給食問題なのですけれども、いろいろ調査もしていただいてありがとうございます。先ほどの答弁ですと、東松山市との協議では少し、要するに滑川産を使うというのは難しいというようなお話ですが、東松山市と一緒に食材をそういったような一定の条件をつけて、有機農法というようなことでやっている農家からの食材提供を受けると、町では1日だけそういったような日をつくったということですが、一緒に検討するというようなことはできないのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

ます。

東松山市との協議で、滑川町産の野菜も一緒に併せて食材を提供して使うということで今ご提案いただきました。それについては、東松山市、また委託先の埼玉学校給食と献立作成、またそのときの食材の調達に関する協議をする中で、そういった提案をさせていただければというふうに思っています。ただ、現状ではなかなか先ほどお話しした理由により難しい部分はあるのかなというふうに正直考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質問願います。

○14番（阿部弘明議員） これは農水省のやつですけども、みどりの食料システム戦略推進交付金というのが今あるのです。この事業を要するに国としては進めたいと、その中に学校給食での利用について進めるところについても交付対象にするというようなことになっていますので、これは様々な困難はありますけれども、チャンスだというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

次に、パートナーシップ制度なのですけれども、立派なプランができたわけですけども、せっかくここまでつくっておいていただいたのに、なぜ制度まで踏み切れなかったのかなという率直な疑問なのです。町民の理解を進める上でも、この制度というのは必要なのではないかなというふうに思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

滑川町におきますパートナーシップ、ファミリーシップの導入につきましては、冒頭答弁させていただきましたとおり、これから庁舎内の各課、局を通じて協議を進めていく予定でございます。ご承知のとおり、この制度の大きな問題点というのが各独立した市町村単位でしか運営がなかなかできていないということが大きな問題ということで、滑川町といたしましても、近隣の自治体と連携が組めればという形を基本に置きながら、この制度について考えておりました。しかしながら、近隣の自治体が次々と自ら導入していったしまったといったようなところがございます。町といたしましては、こうした自治体と力を合わせながら、せめて比企郡市だけでも後押し的なところができないのかといったようなところも考えながら進めていく予定でございます。

また、ご承知のとおり、都道府県単位でこの制度を導入しているところもございます。個人的には、都道府県を超えて国としてこの制度を導入していくのが一番であるというふうな考えを持っておりますが、まずは滑川町においてどのようなことができるのかといったところを協議をして進めていく予定でございますので、ご理解をいただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、ご質問願います。

○14番（阿部弘明議員） ほかのところでも相互利用ということをお互いでやっているところもありますので、ぜひそういったようなことも併せて検討していただきたいなというふうに思います。

時間ありませんが、とにかく、最後になりますけれども、今物価の高騰がもう止まらない、そういったような状況です。今国から、先ほど答弁ありましたけれども、様々な国の交付金などを出すというようなことですが、今回のこの6月補正の中でもそういったような形で、先ほど水道料金の減額問題、答弁ありましたが、そういったようなことを今どんどん進めていかないと、本当に大変になってくるのではないかなというふうに思います。今回間に合わなくても、9月補正の中でもぜひ検討いただきたいなというふうに思います。今特に生活保護の方や年金受給者の方、年金しかもらっていないというような方、生活保護費は減らされるし、年金も減らされるというような中での物価の高騰です。本当これでやっていけるのかなというようなことで、皆さん困っているのが実態なのです。本当に食費に困っているということなのです。これから様々な野菜なども、これから夏野菜がたくさん取れますけれども、そういったようなのを町の支援としても、様々な現物支給も含めて検討していただきたいなと、それが社協などでもやられていますけれども、経済的に困難な家庭への支援策を町としても本当に進めていただきたいなというふうに思います。

ぜひそのことをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） 以上で阿部弘明議員の一般質問を終わります。

暫時休憩とします。再開は午前11時5分です。11時5分といたします。よろしく申し上げます。

休 憩 （午前10時51分）

再 開 （午前11時05分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

◇ 上 野 葉 月 議 員

○議長（瀬上邦久議員） 引き続きまして、一般質問を行います。

通告順位4番、質疑番号5番、上野葉月議員、ご質問願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクとその効果について伺います。

1、マスクをする目的は何ですか。マスクによって得られる効果は何ですか。

2、マスクの弊害はありますか。

3、小中学校では、学校内で過ごすほとんどの時間をマスクをして過ごしています。また、登下校中もマスクをしています。現在の幼稚園、小中学校でのマスクに関する決まりを教えてください。

4、新型コロナウイルス感染症が発生してからの小中学校、幼稚園で発生した陽性者、PCR検査対象数とその結果の陽性者数、新型コロナウイルス感染症を理由とする欠席者数と欠席日数、新型コロナワクチンを理由とする欠席者数と欠席日数、重症者数、後遺症の数について把握している範囲で教えてください。

次に、濃厚接触者の判定について質問します。濃厚接触者の対応について厚生労働省は、地域の状況に応じて自治体が柔軟に判断することを認めています。保育所、幼稚園、小学校、中学校などで感染者が出た場合、自治体や教育委員会などが連携して、あらかじめ濃厚接触者の特定をどうするか決めておくこととなっています。これについては、2022年に入ってからの変更事項だと思います。

- 1、滑川町では、濃厚接触者の定義及び濃厚接触者の特定をどのように定めていますか。
- 2、それは誰が決定しましたか。
- 3、濃厚接触者について、住民や事業所等からの報告や相談に対応する窓口はどこですか。

次に、給食費無償の範囲について伺います。昨年度12月の議会で、滑川町が行う給食費無償の目的や政策の思いについて吉田町長に伺いました。その中で、不登校の児童生徒はその恩恵を受けられていない状況にあることを確認し、解消に向けて動いてくださるということをお聞きしました。この件について現状を教えてください。

給食の発注数について、不登校者及び長期欠席処分の変更事項を教えてください。

4、埼玉中部資源循環組合について。2022年4月から可燃ごみの処理施設がオリックス資源循環株式会社への変更となり、可燃ごみ処理の予算額は増加となっています。この前に9市町村からなる埼玉中部資源循環組合で吉見町にごみ焼却施設を建設する計画があり、2019年夏に頓挫しました。この計画の事故処理等について伺います。

- 1、現時点及び将来時点で必要な業務や必要となる費用は残っていますか。
- 2、係争中の裁判はありますか。
- 3、最終的な損失額は幾らになりますか。
- 4、中部資源循環組合で事業計画のために作成した多くの資料の中で、今後滑川町のごみ処理行政に活用できる資料はありましたか。

質問は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（瀬上邦久議員） 順次答弁願います。

質問事項1、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクとその効果についてと質問事項3、給食費無償の範囲についてを澄川教育委員会事務局長に、質問事項2、濃厚接触者の判定についてを武井健康づくり課長に、質問事項4、埼玉中部資源循環組合についてを関口環境課長に答弁願います。

初めに、澄川教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

大きな質問の1番、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクとその効果についての質問1、マスクをする目的は何ですか。マスクによって得られる効果は何ですかの質問に答弁をさせていただきます。厚生労働省のホームページにも記載をされておりますが、マスク着用の主な目的は、会話やせきによる飛沫の飛散や吸い込みを防ぐことであると認識をしています。東京医科学研究所の研究で、マスクには新型コロナウイルスの対面する人へのマクロ量を減らす効果と吸い込みを抑える効果があることが立証されています。しかし、同時にマスクを密着して使用しないと効果が低減されること、またマスクだけではウイルスの吸い込みを完全に防ぐことができないことも明らかになっていきます。飛沫を出す側と吸い込む側、両者の距離感やマスクの着用状況、マスクの素材、性能によってその効果に違いがあることが分かっています。

まず、マスクの素材ですが、一般的なマスクでは不織布マスクが最も高い効果を持ちます。次に布マスク、次にウレタンマスクの順に効果があります。もちろん人の顔は千差万別ですので、同じ素材のマスクの間でも自分の顔にぴったりとフィットしているマスクを選ぶことが重要となります。また、マスクのフィルターの性能や布の厚さなどによっても差が出ます。

次に、マスクは相手のウイルス吸入量を減少させる効果より自分からウイルスの拡散を防ぐ効果がより高くなるようです。仮に50センチの近距離に近づかざるを得なかった場合でも、相手だけがマスクを着用するより、自分だけがマスクを着用するほうがより効果が高く、自分と相手の双方がマスクを着用することで、ウイルスの吸い込み量を7割以上抑える研究結果がございます。特に室内で会話を行う場合は、マスクを正しく着用する必要があります。また、屋外でもマスクが必要な場面がございます。感染防止に必要な目安2メートル以上の間隔を確保できないで、かつ会話をする場合においてはマスク着用が推奨されています。

新型コロナウイルスの感染経路、飛沫やエアロゾル粒子のサイズ、飛沫内のウイルスの量、飛沫等の拡散時間と距離など数々の検証から、マスク着用については一定の効果が認められるものの完全なものではなく、過度の信頼を控え、さらに状況を勘案した着用や消毒や換気など、ほかの感染防止対策の併用により感染防止の効果を高めることが重要であると認識をしています。

続いて、質問の2番、マスクの弊害はありますかの質問に答弁をさせていただきます。マスクをつけることによる弊害ですが、医学的な観点からの弊害と教育的な観点からの弊害とが考えられます。最初に、医学的観点ですが、まずはマスクによる皮膚のトラブル、マスク周囲の肌荒れ、かぶれ、ゴムの部分の耳切れやマスクに覆われた部分のにきびなどが考えられます。

次に、長時間着用による頭痛、これは二酸化炭素濃度が高くなり、十分な酸素が取り込めないことと関連しているのではないかと考えられているそうです。

3つ目としては、熱中症のリスクが上がる、これは心拍数、体感温度の上昇などで体に負担がか

かることが原因です。その他口呼吸になりやすいことから、口の中の渇きや歯周病への影響や表情筋の退化といったことも言われています。

次に、教育的観点ですが、まずは教育活動の制限があります。口の動きが見えないことによる発音や歌唱の指導、こういったところに制限が出ています。また、表情の読み取りが困難、感情表現が乏しい、発音、音声の不明瞭、こういったことはコミュニケーションの取りづらさ、低下につながっているかと思えます。

また、学校現場からは、相手の表情が見えづらいせいか、やはりコミュニケーションが取りづらい、また挨拶が元気にできないといった声や表情が確認できず、表情を見ての原動の重要性が失われつつあるせいか、相手の目を見ての挨拶、会話ができない子が増えた、また顔が覚えづらいといった声も上がっていました。

これらの弊害について、医学的観点におけるものについては、子どもたちに健康被害が及ばないように、個々の健康状態に留意しながら対応していきます。また、教育的観点におけるものについては、学習方法の工夫や子どもたちへの関わり方の工夫をしながら、その解消に努めてまいります。

次に、質問3、幼稚園、小中学校でのマスクの決まりについて教えてくださいの質問に答弁させていただきます。学校、園での教育活動において、園児、児童、生徒及び教職員はマスクを着用することを感染対策の基本としています。ただし、活動の内容や気候の条件等により、熱中症など健康被害が発生する可能性が高い状況や、活動においては換気や児童生徒等間に十分な距離を保つなど、配慮した上でマスクを外すように対応をしています。なお、体育の授業や部活動におけるマスク着用についても、熱中症や運動時の体調不良を考慮し、対応をしています。

また、登下校園児の暑さ対策の一つとして、マスクを外すように指導するとともに、外した場合は近距離での会話を避ける等の指導も併せて行っています。このことは、保護者の方へも子どもへのご指導をお願いしているところでございます。

また、幼稚園内では、園内の活動で原則マスク着用としておりますが、外遊びのときなどは熱中症対策のためマスクを外しております。

このようなマスク着用に関するルールは、教育委員会より新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインや、学校園長や保護者に向け随時発出している通知や通達の中で季節や感染状況に応じて示しております。今般出されました厚生労働省や文部科学省からの通知を受けて、特に取扱いを変更したものはありません。今まで示してきたルールが今回の国からの設置内容と合致したものだからでございます。

学校現場では、感染対策と学びの継続の両立を併せて、熱中症対策など子どもの健康に関わる問題を常に視野に入れ、子どもたちが安全安心な環境で学ぶことができるよう、マスクの着用も含め、指導及び対応をお願いしています。

続いて、質問の4番になります。新型コロナウイルス感染症が発生してからの小中学校、幼稚園

での発生した数値について把握している範囲で教えてくださいの質問に答弁させていただきます。令和2年4月から令和4年5月までの期間で、学校からの報告により把握している数字を答弁させていただきます。

まずは、陽性者数とその欠席日数です。幼稚園は12名、宮前小学校46名、福田小学校4名、月の輪小学校51名、滑川中学校33名、これに対応する欠席日数ですが、幼稚園46日、宮前小学校469日、福田小学校40日、月の輪小学校462日、滑川中学校490日です。

PCR検査対象者数とその結果の陽性者数、こちらについては報告は陽性者数のみの報告を受けておりますので、対象者数等の数値を把握しておりませんので、申し訳ございませんが、こちらについては不明となります。

次に、新型コロナウイルス感染症を理由とする欠席者数と欠席日数でございます。幼稚園が1,567名、宮前小学校が758名、福田小学校が575名、月の輪小学校が904名、滑川中学校が1,949名です。これに対応する欠席日数でございますが、幼稚園が3,539日、宮前小学校が2,258日、福田小学校が681日、月の輪小学校が1,593日、滑川中学校が2,155日でございます。この中には陽性者の欠席の数は含めておりません。また、コロナ不安、本人の体調不良、風邪症状などで念のため休ませるといったものも含んでいます。また、家族内に体調不良者、検査対象者、濃厚接触者、また兄弟等で臨時休業による自宅待機がいた場合などもカウントしていることを申し添えさせていただきます。

続いて、新型コロナウイルスワクチンを理由とする欠席者数です。幼稚園3名、宮前小学校12名、福田小学校12名、月の輪小学校16名、滑川中学校367名でございます。これは、接種後の副反応により欠席した者の人数となります。

重症者、後遺症の数でございますが、こちら把握はしておりませんが、体調不良者や発熱した者はいましたが、重症者、後遺症はいないというふうに思われます。

また、コロナ不安による欠席者数なのですが、令和2年度からの臨時休業明けから令和3年度末まで、これは県のほうに学期末ごとに報告した数字がございますので、こちらについても参考に報告をさせていただきます。こちらは延べ人数となりますので、そちらのほうをご留意いただければと思います。小学校が13名、中学校が1名です。なお、現在の人数は、小学校ゼロ、中学校ゼロとなっております。

続いて、大きな質問の3番、給食費の無償の範囲について答弁をさせていただきます。質問の1の不登校の児童生徒に対する取扱いの現状及び質問の2、給食の発注数について不登校者及び長期欠席者分の変更事項、こちら関連がございますので、併せて答弁をさせていただければと思います。給食費の無償化についてですが、昨年度12月議会での町長のご答弁にあったとおり、子育てに係る経済的負担の軽減と子どもたちが給食を食べるとき、未払いで食べている子どもの心情を考慮し、始めた事業となります。

最初に、給食の提供についてですが、これは入園、入学時に保護者の方から学校等給食受給申請書、こちらを提出いただき、これに基づき給食を発注し提供をしています。また、この申請書は、別途申請のない限り自動的に年度更新をされます。給食の提供を一時停止、または辞退する場合については、それぞれ学校等給食受給停止申請書及び学校等給食辞退申請書の提出が必要となります。不登校者や長期欠席者の保護者の方で、給食の一時停止または辞退を希望される場合、こちらの提出をいただき、給食の発注を変更したいと思います。ただ、この申請書の提出については、規則では規定されているものの、該当される方への周知が不足しておりました。また、昨年12月議会で上野議員よりこのことを指摘されたものの、年度当初に対応できず大変申し訳ございませんでした。通知の発送等により早急に対応し、保護者の方の意思の確認の上、給食の発注に反映させてまいりたいと思います。その結果、町内学校、園での給食受給を辞退、もしくは停止をされた方で適応指導教室やフリースクール等に通われ、そこで給食の受給やお弁当を持参している方につきましては、新たに補助対象とすることとし、補助金の交付をしていきたいと考えています。補助対象を拡大するため、要綱改正、または町長決裁による運用という形で対応し、ほかの私立学校等に通われている方と同様、要綱に基づき交付申請、交付決定、それから交付請求、実際の交付といった手順を追った手続をし、年度末に一括して交付をしていきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 次に、武井健康づくり課長、答弁願います。

〔健康づくり課長 武井宏見登壇〕

○健康づくり課長（武井宏見） 健康づくり課長、上野葉月議員のご質問のうち、濃厚接触者の判定についてのご質問について答弁させていただきます。

まず、昨年来オミクロン株の感染による拡大により、滑川町内においても大変陽性者が増えたということをご案内のとおりかと思えます。現在の感染状況につきましては、4月後半から1日当たりの陽性者が減少してきており、それ以降、5月末まで若干落ち着いてきています。ただし、保育園、幼稚園、小中学校などでは断続的に陽性者が発生している状況ですので、まだまだ収束したとは言えない状況です。引き続き、感染予防対策の徹底が必要な状況かと思えます。

それでは、ご質問のうち、①、滑川町では濃厚接触者の定義及び濃厚接触者の特定をどのように定めていますかと、②、それは誰が定めていますかについて一括して答弁させていただきます。濃厚接触者の特定は、従来より保健所の業務となっております。ただし、令和3年度末からのオミクロン株の、先ほど申し上げました、急激な拡大により、保健所では業務が逼迫し、濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査が間に合わないといった状況になり、令和4年1月5日付で発出された厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の緊急拡大が確認された場合の対応について」、これらを受けまして、保健所では積極的疫学調査の範囲を家庭内及びクラスターが懸念される高齢者福祉施設等に限定し、その他の事業所等においてはそれぞれの事業所で調査、特定をした上で保健所が追認

する、こういった運用に変更になっております。埼玉県からは、1月19日付でこれら取扱い変更の中止が町にあり、実際には保健所では業務が逼迫している中、また急な変更だったため、この移行がスムーズではなく、対応がケースによって違う場合などがあり、事業所からも町に相談があったりといった若干の混乱があったことは認識しております。町では、この通知以降、町内の役場、小中学校、幼稚園などの公的事業所では、埼玉県が定めた濃厚接触者の考え方に基づきまして、役場、教育委員会事務局で対応を協議しつつ、それぞれの事業所ごとに濃厚接触者の特定を行っています。ただし、施設内感染状況、また感染予防対策の観点から、学校や園など事業所ごとに若干の対応に違いがあることもございます。

なお、さきに申し上げたとおり、民間の事業所は事業所で特定し、個々のご家庭の場合は、同居者は自動的に濃厚接触者となるため、濃厚接触者の特定は町では行っておりません。この基準につきましては、国が決定し、県及び保健所設置市で運用し、保健所が濃厚接触者の特定を行う、この原則は変わってございません。町では、先ほど申し上げた濃厚接触者の考え方についてを参考にし、て運用しております。

次に、③、濃厚接触者について、住民や事業所等からの報告や相談に対応する窓口はどこですかについて答弁させていただきます。町では、先ほど申し上げたとおり、住民の方や町内事業所の濃厚接触者の特定は行っておりませんが、町に相談などがあった場合、保健センターで対応しております。特定に必要な濃厚接触者の範囲や行動制限、また待機期間などへのアドバイスや抗原、PCR検査を受けられる医療機関などの情報提供などを行っています。ただし、濃厚接触者の特定の判断を求められたりした場合などは、県や国のホームページをご紹介したり、保健所への確認するようお願いしております。なお、医学的な内容など、さらに詳しい内容を求められた場合にも、保健所や県の相談窓口を紹介して、そちらの相談をお勧めしております。

いずれにいたしましても、感染者数が減っているとはいえ、毎日陽性者が発生している状況ですので、町としてできること、感染予防対策やコロナワクチン接種を引き続き取り組み、また住民の相談にも対応しながら行ってまいりますので、ご理解とご協力をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 最後に、関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野葉月議員さんのご質問、埼玉中部資源循環組合についてのご質問について答弁いたします。

まず、埼玉中部資源循環組合でございますが、ご承知のとおり、令和2年3月31日をもって解散をいたしました。埼玉中部資源循環組合は、東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村の2市6町1村からなる一部事務組合でございました。解散後は、

管理者であった吉見町が組合の承継事務団体となっております。

それでは、質問の①、現時点及び将来時点で必要な業務や必要となる費用は残っていますかについて答弁をいたします。埼玉中部資源循環組合存続中に構成市町村の課長で構成されておりました幹事会が組合解散後に埼玉中部資源循環組合継承事務連絡会議となり、年1回程度承継事務団体であります吉見町が業務の報告がおります。吉見町からの報告によりますと、行っております業務は公用文書の情報公開に関するもの、調査、回答に関するもの、承継事務連絡会議に関する事務、訴訟に関する事務などが行われていると報告を受けております。

また、組合解散時に承継事務団体であります吉見町に事務承継費として1,418万4,255円を残しております。そして、令和4年5月末までで歳計現金の残額は1,242万8,099円でございます。令和2、3年度で175万6,156円を支出しております。

続いて、②のご質問、係争中の裁判について答弁いたします。現在、係争中の裁判は3件でございます。1件目は、平成27年8月5日に訴状提起されました措置請求に対する住民訴訟でございます。内容は、組合の発注した委託契約に対する住民訴訟でございます。2件目は、平成28年10月31日に訴状提起されました。1件目の訴訟に共同参加を申し立てたものでございます。内容は、組合の発注した委託契約に対する損害賠償請求でございます。これら2件の訴訟は、途中何度か請求の趣旨が変更となりまして、最終的には元構成市町村長は各地方公共団体が継承した損害を吉見町元町長及び現町長に請求せよというものでございます。この2件につきましては、令和4年5月25日にさいたま地方裁判所において棄却との判決が言い渡されております。今後本判決に対しましては、原告及び参加原告が東京高等裁判所に控訴する可能性もございます。

3件目は、平成31年4月24日に訴状提起されました。内容は、公文書の一部非公開、不存在に対する処分の取消しを求めるものでございます。

続いて、③のご質問、最終的な損失額は幾らになるかについて答弁いたします。平成27年度から令和元年度まで滑川町で負担した金額は9,347万1,000円であり、うち5,627万2,800円が返還されたため、負担金額は現時点では3,719万8,200円となります。この内容は、令和2年4月の広報にも掲載しております。この現時点だとお断りいたしておりますのは、先ほどの答弁にもありますとおり、事務を継承しております吉見町において裁判が継続中でございます。裁判費用を含め吉見町に残っております事務継承費用は、先ほど申したように令和4年5月末で1,242万8,099円でございます。今後裁判が終了し、費用に残余があった場合、負担割合に沿って返還される見込みでございます。

続いて、④のご質問、組合で事業計画のため作成した多くの資料の中に、今後のごみ処理行政に活用できる資料はあるかということについてご答弁申し上げます。埼玉中部資源循環組合が作成した新ごみ処理施設整備基本計画において、構成市町村のごみ発生量及び処理量の見込みとして、将来人口の予測から事業活動の将来予測、ごみ発生量の予測を行ってまいりました。これらは、今年度か

ら実施しております可燃ごみの処理委託を検討する際に活用できました。また、ごみ処理方式の検討、焼却方式やガス化溶融方式などについて、小川地区衛生組合で今後可燃ごみ処理の長期的な在り方を検討する際、現オリックスとの間で行われている委託契約を継続するか新施設の建設を考える際に活用できるものと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、再質問願います。

○5番（上野葉月議員） 再質問いたします。今答弁いただいた埼玉中部資源循環組合について、まず質問いたします。

現時点で、吉見町が承継事務団体として活動を行っていただいているということ、そこにお金が残っているということは分かりました。そして、係争中の裁判が3件あるというところで、まだ終わっていないこともあるということが確認できました。計画自体はこれで中止になったわけですが、現在も係争中の裁判があるというのは、やはり住民の合意を丁寧に取りらずに進めてしまった結果、思いが残ってしまっているということの象徴的なものなのだろうなと思います。なので、このごみ処理施設について滑川町はまだというか、現在オリックス資源循環組合へ委託はしておりますが、今後どうするかというところは検討を続ける課題だと思いますので、今後検討をする中でも、やはり住民の合意というところは最大限に尊重して、今後考えていくべきことの課題としても、この裁判というのを重く受け止めていただきたいと思います。

それから、最終的な損失額についてなのですけれども、当初8,000万円と数字も出ていたかと思うのですが、いろいろ返金等があり、3,790万円というところで、当初よりも少なく収まっているというのは、これについて失敗と言っていい計画だったと思いますので、その中には大きい金額ではありますが、当初よりも抑えられたというところはよかった点なのかなと思います。そして、作成した資料、少しでも活用できるようにというところで活用していただいているということで、そこもよかったかなと思います。

埼玉中部資源循環組合については、大きな課題を残したまま中止となりました。そして、現在オリックスに委託はしているわけですが、これで永続的に滑川町の可燃ごみの処理が方針として確定したわけではありません。なので、検討が続いていくと思うのですが、今回予算の話の中でも可燃ごみ処理の費用は、私が見ると明らかに増加となっているように見受けられるのですが、説明のところでは抑えられているというような説明もあったと記憶しております。そういうところに少し不誠実さみたいなものを感じてしまう思いがあります。なので、これから可燃ごみの処理について検討が重ねられると思うのですが、その段階段階での事実と数字に基づいた誠実な報告と、それから段階ごとの情報開示と、それから住民や議会へ情報開示するとともに、議会へは審議を求めていってほしいというのが要望なのですが、ここについてできれば約束をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 関口環境課長、答弁願います。

〔環境課長 関口正幸登壇〕

○環境課長（関口正幸） 環境課長、上野葉月議員の再質問に答弁いたします。

先ほどご質問のあるように、今回オリックスのほうに可燃ごみのほうに入れるというときも、在り方の研究検討会というような委員の皆様を含めまして検討をさせていただきました。その中で一つの答えのほうを出していただきました。その中でも、短期的には委託契約と、オリックスのほうに委託と、長期的にはまたそのときに検討すると、そのときにはその流れだとか状況については皆さんのほうにご理解をいただくように十分な丁寧なご説明を申し上げた中で進めていくように、これはもちろん埼玉中部の失敗というか、そのことを十分に考えた上、皆さんの理解をしっかりと上で進めていくというのを肝に銘じておりますので、ご理解いただくようよろしく願います。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） 在り方検討会等をしていただいた、そのところは経過を説明していただいたというところでよかったかなというふうに、そこは思っております。ただ、今も申し上げたとおり、今回予算の説明等がある中で、今後きちんと説明がされていくのかなというところは疑念を持ったところでもあります。そして、またこのごみ処理施設、大きなお金が動く計画になっていくと思います。委託にしろ、施設の新設にしろ。なので、同じことをしないように仕組みとしてつくっていく必要があると思っています。そこが在り方検討会で終わってしまったというのでは、今後の失敗を繰り返さないというところにならないのではないかなというちょっと懸念を持っています。

埼玉中部資源循環組合についていつも詳しく説明していただいていたのは柳副町長だと思いますので、この失敗を踏まえた仕組みについて、現在持っているもの、それからこれからは継続的に検討される予定があるのでしたら、そういうものについて教えていただけますか。

○議長（瀬上邦久議員） 副町長、答弁願います。

〔副町長 柳 克実登壇〕

○副町長（柳 克実） 副町長、上野葉月議員のご質問に答弁をさせていただきます。

埼玉中部資源循環組合につきましては、先ほど来お話があったわけでございまして、解散をしたわけです。そのような中で、この小川地区衛生組合としてどのように今後対応していくかというふうな検討をし、議会議員皆様にも在り方の検討委員会等で今後について説明をし、さらには住民の皆さんとも話し合いを持つ中で、今後10年間につきましてはオリックスと委託契約をする中で可燃ごみの対応をしていくと、さらに10年以降につきましては、さらに検討を加える中で今後やっていくということになっております。

先ほど来環境課長からも話のございしましたが、この埼玉中部資源循環組合の教訓をきちんと受け止めていく中で、今後のごみ行政の在り方を皆さんとともに、また町民皆さんとともに対応をし、

よりよい方向に持っていきたいというふうに思っておるところでございます。よろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。重ねてになりますが、細かい段階での情報開示、それから審議にかけていただくというところをお願いいたします。

次に、給食費の無償の範囲についてなのですが、給食の発注数についての保護者への承諾や申請についてまだ行われていないということで、少し動きが遅いかなというふうに思いました。せっかくの4月というタイミングを逃してしまったわけなのですが、なるべく早い対応をお願いします。

そして、①についてなのですが、要綱について策定を準備していただいているというところを進めていただきたいのですが、ここのところの要望なのですが、現時点で私学や他市町村の幼稚園、こども園に行っている子どもについて、町外であっても支援していくという仕組みはあると思います。そこについては、やはり施設を利用していることが、施設というか、学校、園を利用していることが前提になっていくのですが、不登校、登校拒否のこの場合というのは、ホームスクールであったり、あとご家庭にいるという場合も多いと思います。なので、経済的に恩恵を受けられるような状態にするということについて、学校や園、施設を単位にしないような仕組みを考えてほしいのですが、その点についてどのような展望を持っていらっしゃいますか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今現在、検討しておりますのは、先ほど答弁の中でお話ししたとおり、施設の利用、給食費という負担が家計にかかっている場合について、あくまでも補助要綱に基づく補助になりますので、それが前提という形で今現在は検討しています。ただ、その場合、上野議員がおっしゃるように、不登校等でどこの施設等も利用されていない家庭にいる場合、またこれは未就学の子どもにはなるのですが、幼稚園や保育園、こども園に行っていないお子様も何人かいらっしゃいます。そういった方々も施設利用がないということで、この補助金の対象にはなっていません。ですので、そういったところの公平性も鑑みの中で、そういったことについては検討していく必要があるかなというふうに考えています。

答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野議員、質問願います。

○5番（上野葉月議員） 未就園児への公平性ということなのですが、未就園児の段階であっても、いわゆる不登校と同じ状態、園であっても通えないという子は存在しています。そのような場合は、

学校の前の段階からもう園等に通わないのではなく、通えないという子もいます。そういうところでの公平性という、またちょっと違うのかなというふうに思います。仮にそういう子であった場合というのは、本当に滑川町がせっかく行ってくれている無償について、未就園児の状態でも経済的な恩恵を受けられず、義務教育もずっと行かない場合というのは、12年間ほかの子であったら受けられるべき経済的恩恵が受けられない、給食費に限ったことではないのですけれども、そのようになってきます。なので、町で手を差し伸べられる給食費についてだけでも、そのような子にも目を向けていただきたいというのが私の切なる願いです。この辺を織り込んで要綱をつくっていただけるよう、ぜひお願いしたいと思います。

次に、濃厚接触者の判定についてなのですけれども、2022年の、課長がおっしゃったとおり、1月から3月にかけてというのはかなり混乱していた時期があったかなというふうに思います。私、その時期も知っていたので、これは果たしてどこが窓口になっているのだろうというのを疑問に思っていたのでお聞きしました。福祉課が窓口になっていたようなタイミングもあったように思うのですけれども、福祉課よりも保健センターが適任ではないかなと思っていたので、現在は保健センターというところで、より知識のあるところがこういう質問等を受けていくという形で担っていてよかったかなと思います。

それで、コロナワクチンの接種を進めというところをご答弁の中であったのですけれども、最近出ている問題で、厚労省のワクチン接種の効果のデータが少し矛盾していた形で公開されていて、統計が修正されたというニュースというか、報道が出ています。これによりますと、ワクチン2回接種済みの人とワクチンを接種していない人の感染率というのがさほど変わらないという統計も出ています。そんな中で、滑川町、ワクチンを接種している人が8割を超し、ほとんどの人が屋外でもマスクをしているという中で、それでも2022年2月に過去最大の感染者数を更新している日々が続いたと思うのですけれども、本当にこれで感染症対策というのは正しい道を進んでいるのかどうかというところは、恐らく皆さん生活の中で疑問に思い始めているのではないかなと思います。ここについて本当に検証をしながら進めてほしいと思っております。こちらは要望です。

それから、マスクについてなのですけれども、これから夏、暑い時期になってきます。そして、湿度も高い中で口元に置いているマスクというのが果たして衛生的なのかなというところは疑問に思うところであります。そして、マスクを清潔に使用し続ける場合、例えば医師であれば1時間、2時間で交換をするそうです。丸一日つけ続けてしまったマスクというのは雑菌がたまって、むしろ衛生的ではなく、感染対策としても逆効果というようなことを研究をする方もいます。そして、マスクの効果で先ほどご答弁いただいた中で、飛沫を防ぐというところがあったと思うのですけれども、今新型コロナウイルスの感染のルートというのは、飛沫ではなくてエアロゾルではないかというところが出てきています。その中で、飛沫を防げるマスクというところは説得力に欠けるのかなと思います。そして、飛沫を防ぐというところにおいても、やはり飛沫にウイルスが含まれている

というところが前提の話になってくると思います。

無症状の感染者がいるのではないかと、というところが初めからこの感染症の特徴としてあったのですけれども、2年半自分が無症状の感染者ではないかと思って行動し続けるというのは、もう無理があるのではないかなと思っています。

その中で、婚姻の数や出生者数も何万人単位で減っています。滑川町のほうでも出生者数は2020年が年間で169人、2021年で155人と出生者数は減っていて、これだけいろんな施策をした中で出生者数を、子どもを産みやすいまちにしようというところで上げてきているのに、せっかく予算をかけた施策を行っているのに出生者数が減ってしまうって、これは何か間違った方向に行っているのではないかなということを考えるべきなのではないかなと思っています。

そして、滑川町は通学路も長いので、この暑い酷暑の中の通学、そしてマスクのほぼ強制的な指導ということの中で、通学で何か起こったら、私はこれは天災ではなく人災になってくるのではないかなと思っています。少なくとも通学中のマスクについてどのように対応していくかを教育委員会にお聞きしたいのですけれども、ご答弁をお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

先ほど答弁の中でお話ししたとおり、通学中のマスク着用については、会話を控えて、それから距離を取る中でマスクを外しての通学、登下校については、学校のほうでも指導しています。また、保護者についても同じような指導を子どもさんにするようお願いをしています。上野議員がおっしゃるとおり、これから暑くなります。熱中症リスクが高くなります。マスクの着用によって熱中症になることがないように、先ほどの指導をさらに注意喚起、指導を徹底する中で、子どもたちの通学における熱中症を防いでいきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） それでは、時間となりましたので、以上で上野葉月議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

◎次回日程の報告

○議長（瀬上邦久議員） 明日9日は休会とし、午前10時から議場において全員協議会を開きます。

◎散会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 本日は、これにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前11時56分)

○議会議務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

令和4年第232回滑川町議会定例会

令和4年6月10日（金曜日）

議 事 日 程 （第3号）

開議の宣告

- 1 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(滑川町税条例等の一部を改正する条例)
- 2 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて(滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 3 議案第32号 滑川町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 4 議案第33号 滑川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第34号 滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第35号 滑川町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第36号 滑川町ひとり親家庭等の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第37号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第38号 滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第39号 令和4年度滑川町一般会計補正予算(第1号)の議定について
- 11 議案第40号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の議定について
- 12 議案第41号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)の議定について
- 13 議案第42号 令和4年度滑川町水道事業会計補正予算(第1号)の議定について
- 14 議案第43号 町道路線の廃止について
- 15 議案第44号 町道路線の認定について
- 16 閉会中の所管事務調査の申し出について
- 17 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（12名）

1番	宮	島	一	夫	議員	2番	高	坂	清	二	議員	
5番	上	野	葉	月	議員	6番	井	上	奈	保	子	議員
7番	紫	藤		明	議員	9番	北	堀	一	廣	議員	
10番	上	野		廣	議員	11番	菅	間	孝	夫	議員	
12番	内	田	敏	雄	議員	13番	吉	野	正	浩	議員	
14番	阿	部	弘	明	議員	15番	瀬	上	邦	久	議員	

欠席議員（1名）

3番 松 本 幾 雄 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	吉	田	昇							
副町	長	柳	克	実							
教	育	長	馬	場	敏	男					
総	務	政	策	課	長	小	柳	博	司		
税	務	課	長	篠	崎	仁	志				
会	計	管	理	者	兼	高	坂	克	美		
会	計	課	長	岩	附	利	昭				
町	民	保	険	課	長	木	村	晴	彦		
福	祉	課	長	篠	崎	美	幸				
高	齡	介	護	課	長	武	井	宏	見		
健	康	づ	く	り	課	長	関	口	正	幸	
環	境	課	長	服	部	進	也				
産	業	振	興	課	長	兼	稲	村	茂	之	
農	業	委	員	会	事	務	局	長	澄	川	淳
建	設	課	長	會	澤	孝	之				
教	育	委	員	会	事	務	局	長			
上	下	水	道	課	長						

本会議に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	島	田	昌	徳
書				記	田	島	百	華	
録				音	吉	野	和	弘	

○議会議務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

◎開議の宣告

○議長（瀬上邦久議員） 皆さん、おはようございます。議員各位には第232回滑川町議会定例会第4日目にご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、3番、松本幾雄議員より欠席届が提出されました。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

(午前10時00分)

◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第1、議案第30号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

篠崎税務課長に提出議案の説明を求めます。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、議案第30号 専決処分の承認を求めることについての説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に成立、公布されたことに伴い、滑川町税条例を改正する必要が生じ、令和4年3月31日に滑川町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案するものです。

それでは、滑川町税条例等の一部を改正する条例の内容の説明をさせていただきます。

主な改正内容ですが、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする。住宅ローン控除の適用期間を令和7年まで延長し、所得税額から控除しきれなかった額を所得税の課税総所得金額等の5%の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する等を行う税条例の改正を行いました。

それでは、資料の滑川町税条例の一部改正新旧対照表を御覧いただきたいと思います。1ページを御覧ください。改正条例本文第1条の規定の内容でございます。第18条の4から3ページ中段の第36条の3第3項までは、法律の改正に合わせてそれぞれ規定の整備により用語の改正及び項ずれ

の整備を行ったものでございます。

下段の第36条の3の2第1項は、法律の改正に合わせて改正するもので、給与所得者の扶養親族申告書について、記載事項に退職手当を有する配偶者の氏名を追加する改正を行ったものでございます。

4ページ中段の第36条の3の3第1項は、法律の改正に合わせて改正するもので、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、記載事項手当に退職手当に係る所得を有する配偶者の氏名を追加する改正を行ったものでございます。

下段の第48条は、法律の改正に合わせて項ずれによる規定の整備を行ったものでございます。

5ページ中段の第73条の2及び第73条の3は、法律の改正に合わせて規定の整備により用語の改正を行ったものでございます。

6ページを御覧ください。附則第7条の3の2は、法律の改正に合わせて改正するもので、所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税額から控除し切れなかった額を所得税の課税総所得金額等の5%の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものでございます。

附則第10条の2は、法律の改正に合わせて項ずれ及び新設による規定の整備を行ったものでございます。

7ページ中段の附則第10条の3は、法律の改正に合わせて規定の整備により用語の改正を行ったものでございます。

8ページ中段の附則第12条は、法律改正に合わせて景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするものです。

9ページを御覧ください。附則第16条の3から11ページ中段の附則第25条は、法律の改正に合わせて規定の整備により用語の改正を行ったものでございます。

12ページの第2条は、令和3年制定の条例第9号の一部改正条例の改正でございます。法律の改正に合わせて規定の整備を行ったものでございます。

以上で、議案第30号 専決処分承認を求めることについての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質問時間は答弁を含み30分とします。

質問形式は、対面一問一答方式とします。

議長より指名を受けた質問者は、質問席につき、質疑に入ります。1回目には一括質疑、一括答弁、または最初から一問一答方式にするかは、質問者に委ねます。

質疑はありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしくお願ひいたします。

今の説明でよく分からなかったのですけれども、まずちょっとお聞きしたいのは、この新旧対照表の1ページ目の4のところなのですけれども、この特定配当等に係る所得について記載がされているのですけれども、これと合わせてその次の6の特定株式等譲渡所得金額に係る所得と、この2つの所得について所得に入れないという意味なのでしょうか、これはちょっと教えてください。

○議長（瀬上邦久議員） 税務課長、答弁願ひます。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

所得に入れる、入れないというのではなくて、現行制度においては、所得税、個人住民税異なる課税方式が選択可能であったのですけれども、公平性の観点から課税方式を一致させるというような意味合いでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願ひます。

○14番（阿部弘明議員） 現在は分離課税と一括課税というか、総合課税どちらにするかというのはあるのだらうと思うのですけれども、それを統一するというのは、要するに住民税の税率、要するに住民税からは外すよと、分離させるよという意味なのでしょうか。ごめんなさい。国税については、国税のやり方と町税のやり方と違うと思うのですけれども、その辺説明してもらえませんか。

○議長（瀬上邦久議員） 税務課長、答弁願ひます。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

現行制度においては、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっております。しかしながら、金融所得課税の観点から所得税と個人住民税が一体として設計されることなどを踏まえまして、公平性の観点から所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとするということになります。

以上、答弁いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願ひます。

○14番（阿部弘明議員） それでは、ちょっと聞き方を変えて、特定配当等に係る所得という意味と特定株式譲渡所得金額に係る所得というのは、その意味と、それを今回のこの改定によってどれだけの方が影響を受けるのかというようなことは分かりますか。

○議長（瀬上邦久議員） 税務課長、答弁願ひます。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

今回の改正によって影響を受ける人数につきましては、申し訳ございませんが、分かりかねない状態でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

〔「意味、意味を」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） この特定配当という株式とか、この株式譲渡の所得というものについては、これまでは住民税に合わせて要するに一緒に所得を申告していたものを、今度はそうではなくて分離して申告をするということになる、そういう意味なのですか。ちょっと分かりません。

○議長（瀬上邦久議員） 税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

その件につきましては、ちょっと手元に資料ございませんので、また改めてお答えをしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） どのような方がどういう影響を受けるのかということは、やはり知っておく必要があるのではないかなというふうに思うのです。課税方式が変わると、当然得をしたり損をしたりというようなことで、損をしないようにということになるわけけれども、それが果たして公平なのかと、税の在り方としてというふうに考えなければいけないなというふうに思うのです。ちょっとこの辺について今資料がないということですから、あれですけども、非常に今私なんか感じているのは、例えばこの株式等によっての所得が税率の問題でやはり不公平感あるのかなというふうに思うのです。その辺は、十分検討する必要があるかなと、これは国の問題ですけども、その辺考えなければいけないなと思うのです。そういったようなことも指摘をしておきたいというふうに思います。

あと、固定資産税の問題で出ましたけれども、この問題についてはちょっともう少し詳しく教えてもらえますか。

○議長（瀬上邦久議員） 税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

先ほどご説明をさせていただきましたが、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準の上昇幅を現行は5%でございますけれども、それを令和4年度に限り2.5%とするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 分かりました。この固定資産税については、この地域に限っては減税されるという話でよろしいのですね。はい、分かりました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（滑川町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第2、議案第31号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

篠崎税務課長に提出議案の説明を求めます。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、議案第31号 専決処分の承認を求めることについての説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和4年3月31日に成立、公布されたことに伴い、令和4年3月31日に滑川町健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により提案するものです。

それでは、滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容の説明をさせていただきます。

主な改正内容ですが、医療分における賦課限度額を65万円、後期高齢者支援分における課税限度額を20万円にそれぞれ引き上げるものであります。

資料の滑川町健康保険税条例の一部改正新旧対照表を御覧いただきたいと思います。第2条第2

項は、医療分における課税限度額について63万円から65万円に、同条第3項は、後期高齢者支援分における課税限度額について19万円から20万円にそれぞれ引き上げるものであります。

第21条につきましても、第2条と同様、医療分における課税限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援分における課税限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げるものであります。

以上で、議案第31号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしくお願いいたします。

この限度額の引上げが毎年のように行われてきているのですけれども、今回この引上げによって影響を受けるというのはどのぐらいの方がいらっしゃるかわかりますか。

○議長（瀬上邦久議員） 税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

令和4年度の課税につきましては、まだこれからでございますので、令和3年度課税基準となる基礎額を最新の被保険者数を基に算定した場合、見込みでございますけれども、限度額65万円の場合は25世帯、それから後期高齢者支援分における課税限度額20万円の場合は28世帯という見込みでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） ちなみに、この限度額に相当する所得というのはどのぐらいになるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

まず、医療分の課税限度額65万円の世帯の収入でございますけれども、単身一人世帯の場合ということでお答えさせていただきます。収入につきましては約1,130万円でございます。

また、後期高齢者支援分の収入でございますけれども、同じく単身一人世帯の場合、約1,100万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） その所得が高いか低いかというのは別として、だんだん、しばらく上がっていますけれども、どんなペースでこれ上がっているか分かりますか。

○議長（瀬上邦久議員） 税務課長、答弁願います。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、阿部議員の質問に答弁いたします。

この限度額改正の関係ですけれども、令和2年度に一度上がりまして、今回2年経過しまして上がったということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 税の公平性、応能負担というようなことで考えて、こういうふうな引上げが続いているのかというふうに思いますけれども、国保ですからやはり自治体または国が基本的にはこの面倒を見ないといけない分野かなというふうに思うのです。そういったようなことでは、本当に住民の暮らしを直撃するような今事態が続いていますので、ぜひとも国の法改正によるものですから、ここで言ってもあれなのですけれども、しかり地方税法の問題ですから、あえて言わせていただきますけれども、やはりその根本問題から考えていかないといけないことなのではないかなと、結局は住民の負担に押しつけられるような政策になってしまっているなというのを感じます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第31号 専決処分承認を求めることについて（滑川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第3、議案第32号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第32号 滑川町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案第32号 滑川町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定について。

滑川町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由でございますが、町長及び副町長の給与を減額することに関し、所要の規定の整備を図るため、滑川町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例を制定した地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

次のお手元の資料、ページをお開きください。内容でございますが、今般発覚いたしました公共下水道の賦課徴収漏れに関連して、管理者として自主的な減額措置を行うもので、第2条の給料の額に記載されておりますとおり、令和4年7月1日から令和4年9月30日までの期間、町長並びに副町長の月額給料をそれぞれ100分の10減額するものでございます。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行し、令和4年9月30日をもって、その効力を失うものでございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、議案第32号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 滑川町町長等の給与等に関する条例の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第4、議案第33号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第33号 滑川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

議案第33号 滑川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

滑川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害等に関する条例の一部を改正する条例の制定を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由でございますが、非常勤の職員の公務災害補償基礎額の算定方法に関し、所要の規定の整備を図るため、滑川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元でございます新旧対照表をお開きください。補償総額を規定しております第5条第3号を「報酬が日額で定められている職員」に改め、また同条第4号に「報酬が日額以外の方法によって定められている職員又は報酬のない職員」を追加するものでございます。

また、併せて文言の整理を行っております。

施行は公布の日から、適用は令和4年4月1日からでございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、議案第33号の説明といたします。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしく願いいたします。

全協でも少しお聞きしたのですけれども、この非常勤職員の方が公務災害を受けたとき、まずご

本人がこれは公務災害だということで申請をするということになるのですか、それとも管理者である町がそれを申請するということになるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

公務災害に係る申請の手順ですけれども、まずはご本人からの申請というのを町のほうで受け付けます。その申請を基にして、町のほうから書類を上位のほうに上げていくというような流れを取っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） よく腰痛とか、なかなか本当にそれが原因なのかとかというような話にもなることがよくあるのですけれども、そういった場合については、例えば本人はこれは仕事の職務上こうなったのだというふうに言っても、町は、いや違うのではないのというようなこともあるわけなのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

本案につきましては、昨日の全員協議会のほうでもお話を担当のほうからしたとおり、事案のほうは非常に少ないというのが現状でございます。したがって、現状等、職員の方から相談を受けた場合については、それが仕事が原因になっているかどうかといったところの判断については、なかなか判断がつかないというのが正直なところでございます。これらについては、本人の状況、あるいは主治医の意見書等を含めまして、総合的に判断をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） そういったような町が申請をしても、今度は審査会で再度審査されるという形になるわけですね。そういったような、ちょっと公務災害というような、普通の労災と違ってなかなか面倒くさいなというふうな感じするのですけれども、事例もあまりないようでも、今非常に非常勤職員の方の割合も多くなっているわけですから、そこは町の相談機関というか、受け付けるところというか、そういったところもやはりちゃんとしておかないといけないのではないかなというふうに思うのですけれども、そういったようなことについては何か考えはありますか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

町では、職員の健康管理等も含めまして、衛生委員会という委員会を持っております。これにて様々な職員の健康管理等の対応等を図っているところでございます。また、産業医のほうも毎年契約で設けておりますので、必要な場合については産業医のほうに受診のほうをお勧めしているというので、現在のところ対応を図っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 衛生委員会や産業医、もちろん配置されているというふうに思いますけれども、町独自でやはりそういった相談を受け付けるような体制は、ぜひ今後つくっていただければというふうに思います。よろしく願います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第33号 滑川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第5、議案第34号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第34号 滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第34号 滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年6月7日提出

滑川町長 吉田 昇

提案理由でございますが、公職選挙法施行令の一部改正が行われたことに伴い、滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、お手元でございます新旧対照表を御覧ください。公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、国会議員の選挙の公営に関する限度額が引き上げられました。これに伴い条例で規定をしております町の基準単価を引き上げるもので、改正箇所は4点でございます。

第4条第2号アでは、選挙運動用自動車の公費負担額を1万5,800円から1万6,100円に、同条同号イでは、選挙運動用自動車の燃料の公費負担額を7,560円から7,700円に、第8条選挙運動用ビラ作成の公費負担額では7.51円を7.73円に、また第11条選挙運動用ポスター製作の公費負担額では525.06円、企画費10万3,500円を541.31円、企画費10万5,417円に改めるものでございます。

なお、施行は公布の日からでございます。

以上、誠に雑駁ではございますが、議案第34号の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第34号 滑川町議会議員及び滑川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第6、議案第35号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

木村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、議案第35号 滑川町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和4年10月1日診療分から埼玉県内現物支給実施に伴い、滑川町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めます。

今回の改正につきましては、子ども医療費支給事業につきまして、医療機関等に受診される際、窓口において保険医療分の一部負担金を支払うことなく医療を受けられる現物給付を令和4年10月1日から埼玉県内の医療機関等においても行えるよう改正を行うものでございます。

恐れ入ります。新旧対照表の1ページを御覧いただきたいと思っております。初めに、第2条第4項、第4条、第8条につきましては、下線部の文言を整理することにより条文を改めるものでございます。

次に、第2条第5項に新たに現物給付の定義を追加させていただきました。

次に、第5条第2項の改正でございますが、第5条第2項中「町長の指定する医療機関等（以下「指定医療機関等」という。）で医療を受けたとき」を「埼玉県内の医療機関が現物給付を実施するとき」に改めるものでございます。これは、現物給付の範囲を町長が指定する医療機関等から埼玉県内の医療機関等へ拡大することから改めるものでございます。

最後に、附則につきましては、施行期日が令和4年10月1日から施行することとさせていただきます。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員、質疑願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

窓口での支払いが減るということで、立替払いの負担が減るかなというところで理解しているのですが、文言について、言葉について伺います。第2条の（5）のところでは現物給付と

はという定義に関する説明がされています。今までのところでは、例えば第5条の2の改正前を見ますと、「対象児童が町長の指定する医療機関等（以下「指定医療機関等」という。）で医療を受けたときは」などと書いてあって、前の表現のほうがむしろ分かりやすいな。なぜ立替払い、お金のやり取りのところを現物給付、「物」という言葉を使うのかなというところが疑問なのですけれども、表現についてなのですが、この現物給付という言葉について、なぜこのような表現をするのかというところを詳しく説明していただけますでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

今回の福祉3医療の助成制度につきまして、県内一律で現物給付ということになりまして言葉を使わせていただいておりますが、受給者が医療機関の窓口で医療費を支払う代わりに受給者証を発行する各自自治体、市町村が医療機関にその医療費を支払うことを、見かけ上といいますか、医療費を払うことなく医療というサービス、この医療というサービスを現物という表現で運用しているようでございます。医療というサービス、現物を給付を受けることから、現物給付という言い回しをしていると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 分かりました。でも、第2条の（5）のところに、改正後のほうです、「一部負担金の支払いを求められず」というふうに定義づけがあります。なので、今までと同じく医療というサービスに対して価格がついて、そこがその金額について窓口でやり取りをする。そして、そこについてのいわゆる支払いという行為が利用者にはなくなって、町なり県なりが医療機関が出してきたサービスに対する対価、金額のところでのやり取りを行うという今までの流れは変わらないのですよね。あくまで金額に換算されたものを誰が直接的に支払うかというところが変わっただけで、医療というサービスに対して、金額換算をせずに何かをやり取りする仕組みに変わったとか、そういうわけではないのですよね。確認させてください。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

上野議員ご指摘のとおり、文言の修正、文言の追加を第5項でさせていただいておりますが、今回その下の支給の方法についても、今まで町長が指定する医療機関、こちらでの医療を受けたときという表現を県内の医療機関等が、ここで現物給付という言葉を使わせる表現に改正をさせていただいたところで、遡りまして、定義ということで現物給付という新しい言葉を条例に載せさせていただいた経緯でございますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。この仕組みでありますと、立替払いであるとか、一部負担金であるとか、窓口払いであるとか、そういう今まで使われていた言葉のほうがしっくりくるかなという印象がありまして、ここで現物給付という言葉が入ってきたときに、何かしら仕組みが変わるのかなという印象を受けました。今ご説明をお聞きして、そういうことではなくて、今までやっていたところと同じ金銭のやり取りという中で、言葉の定義づけとして、短くて済むからということなのかもしれないのですけれども、言葉として現物給付という言葉が出てきたというところで理解はしました。ただ、言葉から受ける印象として、あまり「物」というところにわざわざ変える必要があったのかなというのは疑問に思いました。その点の確認で質問いたしました。質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより案第35号 滑川町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第7、議案第36号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

木村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、議案第36号 滑川町ひとり親家庭等の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和5年1月1日診療分から埼玉県内現物給付実施及び課税者の自己

負担徴収の廃止に伴い、滑川町ひとり親家庭等の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、現在ひとり親家庭等医療費の受給者が医療機関の窓口で支払い、その後町へ請求する償還払い方式を現在実施しております。今後医療費支給事業における埼玉県の方針を踏まえ、県内全域を現物給付対象範囲とすることと、課税者の自己負担金を廃止することに改めるものでございます。

恐れ入ります。新旧対照表1ページを御覧いただきたいと思っております。改正後の第2条第7項に用語の定義といたしまして、先ほどと同様、現物給付を追加するものでございます。

続きまして、第6条の支給の範囲でございますが、改正前の第6条課税者に限り外来の場合、一月につき1,000円、並びに入院の場合、1日当たり1,200円の自己負担金を控除した額を支払っておりましたが、改正後では課税者の自己負担金を廃止することに改めるものでございます。

第7条の支払いの方法につきましては、受給者の請求によるもののほか、改正後において医療機関等に受診される際、窓口において保険医療分の一部負担金を支払うことなく医療を受けられる現物給付を埼玉県内の医療機関において行えるよう改正を行うものでございます。

附則でございますが、改正後の条例につきましては、令和5年1月1日から施行するものでございます。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第36号 滑川町ひとり親家庭等の医療費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。再開は午前11時15分とします。11時15分です。よろしく申し上げます。

休 憩 （午前10時59分）

再開 (午前11時15分)

○議長(瀬上邦久議員) 再開します。

◎議案第37号の説明、質疑、討論、採決

○議長(瀬上邦久議員) 日程第8、議案第37号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長(瀬上邦久議員) 朗読が終わりました。

木村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長(木村晴彦) 福祉課長、議案第37号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、令和4年10月1日診療分からの埼玉県内現物支給実施に伴い、滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めます。

今回の改正につきましては、重度心身障害者医療費の助成事業につきまして、医療機関等に受診される際、窓口において保険診療分の一部負担金を支払うことなく医療を受けられる現物給付を令和4年10月1日から埼玉県内の医療機関等においても行えるよう改正を行うものでございます。

恐れ入ります。新旧対照表1ページを御覧いただきたいと思っております。初めに、文言の修正でございますが、第1条、第3条、第4条、ページをおめくりいただき、第7条、第9条及び第12条につきましては、下線部の文言を整理することにより条文を改めるものでございます。

次に、第8条の支給の方法でございますが、第2項中「受給者が町長の指定する医療機関等で医療を受けた場合」を「埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合」に改めるものでございます。このことは、現物給付の範囲を町長が指定する医療機関等から埼玉県内の医療機関等へ拡大することから改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を公布の日とし、第8条の規定については、令和4年10月診療分から施行することとするものでございます。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(瀬上邦久議員) 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(瀬上邦久議員) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第37号 滑川町重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第9、議案第38号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

木村福祉課長に提出議案の説明を求めます。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、議案第38号 滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、放課後児童健全育成事業運営の安定化を図るため、滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定したく、地方自治法第96条第1項の規定により議決を求めるものでございます。

恐れ入ります。新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。第10条の職員に関しまして、放課後児童支援員につきましては、「都道府県知事が行う研修を修了したもの」としておりました。これを「放課後児童健全育成事業に従事することになった日から2年以内に修了することを予定している者を含む」と改めるものでございます。

このことにつきましては、放課後児童クラブを開設する際、放課後児童支援員を含む職員確保が困難な情勢であることを鑑み、事業運営の安定化を図るため、児童福祉法の規定に基づき規定されております放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準において、2年以内に研修を修了することを予定している者も含まれる、いわゆるみなし支援員の運用を市町村の判断で期間を延長することが可能となっていることから、新たに雇用から2年以内の研修受講を予定している支援員の要件として追加したく、改めるものでございます。

附則におきましては、施行期日を公布の日とし、令和4年4月1日からの適用とさせていただきます。

以上で議案の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

上野葉月議員、質疑願います。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問します。

学童保育の職員確保が困難なためというところでの条例改正ということでご説明いただきました。現在、こういう方、修了していないけれども、修了見込みでみなし支援員としてお仕事されている方というのは実際にいらっしゃるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

4月1日現在、1園で1名おるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 本来であれば、理想論を言えば改正前の状態の必要な知識、資格者、資格者ではない者はこの研修を受けて修了して知識を得たところで、学童の放課後の支援員となっていくというのが本来の流れであるとは思いますが、人材、職員の確保が困難ということで、このみなし支援員というのを正式に、今改正によって導入したいというところなのだと思いますが、このみなし支援員という仕組みを使わずに職員確保をしていくというような方策というのは考えられたり、もう既に何かしてみたりはなさっているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

上野議員ご指摘のとおり、みなし支援員を運用することなく、正式な支援員さん、研修を修了した支援員さんでの学童の運用が一番理想的なことだと思うのですが、学童の定員についても、現在月輪地区でも非常に利用者が増えておるということで、それに応じた学童の整備が急務となってございます。今回4月1日に開所いたしました学童につきましても、みなし支援員で運用したいということでございます。本来であれば正式な支援員が設置されることが理想であるということは、こちらでも認識しておることでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 今ご答弁いただいた中で出てきたところなのですが、このみなし支

援員を活用したいとおっしゃっているのは、滑川町で運営しているところではなくて、新たに4月から学童を開いた事業者ということでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

議員のおっしゃるとおりでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） では、このみなし支援員の運用に関して附随してくる問題としてお聞きしたいのですが、みなし支援員、研修を受けずに2年までは支援員として認めるところなのですが、就業し始めて2年以内に辞めてしまうという可能性も人によっては考えられると思います。そうすると、みなしのまま、修了しないまま辞めてしまうというか、支援員業務から離れてしまうという方が出た場合、見込みなので、研修を受けることを前提でその間は働くというか、勤務をするわけですが、研修修了という事実がないまま、結局勤務が終了してしまうというような場合も可能性としてはあるわけです。そのような場合の対応方法というのは何か用意されているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきます。

議員のご指摘のとおり、みなし支援員というのは研修修了を予定している方ということでございます。ですので、その時点では修了を予定している者として支援員のお仕事をしていただくということでございますので、途中で退職する場合については、みなし支援員のまま退職してしまうという状況が残ってしまうことになるということで認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 単にというか、放課後支援員研修を受けているか、受けていないかというところで、例えば補助金だとか、運営条件だとか、そういうところの要件にかなり深いところの必須条件であるような場合、運営及び補助金の受給に関しての条件になっている場合は、2年以内で辞めてしまったような場合に、その条件を欠くことになってしまうと思うのですが、そういうところにこの支援員という資格は組み込まれているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

今回提出をしております条例の中にも、10条にあるとおり、職員については支援員の研修を修了した者でなければならないという部分の改正になるわけですが、この部分をみなし支援員に置き換えて、この方が支援員として取り扱うという条文に変えるということでございますので、交付する補助金についての影響についてはないものと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） 例えば保育園なんかでもあるのですけれども、職員の資格要件、全員保育士でなければならないとか、支援員で代えることができるかということがあるのですけれども、場合によっては、支援員であれば助成金額が例えば100%になる、80%になる、90%になるとかという金額に関して作用してくる場合もあります。この支援員というのがそういうところの運営条件であったりとか、学童も含め、無資格者を勤務させるというところにある程度条件が入ってくる中での放課後児童支援員の研修ということだと思っておりますけれども、支援員の方が、みなし支援員を導入することの問題点というところをお話ししたいのですが、みなし支援員を入れる、みなしということは、研修を受けないで最大、この条文だと2年間勤務することができるわけです。その場合に仮にこのみなし支援員の制度を悪用というか、悪意を持って使おうとした場合、この人は研修を受けますよといって2年間雇用して、研修を受けさせないままに勤務を終了させ、また新しい人を入れて勤務を発生させ、みなし支援員のまま2年間ということが連続して行われた場合に、放課後児童支援員にならない人をずっとみなしの支援員として枠を1つ埋めていくことができちゃうという、そういう悪意であろうが、切羽詰まった職員確保困難という状況からかもしれないのですけれども、そういうこともみなし支援員というのは可能にしてしまう制度であると認識しています。そういうことが仮に続いてしまった場合、結局は無資格者の方を2年間とか勤務させることに結果としてなるわけではないですか。そのときに運営条件を欠くであるとか、あるいは本来受け取ることでできないはずの助成金を受け取っていたであるとか、そういうことに抵触するような場合になる可能性はあるのか。放課後児童支援員をどこぐらいの格付として扱っているのかということと、仮にそのようなことが発生した場合に、例えば運用に対する指導であるとか、運用の取消しであるとか、補助金の還付であるとか、そういうことが発生する可能性があるのか、そういう制度的なところまで考えていらっしゃるのかということをお聞きしたい。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、上野議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

放課後児童健全育成事業につきましては、子ども・子育て支援事業の一部として補助金の交付を受けているところでございます。その要件に満たない場合については、年度末でも県の確認検査等を受けるわけでございます。2年の間のみなしということですので、途中1年の中間点でも監査を

受けるということで、2年間はみなしということでは有効になると思うのですが、その辺の指導が入った時点でできるだけ早く研修を修了するようという指導と、もし実際要件を満たさないようなみなし期間が過ぎてしまった場合については、補助金の返還も可能性としてはあるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。特に学童ということだけではなくて、全般的に労働人口が減っていく中で職員の確保が困難であるという案件は出てくるかと思えます。その中で、先ほど言ったような悪意であれ、それとも切迫した状況で仕方がないことであれ、みなし支援員というところがあまり意図されていない方向で運営に入ってくるという可能性はあるというところではご認識いただいて、でもこのように柔軟に支援員制度を利用することによって、子どもがいる場所の環境がよくなるのであれば、それは望ましいことであると思うので、一方でそういう運営に関する問題点みたいなものはらんでいるというところではご認識いただいて、管理運営される部署におられると思いますので、そのところをご認識いただいた上でやっていただければなと思います。

質問は以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしくお願いたします。

先ほどの説明ですと、要するになかなか人材を集めることが難しいということによる規制緩和というか、そういう措置だというふうに思うのですけれども、人を集める、要するに資格要件の問題なのか、それともそういう待遇問題なのかなというふうな感じもするのですけれども、その辺は学童の支援員の待遇についてはどうなのでしょう。いわゆる保育園、保育所もそうですけれども、非常に他の産業と比べて低い賃金だと、また非常に過密労働というか、ひどいというような状況があるわけですが、そういった中でどうしても続けられないとか、辞めてしまう、入所しないとかというようなことではないのですか。その辺の把握はいかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

阿部議員ご指摘のとおり、保育現場については特にこのコロナ禍での保育ということで、非常に厳しい状況が続いているわけですが、昨年度末に処遇改善ということで、加算の手当が出るということも出ておりますとおり、非常に厳しい状況ではあると思います。加算されたにしても、

非常に厳しい労働条件での保育ということで勤めていただいております。今回のみなし支援員さんをお願いしなければならなくなってしまったということも、今回の条例にも児童数に応じた配置人数が決められておるのですが、20名未満ですと2人以上、20名以上ですと3名以上の支援員を設置しなければならないという条例になっておりますので、そのうちの1人をみなしということで2年間、こちら管理しながら保育をお願いするというので、させていただければということでもよろしくご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） そういったような労働環境というか、それがやっぱり大きいなというふうにするのですが、決して魅力のない職場ではないというふうにするのです。それは、子どもたちの成長を育むわけですから、非常に大事な仕事だというふうにするのです。そういったような仕事に対して、町からの独自の支援というのは今あるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

学童保育に限らず、保育所での保育士さんあるいは支援員さんの労働条件が非常に厳しいという中で、いろいろな、コロナ禍でもあるのですが、加算のメニューが国費、県費、用意してございます。ただ、町独自の支援ということでの補助金の用意は、現在のところしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） そういった制度をつくっていないということなのですが、また補正のところでもお話ししようかなと思っていたのですが、非常にこのコロナ禍でも開所せざるを得ないわけです。そういったようなところに対する支援というのは、やはり町独自でも必要なのではないかなというふうにするのです。そこはまたお話ししたいと思うのですが、ぜひ今後、こういったような規制緩和で乗り越えるというのはいかがなものかというふうにするのです。要するに資格のない方についても認めてしまうということは、それは、法改正でそういうふうになっているということですが、きちんとした資格を持った方に保育をしてもらいたいというのがやっぱり保護者の希望だというふうにするのです。ぜひそういった方向でまた検討していただければなというふうにするのです。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第38号 滑川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩とさせていただきます。再開は午後1時とさせていただきます。よろしくお願ひします。補正の説明の関係で、こういうふうにさせていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

休 憩 （午前11時42分）

再 開 （午後 1時00分）

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

議案第30号の阿部議員の質問に対する答弁について、税務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

税務課長、お願ひします。

〔税務課長 篠崎仁志登壇〕

○税務課長（篠崎仁志） 税務課長、議長のお許しをいただきましたので、議案第30号の阿部議員のご質問に答弁いたします。

特定配当と特定株式等譲渡所得の2つについて、今回の改正で分離課税した場合、影響が出る人数と金額はでございますが、今回の改正により影響が出る人数につきましても、全体で43人、金額については、概算ですが、約114万円でございます。内訳ですが、重複している人を含みますけれども、特定配当に該当する人数は39人、金額は概算で約81万円、特定株式等譲渡所得に該当する人数は25人、金額は概算で約102万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議案第39号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） それでは、日程第10、議案第39号を議題とします。

事務局長より朗読願ひます。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました

小柳総務政策課長に提出議案の説明を求めます。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、議案第39号 令和4年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

お手元にごございます予算書の1ページをお開きください。

議案第39号 令和4年度滑川町一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度滑川町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,092万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ68億292万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年6月7日提出

滑川町長 吉田 昇

次に、2ページをお開きください。初めに、歳入予算の概要についてご説明申し上げます。歳入予算につきましては、款15国庫支出金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を5,337万円増額補正させていただき、令和4年度も引き続き臨時交付金事業を実施させていただくものでございます。こちらの地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナ禍における原油価格、物価高騰対応として追加交付される約4,300万円を見込み、現時点では令和4年度総額で1億2,700万円の歳入見込みでございます。今回予算計上いたしました残りの約7,400万円につきましては、9月補正予算の編成に向け、各課、局において事業計画を立案する予定でございます。

続いて、保育所の整備に係る国庫補助金として、保育所等整備交付金1億1,700万6,000円を計上したほか、子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施に伴う国庫補助金として1,111万3,000円、小中学校施設のLED化改修工事の実施に伴う国庫補助金として、学校施設環境改善交付金1,171万円などを計上させていただきました。

そのほか、款19繰入金といたしまして、財政調整基金を1,000万円取り崩すための予算を計上したほか、款22町債につきましては、大型事業の実施に伴う町負担分について起債を充当させていただきたいため、合計3,170万円を増額補正しております。

次に、3ページをお開きください。歳出予算の概要についてご説明いたします。今回の補正予算につきましては、職員の人事異動による人件費の補正を行いたいため、その関連予算の組替え補正をしたほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の実施に伴う歳出予算の増額補正をさせていただきました。本交付金事業につきましては、今回の補正予算にて19事業を計上させていただきます、当初予算で既に予算計上済みの1事業と合わせまして、合計20の事業を臨時交付金事業として実施させていただくものでございます。交付金事業の詳細につきましては、この後改めてご説明いたしますが、コロナ禍における学校等の感染症対策のほか、町民皆様への経済的な支援、またアフターコロナを見据えた事業、コロナ関係の国庫補助金に係ります町負担分に充当し、費用の圧縮を図っております。

臨時交付金以外の事業の予算につきましては、款3民生費、項2児童福祉費において、令和5年4月開始予定の保育所整備に係る予算を1億3,163万1,000円予算計上したほか、款10教育費、項1教育総務費においては、小中学校施設のLED化改修工事に伴う事業費を3,838万2,000円計上しております。歳入歳出予算につきましては、8ページ以降、改めてまたご説明をさせていただきます。

次に、5ページをお開きください。債務負担行為補正でございますが、新たに3件を追加したいものでございます。事項、期間、限度額の順に申し上げます。公用車借上料（令和5年度分）、令和5年度から令和11年度まで、賃貸借契約により決定した額、デマンド交通事業車両借上料、令和5年度から令和12年度まで、賃貸借契約により決定した額、水泳指導の充実推進事業、令和5年度から令和9年度まで、委託契約により決定した額、以上でございます。

次に、6ページをお開きください。地方債につきましては、新たに2件を追加したいものでございます。初めに、保育所の整備に伴う起債といたしまして、社会福祉施設整備事業債、限度額1,170万円でございます。また、小中学校施設のLED化改修工事に伴う起債といたしまして、学校施設環境改善交付金事業債、限度額2,000万円でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、これより歳入歳出予算の内容についてご説明いたします。少々お時間をいただきますので、よろしく願いをいたします。

10ページをお開きください。歳入予算からご説明をいたします。款13分担金及び負担金、項2負担金、目5教育費負担金でございますが、節3図書館費負担金に比企広域図書館サービス導入事業委託負担金669万7,000円でございます。こちらは、歳出予算の図書館費で予算計上しております臨時交付金を利用した比企広域電子図書館サービス事業の実施に伴う参加市町からの負担金でございます。

次に、款15国庫支出金、項2国庫補助金でございます。初めに、目1総務費国庫補助金、節6企画費国庫補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5,337万円を計上させていただきました。

次に、目2 民生費国庫補助金、節3 児童福祉総務費国庫補助金でございますが、合計1億3,501万6,000円の増額補正でございます。主な内容につきましては、保育所整備事業に伴う国庫補助金として、保育所等整備交付金1億1,700万6,000円を計上させていただいたほか、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）給付事業補助金を1,111万3,000円計上させていただきました。また、放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策事業として、子ども・子育て支援事業費補助金579万9,000円を予算計上でございます。

次に、目7 教育費国庫補助金でございますが、節2 教育振興費国庫補助金に理科教育設備整備費等補助金を98万円計上しており、こちらは各小中学校で購入する理科教育振興備品の購入に係る国庫補助金となっております。また、節3 小学校費国庫補助金でございますが、小中学校LED化改修工事の実施に伴う国庫補助金として、学校施設環境改善交付金を1,171万円組み込みました。こちらにつきましては、補助率3分の1となっております。

次に、款16 県支出金、項2 県補助金でございます。目2 民生費補助金でございますが、節3 児童福祉費県補助金に合計634万8,000円を増額しております。主なものといたしましては、放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策事業の県費分として、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金579万9,000円でございます。

次に、11ページをお開きください。款19 繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正予算につきましては、保育所の整備事業や小中学校LED化改修工事等の実施に伴い、財源の不足が生じることから、その補填といたしまして財政調整基金を1,000万円繰り入れさせていただくためのものがございます。

次に、款21 諸収入、項6 雑入、目1 雑入でございますが、令和3年度に実施いたしました令和3年度子育て世帯臨時特別支援事業に伴う国庫補助金の精算分として510万1,000円の交付が見込まれることから、増額補正をさせていただきました。

歳入の最後になります。款22 町債でございます。項1 町債、目2 民生債のうち、社会福祉施設整備事業債1,170万円につきましては、保育所の整備事業に伴う町負担分に対しまして起債を発行するものがございます。

またその下、目8 教育債でございますが、学校施設環境改善交付金事業債2,000万円につきましては、小中学校LED化改修事業の実施に伴う町負担分に対して起債を充当するものがございます。

続きまして、12ページをお開きください。ここから歳出予算についてご説明をさせていただきます。歳出予算につきましては、職員の人事異動等に伴い、給与や職員手当、共済費等の予算の組替えが行われておりますが、各課、局ごとの人件費の説明については割愛をさせていただきます。

初めに、款2 総務費でございます。項1 総務管理費、目1 一般管理費でございますが、平和啓発事業に関する予算を計上させていただきました。節7 報償費にピースバスツアーの実施に伴う視察先への謝礼費として平和施設説明員等謝礼5,000円、節13 使用料及び賃借料に視察先に係る入館料

として平和啓発施設使用料1万8,000円、節18負担金、補助及び交付金に平和首長会議負担金2,000円でございます。

次に、13ページをお開きください。目6企画費でございますが、節18負担金、補助及び交付金につきましては、集会所の整備に伴う町補助金といたしまして、20万円を増額補正させていただきました。

その下、目10コミュニティセンター費につきましては、コミュニティセンター給水施設漏水修繕工事に110万円の予算計上でございます。こちらは、本年3月に本施設内において漏水が確認されたため、現在該当する系統の水道管を断水しております。早期に修繕が必要であることから予算計上するものでございます。

次に、14ページの下段をお開きください。款3民生費についてご説明いたします。項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございますが、節10需用費では、臨時交付金事業といたしまして、新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者に係る自宅療養者の食料支援のため、食料等の購入経費として115万3,000円を予算計上しております。

次に、15ページをお開きください。項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。こちらでは、令和3年度も実施させていただきました子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る関連予算を計上させていただいております。全て国庫補助の対象となっておりますが、本事業の関連予算といたしましては、節3職員手当等のうち時間外勤務手当38万4,000円、節10需用費のうち消耗品費に1万円、節11役務費のうち通信運搬費に4万2,000円、節12委託料のうちシステム改修委託料に65万5,000円、節19扶助費に子育て世帯生活支援特別交付金に1,000万円でございます。

また、節18負担金、補助及び交付金のうち新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金に1,740万円を計上しております。本予算は、臨時交付金事業でございますが、事業内容といたしましては、1つ目として、放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策支援事業890万円、2つ目としては、放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業850万円の合計で1,740万円の予算計上でございます。なお、本事業につきましては、国、県、町、それぞれ3分の1ずつの負担割合でございますが、町の負担割合3分の1につきましては、臨時交付金を充当させていただく予定でございます。

次に、目2児童福祉施設費をお開きください。節14工事請負費でございますが、ふれあい広場等危険工作物撤去工事に73万4,000円を計上させていただきました。工事内容につきましては、月輪グラウンドのあずまやについて、定期点検の結果、危険性が高い判定結果であったため、撤去を行うための工事費でございます。

続いて、節18負担金、補助及び交付金でございますが、民間保育所施設整備費補助金に1億3,163万1,000円を予算計上しております。こちらは、令和5年4月に開所予定の認可保育所を整備するための補助金で、総事業費のうち国庫補助金及び町補助金分を事業者へ支払うための予算でございます。

す。補正予算額 1 億3,163万1,000円のうち、国庫補助金分につきましては 1 億1,700万6,000円、町補助金分につきましては1,462万5,000円となっております。

続いて、16ページをお開きください。項3 老人福祉費、目1 老人福祉総務費でございます。こちらでは、長寿ふれあい温泉入浴補助事業に係る予算が計上されておりますので、ご説明申し上げます。節10需用費の消耗品費に用紙代といたしまして 3 万5,000円、節11役務費に入浴券を対象者へ送付するための送料として通信運搬費33万6,000円、また節18負担金、補助及び交付金として、温泉入浴券の補助金分といたしまして、長寿ふれあい温泉入浴補助金288万円の予算計上でございます。なお、対象者につきましては、町内にお住まいの65歳以上の方となっております。また、1枚当たり800円の補助金を1人当たり2枚送付する予定でございます。

続きまして、同じく節18負担金、補助及び交付金の項目になりますが、新規事業といたしまして、高齢者補聴器購入費助成金を10万円計上させていただきました。

次に、少しページを飛びまして、18ページをお開きください。款4 衛生費、項1 保健衛生費、目4 水道事業費でございます。臨時交付金事業といたしまして、水道料金減免事業補助金に1,522万円を計上させていただきました。本事業につきましては、令和2年度にも実施させていただきましたが、コロナ禍における町民の経済的負担の軽減のため、水道料金の基本料金を減額する事業でございます。

次に、また飛びまして、20ページをお開きください。款6 農林水産業費でございます。臨時交付金での事業となりますが、項1 農業費、目3 農業振興費のうち、節18負担金、補助及び交付金に滑川町環境保全型農業推進事業費補助金を450万円計上させていただきました。これまでも臨時交付金を活用し、本協議会へ補助金として支出することでコロナ禍における農業者支援策を実施させていただきましたが、令和4年度も継続して事業を実施したいものでございます。内容といたしましては、農業用廃プラスチックに係る事業費補助金に300万円、箱施用薬剤の事業費補助金として150万円でございます。

続いて、21ページをお開きください。款7 商工費、項1 商工費、目2 商工振興費のうち、節12委託料に中小企業・個人事業主経営サポート業務委託料110万円を計上いたしました。こちらも臨時交付金を活用しての事業でございますが、社会保険労務士等による経営相談窓口を開設するための経費及び創業者を支援するためのセミナーを開催する経費としての事業費となっております。

次に、節18負担金、補助及び交付金につきましては、商工会補助金76万3,000円を計上いたしました。こちらについては、商工会への職員人件費に係る予算のほか、商工会館の維持管理等に係る補助金でございます。

次に、目3 観光費でございますが、節18負担金、補助及び交付金のうち、観光協会補助金に396万円を予算計上しております。こちらも臨時交付金を活用しての事業でございますが、コロナの収束を見据え、観光客誘致に向け、電動三輪バイクを活用し、歴史と自然を巡る町PR事業を実施した

いための予算計上でございます。

次に、22ページの中段をお開きください。款8土木費、項5都市計画費、目5都市下水路費でございますが、節12委託料に月輪流末排水路調査等業務委託115万円を計上いたしました。こちらは、東武鉄道電車庫から又五郎排水路の間にある月輪流末排水路について補修工事が必要であるため、その工法を検討するための調査委託費となっております。

次に、款9消防費をご説明いたします。項1消防費、目4防災費でございますが、時間外勤務手当を109万1,000円、23ページに移りまして、上段の休日勤務手当を24万2,000円予算計上させていただきました。先ほど民生費の項目でご説明申し上げました新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者に係る自宅療養者の食料支援事業に関しては、土曜日、日曜日、祝日にも職員の勤務が生じることから、それぞれ時間外及び休日の手当を計上したものでございます。なお、こちらの経費につきましても、臨時交付金を充当させていただきます。

またその下、節17備品購入費のうち、防災用備品に39万6,000円、さらに目5災害対策費、節10需用費のうち、消耗品費（感染症対策用）に81万6,000円を予算計上いたしましたが、これらにつきましては、臨時交付金事業として避難所における感染症拡大防止のための物品購入費となっております。防災用備品では飛散防止用のスタンドスクリーンを、消耗品費については飛散防止用フィルムロールや段ボールパーティション等を購入する予定でございます。

続いて、24ページをお開きください。款10教育費についてご説明いたします。初めに、項1教育総務費、目3教育振興費でございますが、節10需用費に消耗品費（学校等感染症予防対策物品等）24万2,000円の予算計上でございます。こちらも臨時交付金を活用しての事業で、学校給食に係りますコロナ対策の消耗品購入予算となっております。

次に、節12委託料を御覧ください。こちらで計上しております委託料につきましても、全て臨時交付金事業でございます。初めに、宮前小学校プロジェクター設置業務委託884万1,000円、教育施設等ゴミ収集運搬（4校1園コロナ対策）業務委託料50万円、それぞれ計上しております。

次に、節14工事請負費でございます。小中学校施設LED化工事といたしまして、3,826万6,000円を計上させていただきました。本事業につきましては、宮前小学校の校舎照明、月の輪小学校の体育館照明、滑川中学校の校舎及び体育館の照明について、LED化の改修工事を行うものでございます。なお、本事業につきましては、国庫補助金として学校施設環境改善交付金を1,159万5,000円見込み、また起債といたしまして学校施設環境改善事業債2,000万円を充当する予定でございます。

次に、その下になりますが、宮前小学校空調機設置工事130万円計上しております。臨時交付金を活用しての事業で、宮前小学校内の職員室の空調機を改修する工事でございます。

次に、節18負担金、補助及び交付金でございますが、修学旅行等における新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金142万2,000円を計上しております。こちらも臨時交付金を活用した事業で、小中学校での校外学習で利用するバスについて、感染症予防対策のため、バスの増台分に係る経費

でございます。

次に、25ページをお開きください。項2小学校費、目2教育振興費でございます。節17備品購入費でございますが、各小学校における理科教育振興備品を購入するための予算を計上し、合わせて89万9,000円の増額補正でございます。

また、節18負担金、補助及び交付金でございますが、こちらも各小学校に係ります教育研究会補助金をそれぞれ予算計上し、合計22万2,000円の増額補正でございます。

次に、項3中学校費を御覧ください。節7報償費でございますが、部活動指導者謝金5万円につきましては、中学校部活動のうち、女子ソフトテニス部において新たに外部指導者を招き指導いただいているための謝金でございます。

次に、26ページをお開きください。小学校費でも計上されておりました理科教育振興備品でございますが、節17備品購入費として中学校における理科教育振興備品122万1,000円の予算でございます。

次に、項4幼稚園費でございます。目1幼稚園費、節10需用費のうち、消耗品費には63万9,000円を計上させていただき、臨時交付金を活用し、感染症対策のための消耗品を購入させていただきます。

また、節14工事請負費でございますが、こちらも臨時交付金を活用し、幼稚園職員室網戸取付工事36万円を予算計上しております。感染症対策のため、職員室に網戸を設置し、換気対策を実施するためでございます。

また、節17備品購入費、アコーディオンスクリーンでございますが、こちらも臨時交付金を活用した感染症対策の物品購入でございます。

次に、27ページをお開きください。項5社会教育費でございます。目2文化財保護費でございますが、節10需用費に文化財マップ印刷製本費77万円を計上しております。こちらも臨時交付金を活用して実施する事業で、コロナの収束を見据え、町内の文化財の魅力を町内外に発信するために文化財マップを製作するための費用でございます。

また、その下の節14工事請負費のうち、エコミュージアムセンター空調入替工事262万9,000円でございますが、こちらも臨時交付金を活用し、エコミュージアムセンター内の空調機を入れ替える工事でございます。その下については、緊急修繕のための工事費でございます。エコミュージアムセンター入り口脇にあります木製の大型扉が経年劣化により破損しており、崩落の危険性があることから、緊急に修繕したいためのものでございます。

次に、28ページをお開きください。目4図書館費でございます。節12委託料でございますが、臨時交付金事業といたしまして実施させていただくもので、比企広域電子図書館システム導入等業務委託870万7,000円を予算計上しております。こちらの事業に関しては広域で実施するもので、参加

市町であります東松山市、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、滑川町の1市6町の経費を含めた総額を本予算にて計上させていただき、滑川町にて一括で事業の契約を予定しております。なお、滑川町以外の経費につきましては、別途負担金として歳入予算で計上させていただいております。

最後に、款14予備費でございますが、歳出歳入予算の差分といたしまして、182万1,000円を減額補正させていただきました。

以上で一般会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

井上議員、質疑願います。

〔6番 井上奈保子議員登壇〕

○6番（井上奈保子議員） すみません、お待たせしました。6番、井上です。2点質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初は、第1問目は21ページお願いします。21ページの商工費のところでございますが、商工振興費の委託料がここで110万円計上されております。そして、ただいまの説明ですと、中小企業・個人事業主経営サポート業務委託料ということで、内容につきまして研修費とか、あとセミナー開催費ですか、そのような説明を今いただきました。今コロナ禍の下で中小企業、そしてまた個人事業主、そういう人たちにとって本当に今打撃を受けているところだと思いますが、まず最初に今回この110万円は計上されて、セミナーとかを開催する予定というふうになっておりますけれども、今はコロナということで、この二、三年はそのような影響があると思いますけれども、セミナー等、あるいは研修を開催することによって、中小企業あるいは個人事業主さん等が今の経営をより一層高めるためのものだと思うのですが、この研修費等、セミナー等の研修を今回予定されておりますけれども、今までにこのような内容の研修等は行ったことがあったのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、井上議員さんの質問に答弁させていただきます。

先ほども質問の中で、商工会のほう、委託費という形でお話をさせていただきますけれども、今現在、商工会のほうで国の交付金を使いまして相談窓口を実施しております。そうした中で、今回商工会の窓口に関しては、今年の4月から来年の1月まで、2月、3月がちょっと抜ける状況でございます。そちらの部分に私どもの交付金を使いながら、年度いっぱい相談窓口を実施していただきたいということで、こちらのほうを計上させていただいております。

それから、セミナーのほうなのですけれども、新規創業セミナーということで昨年度から実施しております。たしか昨年度5人ほど新規創業されたかと思うのですけれども、ちょっとすみません、数字のほうは五、六人だったと思うので、数字の定かなところは申し訳ございません。それぐらい新規の方がセミナーという形で新規創業の形をやられております。先ほどお話しした2月、3月の相談窓口、そして新規創業セミナー、これが8月から11月ぐらいを予定しておりますが、セミナーを2週間に1度程度、4回程度の実施を予定しております。そちらの委託金額として計上しております。

以上でございます。

○議長（瀬上邦久議員） 井上議員、質疑願います。

○6番（井上奈保子議員） ありがとうございます。この中小企業、そして個人事業主、この対象の企業、事業主、その種類というか、その数というのは何社ぐらいあるのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、井上議員さんの質問に答弁させていただきます。

商工会の会員さんのほうで大体300名程度、そしてさらにセンサスという形で私どものほうが統計を取っている中で、以前からもお話ししておりますが、商工業者でおよそ500名程度かなというふうに考えております。そして、そちらのほうの今回の相談窓口も、セミナーのほうに関しても、基本的には町内の方々を対象にしておりますので、新規であれば新たに創業される方も含めてという形になりますので、一般の方々を含めて町内の方々という形でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 井上議員、質疑願います。

○6番（井上奈保子議員） この中小企業、あるいは事業主さんに対してのセミナーとか窓口相談、そういうものを行うということでございますけれども、積極的にこれに参加する企業、あるいは個人の事業主さんもいらっしゃるかと思っておりますけれども、町として委託をするわけでございますが、110万円ということではどの程度の内容量ができるか、私もちょっと分からないのですけれども、町としてこの金額に対して、あるところへ委託して、それでこのセミナー、研修を行って向上を図るということだと思っておりますが、町としてこれを行うことに対してどの程度のことを期待しているのでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 産業振興課長、答弁願います。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 服部進也登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（服部進也） 産業振興課長、井上議員さんの質問に答弁させていただきます。

まず、今現在コロナ禍とアフターコロナを見据えた中で、基本的には事業を継続していただきたいという形の中で、こちらの相談窓口は実施しております。さらに、その相談の中には中小企業診断士であったりと士業の方々、そちらの方々が対応していただきますので、今現在事業をやっている方々が心配されること、例えばお金の貸し借りではないですけども、そういう形が融資でどういふふうにできるのだろうか、それとも国のほうの交付金をどういふふうに使えるのだろうか、そういったものをご相談できるような形になっております。そして、新規のほうに関しても、基本的にはセミナー回数で2週間に1度で、4回程度を予定しておりますけれども、受講者は、先ほどすみません、申し上げなかったのですけれども、二十数名という中から新規の方が五、六名だったと思います。そういった形で、創業セミナーを受講しながら、新たに新規という形で出てきておりますので、そういった方々を応援して、さらにアフターコロナを見据えながら事業展開を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 井上議員、質疑願います。

○6番（井上奈保子議員） ありがとうございます。ただいまの説明で分かりましたけれども、やっぱり今の企業にとっては、あるいは個人の事業主にとっても、いろんな今交付金等の支給が行われておりますが、この二、三年はコロナの中、あるいはまた今服部課長さんおっしゃいましたようにアフターコロナ、また今現在のウィズコロナ、そういう中での会社を経営するというのは本当に大変なときだと思いますので、これからこのような会社がある程度仕事をする意欲というか、モチベーションが高まるというか、アップするようなことを図ってくださるということは、企業の人たちにとっても本当にいい機会かなというふうに思いますので、ぜひこのようなことを町としても進めていただければなと私個人としても思います。また、この中で特に新規の方が五、六名いらっしゃるということでございますけれども、この人たちも今までの人たちとともに、新規の人がこの仕事に対して、これからはお一層やろうという、そういう心新たにスタートするという、そういう人たちにとってのセミナー、あるいは相談窓口の開始、そういうものが本当に今必要だと思いますので、ぜひともこれは進めていただきたいと思います。このことにつきましては以上でございます。

次に、第2点目の質問といたしまして、26ページをお願いいたします。26ページの中学校費のところで、教育振興の報償費の部活動指導者謝金のところでございますけれども、額としては5万円ということが計上されておりますが、この内容につきましては、女子のソフトテニス部の外部指導員という、そういう説明をいただきましたけれども、去年の2021年の12月頃に政府が2022年度予算ということで、スポーツ庁が掲げる中学校の運動部活動の改革をするということで、その推進費、それが14億円ということで国レベルで計上されました。部活動指導員約1万人の配置も支援することになったそうでございます。この部活動改革だとか、それから地域クラブ振興策など、これを担う地域スポーツ課という、この課を新設するというところで報道がありました。国では、この

ような大きな改革を進めておりますが、町といたしまして、このたびは5万円を外部指導者の謝金として計上されておりますが、この外部の指導者を招聘というか、招いて指導していただくということも大変なことかと思えます。やはり指導員の保険とか、そういうようなものを鑑みてのお願いすることかと思えます。

そういうことで5万円ということでありませけれども、いろいろまた心配とか、そのほかの問題もあると思うのです。この国からの支援が今言われているのは、去年の12月ということで多分閣議決定されたということでございまして、今、今年、年が改めてまだ6月ということで、これが国から県、県から市町村、各自治体へこれがどのように伝わっているか、私もそのところの経路というか、その内容についてはちょっと分かっておりませけれども、もう半年もたつから、国が始めたことならば、ある程度県、自治体というところへ下りてきているのかなと思うのですけれども、例えば地域スポーツ課とか、こういうのを国では定めるということになっておりますけれども、こういう課の設置とか、あるいは部活動に対する予算が、とても推進費が14億円も国レベルで計上されているということでございまして、これは恐らく各自治体へも多少なりとも下りてくるのかなというふうに思っておりますが、このたび町として部活動の外部指導者をお願いするということにつきまして、このようなことはどの程度関連というか、町へ話が来ているかちょっと伺います。

○議長（瀬上邦久議員） 馬場教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 井上議員さんの質問に、教育長、答弁させていただきます。

現在学校における働き方改革ということで、国が指針を設けていろいろ進めているところでございます。この部活動の一つ大きな課題として、中学校の部活動の問題というのが大きく取り立たされています。特に土日における部活動ですとか、いわゆる勤務時間外の部活動指導、そのようなものが大きな課題となっております。国としても地域スポーツ型とあって、地域のスポーツクラブとかにいわゆる学校ではなくて子どもを預けてというような方針は出されていたのですが、このたび先般報道されたように、国のほうで大きな予算を取って、週末だけでも地域にというような話が出てきております。いわゆる地域スポーツ型のクラブがあったり、スポーツ少年団クラブにお任せするというような方針もありますけれども、実際問題としてそのような話があるのですが、県として具体的に今後こうしていきましょうというスケジュールですとかは、まだ実際には下りてきていない状況ですし、今のところ町として、このような地域スポーツ型のクラブで部活動全てをお願いするようなどころもないという状況なので、今後このようなことも含めて町としてもその辺は考えていかななくてはいけないなというふうに思っています。

今回の報償費については、どうしても教員の場合に部活動ができる、できないで人事異動をやっているわけではございませんので、例えば今回の場合はテニス部の専門がおりませんので、そういった部分の技術指導を一部担っていただくということで報償費として取らせていただきました。

今後、国の動向も注視しながら、町でできることを先々考えながら進めていきたいというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 井上議員、質疑願います。

○6番（井上奈保子議員） ありがとうございます。国のスポーツ庁のほうでこのような予算計上もやっておりますし、またスポーツの推進ですか、これは何か方針ですと、勝ち負けというか、このスポーツをして勝った負けたとか、優勝したとかしないとか、そういうのよりもやっている人が楽しむという、そういうことをまずは目的としたという、そういう趣旨がありました。そのとおりだと私も思います。やはり子どもさんたちが運動してスポーツというか、サッカーしたり野球をしたりするというのは、一つには楽しみ、それから子ども同士のコミュニケーションです。そういうことをやって、運動を通じて子どもが成長していくという、そういうメリットがここにあると思いますので、ただ強くなるからいいとかというのではなくて、やっぱりそういう国の方針、そういうことにも関連して、町もこれから、予算ももちろんですけども、もし自治体のほうへもそういうものが、金銭的なものが補助金として下りてくるようなことがあったら、ぜひ子どもさんたちのためにもこれは使っていただきたいなというふうに思っております。

そして、ぜひスポーツ振興、滑川町の皆さんの健康維持のため、子どもさん、大人を通じて、スポーツを通じての健康維持、増進、そういうことが図られればいいかなというふうに思いまして、このたび女子ソフトテニス部の指導者招聘についての内容について質問させていただいたのですが、ぜひとも地域スポーツ課というのも今度できるということですので、埼玉県あるいはまた滑川町においても、このようなことを通じてスポーツの振興が図られればいいかなというふうに思いましたので、質問させていただきました。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

上野葉月議員。

〔5番 上野葉月議員登壇〕

○5番（上野葉月議員） 上野葉月です。質問いたします。

まず、5ページなのですけれども、債務負担行為のところの水泳指導の充実推進事業というものが、あります。そして、限度額として委託契約により決定した額とあります。契約によりということなのですけれども、やはり限度額幾らぐらいを見ているのかとか、予算見込額等気になるところです。その限度額どれくらいというところを考える上で、宮前小学校のプールの設備に関する計画というところが今どういう段階になっているかなというところも非常に考えなければいけないところかなと思います。そこについての説明をお願いします。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今回補正予算の中で計上させていただいております債務負担行為の設定でございますが、これは今後の水泳指導に民間委託を選択した場合、対応できるようにということで設定をさせていただきました。今ご質問にありました宮前小学校のプール施設の設備について、どのような方向で進めるのかということでお答えしたいと思います。

町の施設計画につきましては、個別施設計画並びに第5次総合振興計画、こちらのほうで宮前小学校プール設備については、両計画で研究させていただいております。第5次総合振興計画においては、宮前小学校のプール、体育館の移設等については、その在り方を検討し、ニーズに応じた整備を検討しますという形で計画計上させていただいております。また、その後策定されました個別施設計画、これにはプール設備につきましては、耐用年数がとくに過ぎている建物であると、昭和42年建築の建物ですので、耐用年数も過ぎていて、町としては施設の長寿命化を進めたいところではあります。ただ、経年劣化から長寿命化は不可能であると、令和4年度の改築を個別施設計画では計上しています。ただ、実際に町の施設整備を進めるに当たっては、施設設備の考え方の基本的な部分として、財政上の課題からも長寿命化は推進していますが、新設に代わる施策があれば、それを優先させたいという町の施設整備の基本的な方向もあります。それに基づいて、今宮前小学校のプール施設については方向を決めているところでございます。

また、令和3年の3月の議会ですが、新設の費用、維持管理経費、施設の稼働率等から対費用効果、また水泳指導の民間委託の可能性を考慮してプール撤去、撤廃の方向で現在は進めていますという形で答弁をさせていただいております。これに基づき、その後、宮前小学校のプール施設については検討を進めています。

今施設の現状として、その方向としてはどうなるかということなのですが、同じ補正予算書の中に報償費ということで水泳指導の在り方検討委員会、こちらの委員会の委員報償を計上させていただいております。ここでは、この委員会は今年度設置したのですが、水泳指導の在り方を施設整備の方向も含めて現在検討しているところでございます。これに基づいて出された答申、また検討委員会で出された提言、それをもって教育委員会で施設整備の方向を決めて、最後教育委員会で諮り、実際に実施していく形になるかというふうを考えています。

今現在ですが、先ほどお話ししたとおり、プールに関しては撤去、撤廃の方向で検討し、新設の方向では考えておりません。それ以外の方法ということで検討委員会の中でも今検討しているところでございますが、民間プールの活用、学校プールの共同利用、公営プールの活用、水泳授業の廃止といった選択肢を取った市町村もございます。そういった内容で検討しているところではございますが、現在のところ民営プールの活用という方向で進んでいるというのが現状でございます。

コストについてなのですが、プールの新設をした場合なのですが、宮前小学校のプール新設、用地につきましては、ご存じのとおり、校舎の北側に用地のほうを確保してございます。そこにプールを建築した場合、平成28年度の設計積算にはなるのですが、プールの単体の工事の費用が造成費も含めて大体3億円、またその後プールを30年使ったと仮定しまして、そのときのプールの維持費、これが年間40万円掛ける30年、このプール維持費は水道料ですとか、消毒の薬品、それからろ過材、浄化槽の保守等の経費が入っています。また、30年使用することを念頭に置き、修繕もかかるだろうということで、ほかの学校の修繕料の平均単価を使って計算した30年の修繕料が大体二百四、五十万円ぐらいかかるかなというふうに算定しています。30年間プールを新設した後使ったと仮定した場合の経費が3億1,500万円ぐらいになるかと計算しています。民間委託の場合なのですが、まだ民間委託が決定したわけでもなく、受託業者のほうによって多少委託料の金額については上下幅があるかなというふうに思いますが、こちら今現在見込んでいる金額では、年間700万円から800万円程度ではないかというふうに見込んでいます。仮に800万円だったとすると、30年その民間委託を続けた場合は2億4,000万円ということになりますので、先ほどのプール建築の場合と比べて大体8,000万円から9,000万円ぐらいの差が出るかなというふうに思います。ただ、建築費に関しては、先ほどお話ししたとおり、平成28年当時の積算になります。今はコロナ禍ということで、建築資材、また人件費等もかなり高騰していますので、この金額では今現在プールの建築は難しいかなというふうに思っています。

そういったことを勘案して、今現在、先ほどお話ししたとおり、民間のプールを利用する方向で協議のほうは進めています。その民間委託を選択した場合なのですが、学校における授業計画、民間プールを使用する場合、夏以外の時期にもプールが利用できるようになりますので、そういったことも含めて、1年間を通しての学校でのプールの授業計画が変わってくることになります。そのためには、前年度にその授業計画を策定する必要があり、そのためには受託事業者が決まっていなるとその授業計画についての協議もできません。そのため、今年度受託事業者が決定できるようにということで債務負担行為の設定をさせていただきました。債務負担の上程をすることで受託業者を決定し、来年度以降の授業計画について協議を行い、実際に民営化に着手することができるようにということで、今回債務負担行為を設定させていただきました。したがって、債務負担行為につきましても、令和5年度からの設定になっているかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。ここの債務負担行為には載ってきてはいるけれども、確定事項ではないというところと、ご説明いただいた宮前小学校のプールの段階について分かりました。水泳指導を民間委託するのか、それとも従来の方針のとおり1校1プールという形での水泳指導を行っていくのか、これはそんなに小さくはない変更点、転換点になると思います。なの

で、もう少しいろんな事業の比較であるとか、コストの比較であるとか、設備をどうやっていって活用度の高い施設を検討する可能性とか、そういうものももうちょっと考えていっていききたいなという案件であります。

例えば宮前小学校のプールを建設する場合、3億円を超す金額が出ているのですけれども、これは前からお聞きしている金額で、でも例えば福田小学校のプールの建設費、以前お聞きしたところで、ほかのところの費用と混ざっているのです、これだけでは見られないという注釈を入れてなのですけれども、約6,900万円、月の輪小学校が約1億5,300万円というふうに出ていて、宮前小学校は裏山に建設するという条件があったので、かなり高い金額になっています。この計画を立てた頃は、滑川幼稚園の利用者もかなり多くて、抽選などをしていたような頃だったと思うのですけれども、今は保護者の方の働きたいという選択が強いのか、滑川幼稚園の利用者が減少傾向にあって、滑川幼稚園のほうも施設利用が少し減ってきているという傾向があります。そうすると、宮前小学校のプールも今の場所に造る可能性というのも、この頃とは違って検討してもいいのかなと思うのですけれども、仮にあの場所に再建築する場合というのは造成の費用等抜かれますので、この3億円というところから福小や月の輪小の7,000万円、1億5,000万円というところ近づいてくる可能性もあるのではないかなと思います。そうすると、今言った3億円を上限としたコスト比較の条件というのも変わってくる可能性があって、そうすると民間委託をする場合、上限幾らぐらいまでなら民間委託ができるのかということを考える条件というのもどんどん、どんどん変わってくると思うのです。なので、やはり施設整備との兼ね合いというのは、この話を進める上で抜くことはできない検討事項になってくると思います。

なので、水泳指導の民間委託というものを否定する気持ちはなくて、可能性としては、今暑さや逆に予想外の雨や寒さの関係で水温、気温のところでもなかなか水泳指導が予定どおりに進まないという、気候に左右されているというのも聞いておりますので、予定どおり子どもたちがおぼれない程度に泳力をつけるためには、今の現状というのはかなり厳しいのだろうなというのも認識しています。ただ、施設計画と関連させて限度額、民間委託の場合幾らまでかけられるのかということも検討した上で、もう少し丁寧な比較等が必要だと思うのですけれども、教育委員会さんと学校というところが中心になってくると思うのですが、その施設整備と併せた上での水泳指導というところについてどうお考えになっているでしょうか。教育長でも総務課でもどちらでもいいのですけれども、お答えください。

○議長（瀬上邦久議員） 教育委員会事務局長、答弁願います。

〔教育委員会事務局長 澄川 淳登壇〕

○教育委員会事務局長（澄川 淳） 教育委員会事務局長、上野議員のご質問に答弁させていただきます。

確かにプールの新設については、先ほどお話ししたとおり、宮前小学校の北側の用地に建設する

ことを前提に推計というか、算定のほうをしています。今ある場所にもう一回建て替えるということになれば、当然造成に関しては建築費のほうが大分縮小されるかと思しますので、建築費自体は下がるかと思えます。ただ、そもそもプールの移設を検討したときに、やはり学校施設の集約化というのは学校を運営する上でも大切な観点の一つかと思えます。プールを学校の近くに置いて移動時間を少なくして、授業時間を確保するというのも大事な事かなというふうに思います。

また、施設整備の観点からということですが、施設整備に関しては、プールに限らず町全体を見ながら施設整備のほうは計画を立てる必要があるかなというふうに、上野議員のおっしゃるとおりだというふうには思います。プールの前にあります幼稚園のプレハブ園舎、あちらにつきましても建築から大分経年をしています。建物の劣化も進んでおりますので、あちらの整備も必要になります。また、幼稚園の園舎につきましても、耐震はクリアしていますが、中の構造ですとか、バリアフリー化されていない部分ですとか、また会議室等で園舎についても、施設については不備な部分がございます。

学校施設に限らず町の施設全体の中で、そういった施設の整備の必要性があるものが各施設、町の中にたくさんあるかと思えます。その辺町全体の施設整備計画、優先順位をつける中でどんな形で整備するのがいいのか、またここを整備することで周りにどう影響があるのか、その辺も含めた中で施設整備の方向については、町内会議等を開く中で町全体の施設整備計画を進めて、その中で教育施設の整備、計画に見合った、計画に即した施設整備が必要になってくるかなというふうに個人的には思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。私も澄川さんがおっしゃるとおり、施設整備について、このところから出てきた話ではあるのですがけれども、総合的に考えるべきかなというふうに思います。今おっしゃった学校施設の集約化というところも、渡り廊下、道路を渡る道を行かないでプールが利用できるようにしたいというのが当初北側に造成する目的でもあったかと思うのですがけれども、では今民間委託というところの比較で考えると、廊下を渡ってのプール、そしてバスを利用して、恐らく町外に行くことであろう民間プールという比較になると、また距離感も全く変わってきますので、渡り廊下を渡るのであっても、それでも民間プールに行くよりは近いという発想も出てくるかと思えます。なので、いろいろ条件変わってきますので、新しい条件でまたぜひ考えていっていただきたいなと思います。

そして、総合的な施設整備計画というところで行くと、例えばもっと長期的に総合的に考えることができたのであれば、あったのならばという仮定になってしまうのですがけれども、福田小のプールを平成20年、21年ごろに建設していて、13年前にはなるのですけれども、宮小のプールがもう老朽化しているというのはこの時点でも把握できていたはずで、そうすると福小のプール、宮

小のプール、例えばどちらを建設したほうが建設的だったのかとか、民間の水泳指導を委託するにしても、宮小の児童数500人を動かすのと福小の児童数120人程度を動かすのでは、福田小の児童数を動かすほうが金額等、移動距離等としても、こちらのほうがボリュームとしては簡単な話になるわけで、そういうところを含めて、今おっしゃったような総合的な施設整備計画というものを長期的なところで考えていっていただきたい、考えていくべきだと思います。その中に水泳指導の充実、推進事業というところも大きく関連しながらある事業でありますので、この債務負担行為、令和5年度からと出ているのですが、この話が今年1年で決まるのかということ、また分からないところですので、1年で決まる話かどうかというのもちょっと見えにくいボリュームかなと思います。なので、宮小のプールをだましまし使うというのが多分今年で、それが来年続けられるかというのは分からないのですけれども、比較的大きな変更点だと思いますので、あまり拙速な方法を取らず、十分に考えて決めるべきことかなというふうに思います。これについては、施設整備計画と併せたコスト比較等も含めて十分に検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。28ページなのですけれども、比企広域電子図書館システム導入等業務委託というところでは、電子図書館を導入していくというところは、今本を読むというところもアナログな紙の本から電子のほうを利用する方も多くいらっしゃるというところで、そういう流れの中での動きなのかなと思います。その中で電子にしかできないことというものもあるように思っていて、その電子にしかできないというのが、例えば画面を自由自在に大きくするというところ、例えばそれであれば、今まで目が悪い方、それから歳をとってきてだんだん細かい字が見えなくなってきた方のために、図書館には大活字本というのが置いてあったと思うのですけれども、やはり蔵書数も限られていて、すぐに本が好きな方は読み尽くしてしまうような状況だったと思います。それが電子化されるところで任意に字を大きくできるので、そういう方にとっては便利かなと。それから、電子なので、読み上げ機能とかも、特に何も準備しなくても、例えば朗読テープ等を準備しなくても可能な機能になってくるので、視覚障害がある方にとってもありがたい機能なのかなというふうに思います。そのような利用が広がる可能性があるのかなというふうに思います。健常者というか、普通の紙の本でも読めるし、電子の本でも読めるしという方にとっては、端末準備等、そういう必要はないかと思うのですけれども、仮にそういう福祉のほうの観点を強く考えた場合に、やはり端末については用意をしてあげるべきなのではないのかなと思うのですけれども、その点の図書館に対する弱者対策というか、そういう観点から見た場合の端末及びインターネットをお持ちでない方についての対応というのはどうお考えでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 上野議員さんの質問に、教育長、答弁させていただきます。

今、上野議員さんがおっしゃったとおりで、一つには紙の本を電子媒体にすることによって、な

なかなか図書館に来られない方にも利用していただけるというサービスの一つとして、このものは広域で利用させていただこうと思っています。もう一つの利点として、先ほど上野議員さんがおっしゃったとおりにバリアフリー法も改正になりまして、図書館とかのそういった障害のある方へのそういうサービスということについても積極的に導入するようというところで法律ができています。そういったところもクリアをしていくところでございます。今広域で進めていって、まだまだその辺の福祉の面での充実というところまでは議論が行っていないところではございます。実際に来庁していただいて、そこで電子の図書を見ていただいたり、読み上げというのは可能なのですが、持ち帰るとなると、そのうちにインターネット環境があるかどうかも含めて、その辺がクリアするにはちょっと大変かなというふうに思っています。ですので、図書館に来ていただいて、読み上げ機能がある本もそろえさせていただこうと思っていますし、あと先ほど言いましたように、文字を大きくしたり、あと視覚障害者のために文字の白黒を反転したりとか、いろんな機能がついた本の中にはございます。そういったものの充実には努めさせていただこうと思っていますが、それについてすぐにアイパッドというのは、なかなかインターネット環境とともに少し難しいところがあるかなとは思っています。ただ、来館していただいた方には、要望があった場合にはそのようなものが見られたり、それから読み上げ機能が活用できたりする環境は、図書館のほうでそろえていきたいなというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 上野葉月議員、質疑願います。

○5番（上野葉月議員） ありがとうございます。まだ新しい制度というところで、発展途上の中で利便性を高めながら進めていただくことだと思っておりますけれども、要望になるのですけれども、例えば端末にダウンロードをすることができれば、インターネット環境がなくても端末を持ち帰って本を読むことはできると思います。全員にそれができなかつたとしても、そういう一般の紙の本を読むところに困難さがある方だけにそういう対応をしてあげるだとか、そういうことができると、この電子図書、電子の本の利用可能性や価値が上がっていくのではないかなと思います。業者さんとの交渉というところにもなっていくと思うのですけれども、ぜひそういう視点も組み込んだ中で事業を進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。16ページなのですけれども、長寿ふれあい温泉入浴補助金、これについては全協のほうでも趣旨等については伺いました。これは、今行っている新型コロナウイルス感染症対策との、いろんな施策との関連性の中で思うことなのですけれども、長寿ふれあい、対象が高齢者ということで、新型コロナウイルスというところにおいては、比較的というか、リスクの高い層を対象とした事業になります。そして、温泉入浴するということでも、比較的場所、環境的リスクというのも高い事業になるのかなと思います。それを今始めるということがほかの感染症対策、いろんなところを制限しながら動いている感染症対策の中で、バランス感覚としてどうなのかなというのはやはり疑

問に思うところであります。

ふれあい温泉券についてはお聞きしましたので、全体の施策の中でのこの補助金の位置づけというか、バランス感覚、なぜこれを今ここで入れなくてはいけないのか、そして例えば提案のあった利用券、紙を切るというところ、地元に戻元できるような地域商品券とかの選択はせずにふれあい温泉券にしたのか、それが全体の施策の中のバランスとしてどうなのかというところを総務課長にお聞きしたいと思います。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、上野葉月議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、予算の関係で基本的なところをお話しておきたいのですけれども、長寿ふれあい温泉の関係については、コロナの臨時交付金のほうは活用していないということになります。町単独の事業ということでご了承いただければと思います。

内容につきましては、先ほどおっしゃったようにコロナの感染症対策と果たして合致するのかということで、事業については総務課の財政のほうで、これが補助金に活用できるのか微妙なところについては必ず県、国に照会をして確認をしております。本事業については、なかなか快いお返事がいただけなかったというような内容でございますので、その点あらかじめご了承いただきたいと存じます。

その中でお答えをさせていただきます。この事業につきましては、過日条例の議案でお話がありましたとおり、高齢福祉課、またこれについては先だって昨年度の健康福祉課からの引き継ぎの協議案件でございます。その中で、高齢者福祉事業の検討委員会の中で、どういった事業がいいのかというのを委員の皆様方にご提案等させていただく中で、自由討議ということで様々な事業を提案いただいたところがございます。その中で、集まっている委員さんの中から、やはり今まで滑川町にふれあい温泉というところで非常に憩いの場があったと、あれがなくなって寂しいという意見が多数寄せられているというお話をいただきまして、条例のほうでもお話がありましたとおり、高齢者福祉検討委員会の中で、この温泉事業を再びやっていくというような決定がなされたという経過でございます。この高齢者福祉の検討委員会につきましては、広く高齢者の関係する事業についてお話し合いを行う機関として設けたものでございます。今般の高齢者長寿ふれあい温泉は、その第一歩ということではございますけれども、引き続きこの委員会においては、高齢者に関する様々な事業、施策等を広く町民皆様の意見を聞きながら実施して取り組んでまいりたいという委員会でございますので、今後ともご期待いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） それでは、上野葉月議員、時間ですので、以上とさせていただきます。

質疑ほかにありますでしょうか。質疑あるようですが、休憩後とさせていただきたいと思います。

ここで暫時休憩とします。再開は2時35分、ちょっと短いですが、35分とさせていただきます。よろしく申し上げます。

休 憩 (午後 2時23分)

再 開 (午後 2時33分)

○議長（瀬上邦久議員） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

阿部議員、質疑願います。

〔14番 阿部弘明議員登壇〕

○14番（阿部弘明議員） 14番、阿部弘明です。よろしくお願いたします。

まず、先ほどの続きで申し訳ないのですが、プールの問題ですけれども、今検討されている構想を教えてくださいたいのです。委託をするという、プロポーザルでやるということですが、どのように事業者に委託をしようとしているのか、どこまで委託をするのか、要するに丸投げなのか、それともそうでないのか、どの辺までやるのかということ。

○議長（瀬上邦久議員） 教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 阿部議員さんの質問に、教育長、答弁させていただきます。

これは、上野議員さんの質問の中にもありましたように、施設との関連を図りながらというところなのですが、宮前小学校のプールが今年度の検査で配管の漏水ですとか見つかって、もう本当に喫緊の課題になっております。そういった中で、施設をどうするかという話はちょっと長期的に考えないといけないことですので、その中で共同使用ですとか、民間委託ですとか、あと他の施設を借りてそこに行くとかといういろんなものを模索しながらやらせていただきました。その中で、保護者も含めた在り方検討委員会の中では、やはり水泳指導の充実はさせていただきたいと、なかなか今水泳指導というのが他でできませんので、そういう要望があった中で民間が今のところベターなもので、取りあえず5年間は民間でということで今考えています。

その仕組みなのですが、今のところ委託をお願いしたいなと思っているのは、学校からその民間施設までの移動、それから向こうのプールに行ったときにどうしても指導する者、安全面を配慮する者って人数が必要です。学校にプールがあれば教職員が行ってすぐに授業に戻ることができますけれども、民間に行った場合、それだけの大人数の教員が行ってしまうと、今度は学校の授業がままなりませんので、指導については民間のインストラクター等をやっていただいて、教員とのチーム・ティーチングを考えさせていただいています。ですので、大きく委託するものとしては、いわゆる移動の手段、それから水泳の指導、当然その中に事務費等も入ってくると思

ますけれども、そのようなことを念頭に入れて今考えさせていただいています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 今よく聞こえなかったのだけれども、先生は行かないのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 阿部議員さんの質問に、教育長、答弁させていただきます。

すみません、聞き取りづらくて大変申し訳ありません。当然バスでの移動のときに引率もしますし、向こうの水泳指導のときも実際にインストラクターもいますけれども、一緒に子どもたちの中に入ってですとか、安全、監視も含めて一緒に教員もやりますので、教員のほうも移動します。ただ、通常の学校での指導と同じように指導する者、安全管理する者の人数を全部一緒に行きますと移動の時間がありますので、その時間の授業ができなくなってしまいますので、その分は民間のほうにインストラクターを頼んでその分を補っていただくと、いわゆる学校の教員とスイミング等の民間の施設のものインストラクターとのチームでやらせていただこうと今計画をさせていただいています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 非常に心配なことが多いのですけれども、移動時間がどのくらいかかるのかということもあります。例えば水泳の授業は今までよりも長い時間やらないと、行ったり来たりするだけで大変な時間がかかるということになるわけですがけれども、その辺についてはどういうふうに考えていますか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 阿部議員さんの質問に、教育長、答弁させていただきます。

年間の水泳の指導時間というのは10時間程度とされています。何時間やらなくてはいけないという、10時間程度とされています。そのため、今各学校で例えば2時間目と3時間目を2時間、2こまを一緒にして指導して2時間分やっている学校もありますし、1時間ずつの学校もあります。ただ、移動するということを考えますと、移動回数を減らさなくてははいけませんので、例えば1年生が行ったときには2こまを一緒にして指導していただきますので、いわゆる小学校のほうは45分授業ですがけれども、90分の枠の中でやっていただくということですので、少し今日は大体授業が終わってしまったという言い方は変ですがけれども、プラスアルファで入ろうねということではなくて、きちっと10時間程度という範囲でいければ、2時間単位で4回から5回、そちらのほうを訪れれば年間の授業時数は足りるということで計算させていただいています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 先生は要するに付添いで行って見ているぐらいな、あとは指導はそちらのインストラクターがやるというような感じなわけですね。指導はインストラクターなのでしょう。

〔何事か言う人あり〕

○14番（阿部弘明議員） 先生も一緒にやるのですか。

そういったような場合のこまを2こままとめてやってしまうというようなことで、教育効果というものは上がるのですか。

○議長（瀬上邦久議員） 教育長、答弁願います。

〔教育長 馬場敏男登壇〕

○教育長（馬場敏男） 阿部議員さんの質問に、教育長、答弁させていただきます。

実際の教育効果というのが、例えば泳力が上がった上がらないという観点で持つか、水泳は楽しいよと持つかによって、その教育効果って変わってくるかなというふうには思っています。ただ、今実際になかなか水泳ができていないときにきちっと水泳を確保してあげるということと、インストラクターと教員がチームを組みながら指導をすることによっての水泳技術の向上ということは図れると思っています。ただ、実際にこれをもしやった場合には、きちっとアンケートを取るなり、効果検証はしていかないといけないなというふうには思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） これから検証しながらということですけども、私が危惧しているのは、こういった公教育を民営化というか、委託するという点についてどうなのかなと、要するに本当に片方はいわゆる民間ですから、商業ベースでやるわけですから、そこはやはりよくこれからまた検証していただきながら、どう進めていくのか検討いただきたいというふうに思います。

あと、また補聴器問題でよろしいですか。10万円の予算ということで1人2万円の補助だと、そうすると5人分しかないというようなことで心配なのですけども、どうでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 高齢介護課長、答弁願います。

〔高齢介護課長 篠崎美幸登壇〕

○高齢介護課長（篠崎美幸） 高齢介護課長、阿部議員のご質問に答弁させていただきます。

この10万円は、2万円掛ける5名ということでご指摘のとおりなのですが、既に実施してしました市の実績を参考とさせていただきました。参考としました市の平成27年度から令和3年度までの実績を見ますと、65歳以上の高齢者数、その市は約2万8,000人に対して利用者は8名から14名、平均11名でした。滑川町の高齢者数は、令和4年4月1日現在、4,510人であります。今年度は、年度途中からの開始ということになりますので、今回は利用者5名の予算といたしました。実績に

基づきまして、必要な場合は補正で対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） それでは、5人になったので、締切りということにはならないということによろしいのですね。ありがとうございます。

続きまして、先ほど学童の問題でもお話しさせていただきましたけれども、この間、町の保育所やそういったような施設への独自補助というのは、今どんなふうになっているのか教えていただきたい。保育園、また学童、学童は先ほどないとおっしゃいましたけれども、保育園についてはどんな補助をしていますか。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

先ほど学童保育の関係の答弁をさせていただいたところでございますが、保育所につきましても、国の施策、子育て支援事業がございまして、それに対します町の町費分で補助のほうはさせてもらっておるわけですが、独自の町単独での保育所への補助というのは現時点ではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） かつて、かつてというか、民間保育所運営費改善補助というのがあったのですけれども、あれはなくなったのですか。1人1,000円だと思いましたがけれども。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

民間運営費の補助については、現在予算計上されておられません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） かつて1人1,500円であったのが、国からも補助が出るということで1,000円になったのですよね。それがなくなったということで今驚いているのですけれども、今回国も保育士やそういった福祉関係で働く方々も1人9,000円の補助を、交付金を出しましたけれども、そういうような今状況で、なかなか、先ほども言いましたけれども、コロナ禍の中でも閉められないで頑張っているそういった保育所などについて、やはり町も補助すべきではないかなと、9,000円もらってもほとんどは、多くの保育園は国の配置基準があまりにも低いために、要するに保育士さん

を多く入れなくては運営できないというか、子どもたちの安全のためにも成長のためにも駄目だということで、そういったような加配をしているわけなのです。そういったところに国もようやく少し重い腰を上げながら、そういった補助金を出すというふうになってきたわけなのですけれども、町こそ本当はきちんとした補助をすべきだというふうに思うのですけれども、町の保育園、保育所などへの考え方をもう一度お聞かせいただけませんか。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

確かに保育士さんの仕事と申しますとやりがいのある仕事、一方で大変重労働ということで、長時間労働ですとか、特に今はコロナ禍ということで非常に条件の悪い状況で働いていただいているところであるということについては認識しておるところでございます。

ただ、国の子育て支援施策のメニューにのっとり、保育事業も充実をしているメニューがございまして、先ほど議員さんお示しいただいた処遇改善加算、こちらについてはこれまで平成27年頃から処遇改善加算の1ですとか、その後も2、キャリアアップの資格を持ったものについては加算があるとかという部分で、園あるいは保育士さん個人に支援をされておるところでございます。それらを見ながら、今回の9,000円、3%ほどの加算も増えておりますので、それらで今のところ耐えていただくということで認識しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 児童福祉法でやはり自治体がこの保育にかける子どもたちをきちんと保育しなければいけないというふうになっているのです。その責任があるということをぜひ考えていただいて、そういった中で先ほどもおっしゃられたように、非常にこの保育士さんの待遇が悪いと、これはもう国の基準があまりにも低過ぎる原因ですけれども、しかしそれを放置しておくわけにはいかないのだというふうに思うのです。それは、町の責任である程度やはり町の予算を使いながら、子育て支援と言っているわけですから、やるべきだというふうに思います。もう一度そこは、私は町の独自の補助金がなくなってしまったということについて驚いているのですけれども、ぜひ1,000円であったら1,500円に戻すべきだというふうに言おうと思ったのですけれども、それがなくなっているということであれば、もう一度これを復活していただいて、こういった保育士さんを応援するような施策を、これはやはり子どもたちを守るお金でもあるというふうに思うのですけれども、ぜひよろしくお願ひしたいのですが、どうでしょう、今後の検討課題としていかがでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 福祉課長、答弁願います。

〔福祉課長 木村晴彦登壇〕

○福祉課長（木村晴彦） 福祉課長、阿部議員の質問に答弁させていただきます。

阿部議員ご指摘のとおり、非常に厳しい状況ということも認識しておる中で、国、県の施策を受けながら、特に昨今のコロナ禍での加算も今のところ多岐にわたるメニューが設けられております。それらと近隣市町村の独自の支援の見方なども研究しながら、滑川町独自で可能性がある限り検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） ぜひよろしく願いいたします。

あと、アフターコロナというか、コロナ後の様々な施策を盛り込まれていらっしゃるけれども、一般質問でも質問しましたが、インボイス制度についての様々な事業者に対する説明なども行われているというふうに思うのですけれども、ここについて本当に影響が非常に大きいというふうに思うのです。今建設関係などでは、資材が、原材料費が物すごく値上がりして大変だというようなことになっているということなのです。そういったようなことも踏まえて、現在今の支援策をどういうふうにするのかと、国の支援制度はもう6月で終わりますから、そこを今後のことについてセミナーとか、あといろいろお考えのようだけれども、この緊急事態を皆さんどうやって過ごすのかと、さらにこれからインボイスが始まるというようなことを考えると、事業者にとっては大変な状況になるなというふうに思うのですけれども、その辺についてはお考えどうでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁させていただきます。

インボイス制度に関しましては、阿部議員さんからいただきました一般質問に対しましての答弁ということで、町の今の基本的な考え方ということをお話をさせていただきました。繰り返しますが、本制度については国会の審議を経て国が制度を導入したものでございます。町といたしましては、町内事業者、多くの方がこれに関係することで影響を及ぼされるということは承知はしておりますけれども、町としてはこの国の制度を広く周知して円滑に導入に結びつけるというのも町の使命でございますので、その辺のところはご了承いただくしかございません。よろしくお願いいたします。

その上で、この制度に関する町の支援策についてでございますが、現在のところ具体的な支援策等についての考えはございません。今後、商工会等とも連絡を取りながら、必要あれば協議を行いながら、その中で持っていきたいというふうに考えております。また、これも一般質問の中でお答えしたと存じますが、近隣市町村の動向等についても十分調査をする、注視をする予定でございますので、ご了承いただければと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） 今の状況を考えれば、そこへの支援というのは非常に重要だというふうに思うのですけれども、様々な支援策を出されましたけれども、事業者への支援が今のところこのセミナーとか、そういったようなことはありますけれども、直接的な支援については今のところないというようなことで、ぜひ今後検討していただきたい。この夏は値上げの夏だというふうにも言われています。ですから、これを乗り越えられるかどうかというのは、本当に大変な生き残りをかけたことになるのではないかなと思うのです。そこは、再度9月補正でもいいですから、とにかく事業者支援については再考していただきたいというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（瀬上邦久議員） 総務政策課長、答弁願います。

〔総務政策課長 小柳博司登壇〕

○総務政策課長（小柳博司） 総務政策課長、阿部議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の関係、特に臨時交付金を活用した事業につきましては、このお金を使って町民の生活を支えていく、支援をしていくというのがやはり大きな柱の一つでございます。今回補正予算の全体の中でご説明をさせていただきましたが、まだ今年度交付分についてはかなりの残額がございます。こういったものを今後どのように使用していくのかというものについて、今現在、各課、局において検討を進めているところでございますので、ご了承いただければと存じます。

繰り返しますけれども、9月補正予算においてそれらの事業についてのご審議をいただくことになるかと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 阿部議員、質疑願います。

○14番（阿部弘明議員） どうもありがとうございます。ぜひご検討をお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（瀬上邦久議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） これをもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 令和4年度滑川町一般会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第11、議案第40号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第40号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第40号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月7日提出

滑川町長 吉田 昇

それでは、補正額の詳細について事項別明細書にてご説明させていただきたいと思います。4ページをお開き願います。歳入につきましては、3億6,100万円で補正はございません。

次に、6ページをお開き願います。歳出については、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費を463万3,000円の増額とし、3,572万7,000円といたしました。増額の主な理由は、節2給料を232万9,000円、節3職員手当等を124万3,000円、節4共済費を74万6,000円、節18負担金、補助及び交付金を31万5,000円、それぞれ増額といたしました。理由は、4月の人事異動に伴い今年度の予算に不足が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

次に、款5項1目1予備費ですが、先ほどの給料等に増額するため463万3,000円を減額補正し、計609万9,000円とさせていただきました。

補正内容の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第40号 令和4年度滑川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議定について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第12、議案第41号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第41号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議定についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第41号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月7日提出

滑川町長 吉田 昇

それでは、補正額の詳細を事項別明細書にてご説明させていただきたいと思います。4ページをお開き願います。歳入につきましては、9,580万円で補正はございません。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。歳出についてですが、款2農業集落排水事業費、項1農業集落排水事業費、目1総務費を18万6,000円の増額とし、537万5,000円といたしました。増額の主なものは、節3職員手当等を8万6,000円、節4共済費を10万円、それぞれ増額といたし

ました。理由は、4月の人事異動に伴い今年度の予算に不足が見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

次に、款5項1目1予備費ですが、先ほどの給料等に増額するため18万6,000円を減額補正し、計155万3,000円とさせていただきます。

補正内容の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第41号 令和4年度滑川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の議定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第13、議案第42号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

會澤上下水道課長に提出議案の説明を求めます。

〔上下水道課長 會澤孝之登壇〕

○上下水道課長（會澤孝之） 上下水道課長、議案第42号 令和4年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

令和4年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和4年度滑川町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるとおりとする。

第2条 令和4年度滑川町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げさせていただきます。

収入、第1款事業収益3億7,886万9,000円、22万円、3億7,908万9,000円。

第1項営業収益3億6,933万1,000円、マイナス1,500万円、3億5,433万1,000円。

第2項営業外収益953万8,000円、1,522万円、2,475万8,000円。

支出、第1款事業費3億5,836万2,000円、89万5,000円、3億5,925万7,000円。

第1項営業費用3億4,835万2,000円、89万5,000円、3億4,924万7,000円。

第3条 予算第7条に定める(1)職員給与費を3,794万4,000円に改める。

令和4年6月7日提出

滑川町長 吉田 昇

それでは、補正額の詳細についてご説明させていただきます。今回の補正は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金を減免する3回目の支援事業を行うためのものと、4月の人事異動によって当初予算の人件費等に不足が生じるおそれがあるものなどについて補正を行わせていただくものです。

予算書最後のページ、11ページの令和4年度滑川町水道事業会計補正予算(第1号)事項別明細書を御覧いただきたいと思えます。

上段の表、収益的収入ですが、款1事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道料金は、減免する基本料金相当額として1,500万円の減額を計上させていただきました。予算規模については、1回目、2回目の実施時と同額となっております。

次に、項2営業外収益、目2他会計補助金、節1他会計補助金は、補正予定額として1,522万円を計上させていただきました。給水収益として基本料金分の減収を想定している額及び減額後の料金を再計算する際のシステム委託業者による支援作業に係る経費について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、水道料金減免事業補助金として一般会計より補助金として受け入れるためのものです。

次に、下の欄、収益的支出ですが、款1事業費、項1営業費用、目1業務費、節5委託料は、補正予定額22万円を計上させていただきました。こちらは先ほどご説明いたしました、今回の事業実施に伴う水道料金の一括再計算等を行う際のシステム委託業者による支援作業に係る費用です。システム改修は1回目の実施時に済んでおり、同条件で行うため追加費用は発生いたしません。

次に、目4総係費ですが、4月の人事異動に伴い今年度の予算に不足が見込まれるため、67万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

節3手当は住居手当、節9衣服費は新規採用職員の作業着等の購入費、節15役務費は水道の貯水池等で作業をする関係職員の細菌保菌検査を行うものです。上下水道課となり、対象職員が増員となったため増額とさせていただきました。

以上、雑駁ではありますが、補正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願

いたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第42号 令和4年度滑川町水道事業会計補正予算（第1号）の議定についてを採決
します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第14、議案第43号を議題とします。

事務局長より朗読を願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第43号 町道路線の廃止についてご説明いたします。

提案理由でございますが、開発による町道の付け替え計画等に伴い町道路線を廃止するため、この議案を提出するものであります。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回の廃止をお願いする町道9301号線及び町道9204号線は開発行為による町道の付け替えによるものです。

また、町道9385号線は、現状は道路としての形態はなく未利用であり、隣接地権者から払下げの要望があり、本路線を廃止するものです。

当該の3路線につきましては、別紙の路線網図を添付させていただきましたので、ご参照をお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第43号 町道路線の廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬上邦久議員） 日程第15、議案第44号を議題とします。

事務局長より朗読願います。

〔事務局長朗読〕

○議長（瀬上邦久議員） 朗読が終わりました。

稲村建設課長に提出議案の説明を求めます。

〔建設課長 稲村茂之登壇〕

○建設課長（稲村茂之） 建設課長、議案第44号 町道路線の認定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、開発による道路付け替え計画に伴い町道路線を認定するために、この議案を提出するものでございます。

内容につきましては、次のページを御覧ください。今回認定をお願いする町道9304号線は、先ほどの議案第43号で廃止の議決をいただいた道路の延長と起終点の地番を変更して、改めて認定をお願いするものです。

詳細につきましては、別紙の路線網図を添付させていただきましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（瀬上邦久議員） 提出議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 討論なしと認めます。

これより議案第44号 町道路線の認定についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（瀬上邦久議員） 賛成全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（瀬上邦久議員） 日程第16、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第73条の規定によって、総務経済建設常任委員会、吉野正浩委員長、文教厚生常任委員会、菅間孝夫委員長、議会運営委員会、北堀一廣委員長の3名から、お手元に配付しました閉会中の所管事務調査申出書のとおり、閉会中の所管事務調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。各委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員会の委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（瀬上邦久議員） 日程第17、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、議会運営委員会、北堀一廣委員長から、お手元に配付しました閉会中の継続調査申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会について

○議長（瀬上邦久議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（瀬上邦久議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長挨拶

○議長（瀬上邦久議員） ここで、吉田町長よりご挨拶をお願いします。

〔町長 吉田 昇登壇〕

○町長（吉田 昇） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の閉会に当たり一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、会期を残して令和4年度一般会計補正予算をはじめ、全15案件を慎重審議賜り、原案どおり可決、承認をいただきまして、深く感謝申し上げます。

審議の際に議員各位より賜りました多くのご意見、ご提案につきましては真摯に受け止め、今後の行政執行に当たって十分参考にさせていただきたいと思っております。

町といたしましても、職員一同が住民福祉の向上に真摯に取り組んでいく決意でございます。

議員各位におかれましては、お体には十分ご留意をいただき、ご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会に当たってのお礼の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（瀬上邦久議員） ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（瀬上邦久議員） これで本日の会議を閉じます。

議員各位と執行部のご協力によりまして、本定例会が終了できました。深く感謝を申し上げます。

これをもちまして、第232回滑川町議会定例会を閉会とします。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時22分）

○議会事務局長（島田昌徳） ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月10日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員